

2014年

# えひめ生活白書



一般社団法人 愛媛県労働者福祉協議会  
えひめ勤労者生活情報センター

# 2014年えひめ生活白書

一般社団法人 愛媛県労働者福祉協議会  
えひめ勤労者生活情報センター

# 目 次

## I 経済・社会の状況

1	2013年愛媛の社会・経済の動き	1
2	愛媛の経済の現況と見通し	5
3	就業構造基本調査でみる愛媛の就業状況と非正規就業	7
4	愛媛の中小企業の経営と雇用	9

## II 賃金をめぐる問題

5	春季生活闘争と格差是正の取り組み	11
6	毎月勤労統計でみる愛媛の賃金	13
7	時間賃金と賃金格差	15
8	企業規模間賃金格差の実態	17
9	大きい男女間の賃金格差	19
10	パートタイム女性労働者の賃金（非正規労働者の賃金実態）	21
11	地域最低賃金の引き上げについて	23
12	賃金決定機構と愛媛の賃金構造	25
13	連合愛媛賃金実態調査と地域ミニマム運動	27

## III 雇用の状況

14	県内の雇用情勢	31
15	失業・雇用情勢と「非正規労働者」	33
16	組織率の低下と組織化の課題	35

## IV 労働時間をめぐる問題

17	愛媛の労働時間の動向	37
18	労働時間の産業・規模間格差の是正を	39
19	サービス残業の実態について	41

## V 高齢者の状況

20	進む愛媛の高齢化	43
21	要介護（要支援）認定者数の状況	45

## VI 生活環境と生活問題

22	松山市の消費者物価指数	47
23	子どもの教育費	48
24	愛媛の勤労者の景況感とくらし（第5回愛媛勤労者定期観測調査 結果速報）	49

図表一覧	53
------	----

# I 経済・社会の状況

## 1 2013年愛媛の社会・経済の動き

愛 媛 県 内	国 内 ・ 国 際
<p><b>1月</b></p> <p>1. 9 西条市議会、新庁舎問題にかかる公約違反として青野勝市長の不信任決議案を可決。17日、市議会解散。</p> <p>1. 21 セブーンイレブン・ジャパン、専用商品の製造工場を新居浜市と坂出市に新設すると発表。</p> <p>1. 22 任期満了に伴う内子町長選挙告示、現職の稲本隆寿氏が無投票で再選。</p> <p>1. 27 任期満了に伴う砥部町長と町議会議員の両選挙の投開票。町長選は、前副町長の佐川秀紀氏が初当選。</p> <p>1. 28 国土交通省、事業凍結中だった山鳥坂ダムの建設を「継続する」方針を発表。</p>	<p><b>1月</b></p> <p>1. 8 大阪市教育委員会、市立桜宮高校生徒が教諭からの体罰が理由とみられる自殺をしていたことを発表。</p> <p>1. 11 最高裁、薬ネット販売禁止としていた厚生労働省令を違法とする判断。</p> <p>1. 14 最新鋭旅客機「ボーイング 787 型機」で相次いだバッテリーからの出火や燃料漏れなどのトラブルで国土交通省航空局が調査開始。</p> <p>1. 16 大手ブランドメーカー「日揮」のアルジェリア東部天然ガス関連施設をイスラム武装勢力が襲撃。10人の日本人が死亡。</p> <p>1. 22 政府と日本銀行、2%のインフレ目標を明記した「共同声明」を発表。</p> <p>1. 24 財務省 12年の貿易統計を発表。貿易収支は6兆9273億円の赤字。</p> <p>1. 30 安倍首相、2030年代原発ゼロを目指すとした前政権の戦略の全面的な見直しを表明。</p>
<p><b>2月</b></p> <p>2. 3 任期満了に伴う今治市長選挙の投開票、現職の菅良二氏が再選。</p> <p>2. 6 中村時広知事、伊方原発事故の際の対策拠点となる県オフサイトセンターを、伊方町役場内から移転し西予市に新設すると発表。</p> <p>2. 20 四国電力、家庭向け電気料金を平均10.94%値上げする計画を政府に申請。</p> <p>2. 24 市長への不信任議決により解散した西条市議会議員選挙、投開票。同議決に賛成した前職16人中13人が当選、改選後の不信任再議決に反対意向の計12人が当選。</p> <p>2. 25 県教育委員会、大阪市立桜宮高の生徒自殺を受けた実態調査、2012年4月～13年1月末に発生した体罰は計21件と発表。</p> <p>2. 26 四国中央市の井原巧市長、夏の参院選で愛媛選挙区からの出馬を表明。</p>	<p><b>2月</b></p> <p>2. 5 小野寺防衛相、海上自衛隊護衛艦に対し、中国海軍艦艇が火器管制用のレーダー照射をしていたことを発表。</p> <p>2. 7 内閣府、2012年12月の景気動向指数速報(05年=100)を発表。景気の現状を示す一致指数は11月よりも2.5ポイント高い92.7と、9か月ぶりのプラス。上昇幅は過去3番目の大きさ。</p> <p>2. 12 北朝鮮、09年5月に続き3回目となる核実験を発表。金正恩体制の発足後初。</p> <p>2. 15 ロシア中部ウラル地方の上空で、隕石が爆発、落下。</p> <p>2. 22 安倍首相とオバマ米大統領の初の首脳会談。TPPに関する共同声明を発表。</p> <p>2. 26 緊急経済対策を柱とする13兆1054億円の12年度補正予算は参院本会議で、可決、成立。</p>
<p><b>3月</b></p> <p>3. 3 中山高校の第62回卒業式と閉校式。64年5カ月の歴史に幕。</p> <p>3. 4 西条市市議会の改選後初招集議会となる臨時議会。市長不信任決議案が再提出されたが、反対する12人が退席により議会は空転。5日、決議案は廃案。</p> <p>3. 6 普天間飛行場配備のオスプレイ3機、オレンジルートを使っての低空飛行訓練を開始。</p> <p>3. 16 松山市浅海原の竹やぶに、小型ヘリコプターが不時着。</p> <p>3. 17 八幡浜市大平と同市保内町喜木を結ぶ地域高規格道路「名坂道路」が開通。</p>	<p><b>3月</b></p> <p>3. 15 安倍首相、TPPへの交渉参加を正式表明。</p> <p>3. 18 政府の中央防災会議の作業部会、南海トラフ巨大地震の経済的被害は最大約220兆円との推計を発表。</p> <p>3. 20 日本銀行第31代総裁に、黒田東彦・元アジア開発銀行総裁が就任。</p> <p>3. 21 自見代表が国民新党を解党すると発表。</p> <p>3. 25 広島高裁、昨年12月衆院選の「1票の格差」をめぐる訴訟で、広島1区、2区の選挙を「違憲、無効」とする判決。</p> <p>3. 28 衆院選挙区画定審議会、小選挙区の区割り改定案をまとめ、安倍首相に勧告。「1票の格差」は、現在の最大2.524倍から2倍未満の1.998倍に縮小。</p>

愛 媛 県 内	国 内 ・ 国 際
<p><b>4 月</b></p> <p>4. 2 任期満了に伴う鬼北町長選挙と町議会議員選挙の告示。町長選は前職甲岡秀文氏が無投票で再選。町議選は定数と同じ14人が立候補を届け出、無投票で全員が当選。</p> <p>4. 3 第85回選抜高校野球大会、済美高校が準優勝。</p> <p>4. 7 八幡浜港に新しい市営魚市場が完成、初競り。</p> <p>4. 14 任期満了に伴う伊予市長選挙の投票票、前市議の武智邦典氏が初当選。</p> <p>4. 28 井原巧前市長の参院選出馬に伴う四国中央市長選挙、投票票。前自民党県議の篠原実氏が初当選。</p> <p>4. 28 松山市出身のプロゴルファー松山英樹、プロ2戦目でのツアー優勝。</p>	<p><b>4 月</b></p> <p>4. 1 長嶋茂雄氏と、松井秀喜氏の国民栄誉賞受賞が決定。</p> <p>4. 4 日銀、量的緩和を柱とした金融緩和策を決定。資金供給量を2年間で2倍に拡大、2%のインフレ目標達成を目指す。</p> <p>4. 5 東京電力、福島第一原発地下貯水槽から汚染水が漏れた可能性があると発表。</p> <p>4. 7 政府、北朝鮮の弾道ミサイル発射の動きによる破壊措置命令を発令。</p> <p>4. 12 肺がん治療薬「イレッサ」の副作用を巡る東京訴訟と大阪訴訟、患者側の全面敗訴で終結。</p> <p>4. 19 ネット選挙運動を解禁する改正公職選挙法、参院本会議で可決、成立。</p>
<p><b>5 月</b></p> <p>5. 7 県立中央病院、新本院で外来診療を開始。県内最大の公立病院として新たなスタート。</p> <p>5. 9 みんなの党、県連組織の「みんなの党愛媛」の立ち上げ準備に入っていることが判明。</p> <p>5. 15 今治港と今治市大島の下田水港を高速船で結ぶ協和汽船、6月から2カ月間の減便を経て、事業を1年間休止することを四国運輸局に申請。</p> <p>5. 20 愛媛県、子宮頸がんワクチンの副作用にかかる問題で、2011年2月～13年3月に同様の事例が10件あったと公表。</p> <p>5. 28 内閣府作業部会、南海トラフ巨大地震対策の最終報告を公表。</p> <p>5. 29 今治市波方町に建設されていた波方国家石油ガス備蓄基地が完成。国家備蓄基地としては世界最大。</p>	<p><b>5 月</b></p> <p>5. 10 東京外国為替市場円相場、円安が加速し1ドル＝100円超。</p> <p>5. 15 2013年度予算が成立。一般会計総額92兆6115億円で7年ぶりの減額予算。別枠計上の復興予算4.4兆円を合わせると過去最大規模。</p> <p>5. 15 原子力規制委員会、高速増殖炉「もんじゅ」の1万件近い点検漏れで、再開準備停止命令を決定。</p> <p>5. 16 ホンダ、F1世界選手権に2015年から復帰すると発表。</p> <p>5. 22 原子力規制委、敦賀原発2号機直下の断層を「耐震設計上考慮すべき活断層」と認定。</p> <p>5. 24 国民全員に番号を割り振る共通番号制度関連法、参院で可決、成立。</p>
<p><b>6 月</b></p> <p>6. 10 愛媛県、四国電力伊方原発での事故想定による広域避難計画を発表。</p> <p>6. 11 格安航空会社のジェットスター・ジャパン、松山ー成田線が就航。</p> <p>6. 12 松山赤十字病院、新病院の概要を発表。</p> <p>6. 24 衆院小選挙区定数「0増5減」に伴う改正公選法が可決成立。愛媛では現在2区の伊予市と内子町小田地区を4区に編入。</p> <p>6. 25 ポンジュースを生産するえひめ飲料、JA全農の完全子会社となることが判明。</p>	<p><b>6 月</b></p> <p>6. 4 サッカーW杯ブラジル大会アジア最終予選、日本は5大会連続5度目の本大会出場が決定。</p> <p>6. 5 厚生労働省発表の人口動態統計、2012年に生まれた赤ちゃんの数は103万7101人(前年比1万3705人減)で、過去最少を更新。</p> <p>6. 14 厚生労働省、子宮頸がんワクチン接種にかかる副作用の問題で「勧奨を一時的に中止する」と発表。</p> <p>6. 19 原子力規制委員会、全国原発安全対策強化を義務づける新規制基準を決定。7月8日施行。</p> <p>6. 21 いじめ防止対策推進法が参院で可決、成立。</p> <p>6. 22 世界文化遺産に「富士山」の登録が決定。</p> <p>6. 24 衆院小選挙区定数の「0増5減」を実現する区割り法が成立。</p>

愛 媛 県 内	国 内 ・ 国 際
<p><b>7月</b></p> <p>7. 4 第23回参院選、公示。愛媛選挙区(改選数1)は、5人が立候補。</p> <p>7. 8 原発の新規制基準が施行。四国電力、伊方原発3号機の再稼働に向けた安全審査を原子力規制委員会に申請。</p> <p>7. 8 愛媛で初めての開催となる全国知事会議が松山市で開催。～9日</p> <p>7.10 松山市、共同住宅の固定資産税減額措置で誤った「独自基準」を数十年適用し、過徴収していたと発表。</p> <p>7.17 愛媛、広島両県、今治市岡村島と小大下島に広島県用水を越境供給する基本協定を締結。</p> <p>7.21 第23回参院選、投開票。愛媛選挙区は、前四国中央市長で自民党の井原巧氏が初当選。</p>	<p><b>7月</b></p> <p>7.16 東京証券取引所と大阪証券取引所、株式市場を統合し、東証に一本化。</p> <p>7.21 第23回参院選、自民、公明両党が76議席を獲得。非改選議席を合わせ、参院過半数を確保し「ねじれ国会」が解消。</p> <p>7.23 日本は環太平洋経済連携協定(T P P)の交渉会合に正式に参加。</p> <p>7.23 内閣府、公益財団法人・全日本柔道連盟(全柔連)に是正勧告。</p> <p>7.25 社民党福島瑞穂党首、党首辞任を表明。</p> <p>7.30 総務省、6月完全失業率3.9%を発表。4%を下回るのはリーマン・ショック直後の2008年10月以来。</p>
<p><b>8月</b></p> <p>8.10 松山市道後湯月町の宝厳寺の本堂から出火、全焼。国重要文化財「木造一遍上人立像」が焼失。</p> <p>8.10 「反貧困フェスタ2013inえひめ」が愛媛大学で開催。</p> <p>8.12 県内、各地で酷暑。松山地方气象台によると、1979年の観測開始以来、最高となる37.6度を記録。新居浜37.7度、今治37.1度、松山36.4度など、15観測地点中10地点で猛暑日となった。</p> <p>8.23 ラフォーレ原宿・松山の跡地利用で、新設ビルへの入居は「カンデオホテル」を軸に最終調整していることが判明。</p> <p>8.25 八幡浜市長選挙、投開票(定数16)。立候補17人のうち現職9人、元職1人、新人6人が当選。</p>	<p><b>8月</b></p> <p>8. 7 経済産業省、福島第一原発からの汚染水が推計1日300トン、海に流出していると公表。</p> <p>8. 9 財務省発表の「国の借金」、1008兆6281億円(6月末時点)で初めて1000兆円を突破。</p> <p>8.11 気温35度以上の猛暑日、全国の観測地点の約3分1(297地点)と史上最多を記録。12日、高知県四万十市で国内観測史上最高の41.0度を記録。</p> <p>8.28 総務省、3月31日現在の人口を4年連続減となる1億2639万3679人と発表。</p> <p>8.31 オバマ米大統領、シリア内戦における化学兵器問題で、米国による軍事攻撃を議会に問う考えを表明。</p>
<p><b>9月</b></p> <p>9. 1 四国電力、火力発電の燃料費圧迫のため家庭向け電気料金を平均7.8%値上げ。</p> <p>9. 1 任期満了に伴う宇和島市長選、市議会議員選挙(定数26)の投開票。市長選は現職の石橋寛久氏が3選。市議会議員選挙は、立候補28の内、現職22人、新人4人が当選。</p> <p>9. 4 台風17号の影響などで県内で記録的大雨。県内各地で土砂崩れや冠水。</p> <p>9. 6 9月定例松山市議会、議長議席勧告にかかる二度目の空転。</p> <p>9. 9 伊方町議員全員協議会、原発依存の地域振興策を見直し、新たな観光振興策をまとめる方針を表明。</p> <p>9.10 任期満了に伴う大洲市議会議員選挙(定数22)の投開票。立候補24人の内、現職16人、前職1人、新人5人が当選。</p> <p>9.24 西予市全域を対象にした「四国西予ジオパーク」が、日本ジオパークに認定。</p>	<p><b>9月</b></p> <p>9. 3 政府の原子力災害対策本部、福島第一原発の汚染水対策の基本方針を決定。</p> <p>9. 7 2020年夏季五輪・パラリンピック、東京での開催が決定。</p> <p>9.10 オバマ米大統領、シリア問題について外交的解決を目指す方針を表明。14日、米露外相は、シリア、アサド政権に化学兵器廃棄を求めることで合意。</p> <p>9.13 プロ野球楽天の田中将大投手、シーズン最多連勝記録となる21連勝。</p> <p>9.15 プロ野球ヤクルトのバレンティン外野手がプロ野球新記録となる今季56号本塁打。</p> <p>9.16 韓国と北朝鮮の経済協力事業「開城工業団地」、5か月ぶりに操業を再開。</p> <p>9.22 J R北海道、貨物列車脱線事故調査で、補修を放置した線路の不具合が88か所と発表。24日、異常箇所は計267か所に上ることを発表。</p> <p>9.27 金融庁、みずほ銀行に、反社会的勢力との取引を2年以上も放置したとして業務改善命令。</p>

愛 媛 県 内	国 内 ・ 国 際
<p><b>10月</b></p> <p>10. 4 パナソニックヘルスケア、西条工場を2016年3月末までに閉鎖すると発表。</p> <p>10.20 瀬戸内しまなみ海道を舞台に「サイクリングしまなみ2013」開催。</p> <p>10.20 子規記念博物館3代目館長でコラムニストの天野祐吉さん死去。</p> <p>10.22 松山大学の創立90周年記念式典開催。</p> <p>10.27 大相撲巡業松山場所、愛媛県松山市市坪西町の県武道館で開催。</p>	<p><b>10月</b></p> <p>10. 1 政府、2014年4月に消費税率を8%に引き上げる方針を閣議決定。</p> <p>10.14 社民党、新党首に吉田忠智氏を選出。</p> <p>10.28 北京市天安門前の歩道に小型四輪駆動車が突入・炎上。</p> <p>10.31 台風26号による豪雨、伊豆大島で土石流が発生し多数の住宅が流される被害。 (このころ) 10月28日、阪急阪神ホテルズで食材偽装表示が判明。以降、大手百貨店や、ホテルなどでも食材の虚偽表示が判明。</p>
<p><b>11月</b></p> <p>11.15 国の文化審議会、宇和島市の木屋旅館本館を登録有形文化財とするよう文部科学相に答申。</p> <p>11.18 EUファンロンパイ大統領、日EU定期首脳協議に先立ち松山市を訪問。</p> <p>11.21 愛媛県教育委員会、定年退職した教職員の再任用制度にフルタイム職を導入することを決定。</p> <p>11.23 松山東署、恐喝未遂の疑いで松山市議会現職市議を逮捕。</p> <p>11.25 JR四国、2014年6月を目標に予讃線新型特急電車の導入を発表。</p> <p>11.28 「瀬戸内しまなみ海道国際サイクリング大会(仮称)」、2014年10月26日開催が決定。</p>	<p><b>11月</b></p> <p>11. 3 プロ野球日本シリーズ、楽天が球団創設初の日本一。</p> <p>11. 8 猛烈な強さの台風30号がフィリピン中部を直撃。27日、比国家災害対策本部、死者5500人、行方不明者1757人と発表。</p> <p>11. 8 歌手、島倉千代子さん死去。</p> <p>11.20 海上保安庁、東京都西之島付近の海域で海底噴火による新しい島の出現を確認。</p> <p>11.27 国家安全保障会議設置法が参院本会議で、可決、成立。</p> <p>11.28 広島高裁岡山支部、7月参院選「1票の格差」をめぐる裁判で、選挙区定数配分は「違憲」で、岡山選挙区を「無効」とする判決。</p>
<p><b>12月</b></p> <p>12. 1 「NO NUKES えひめ」が松山市で開催。</p> <p>12. 1 松山市出身のプロゴルファー松山英樹、史上初のプロ1年目での賞金王を獲得。</p> <p>12.10 文部科学省の2012年度問題行動調査、県内国公私立小中高校のいじめ認知件数796件(前年度59件増)だったことが判明。</p> <p>12.16 高松高裁、7月参院選「1票の格差」をめぐる訴訟で、愛媛など四国4県選挙区は「違憲状態」と判断、選挙無効の請求は棄却。</p> <p>12.24 道後温泉本館建設120周年を記念するアートフェスティバル「道後オンセナート2014」がプレオープン。</p> <p>12.29 「プロ野球愛媛県人会」発足。</p>	<p><b>12月</b></p> <p>12. 5 南アフリカ元大統領、ネルソン・マンデラさん死去。</p> <p>12. 6 特定秘密保護法、参院で自民、公明両党の賛成多数で可決、成立。</p> <p>12. 9 みんなの党、江田前幹事長ら国会議員14人が離党届を提出し党分裂。18日、江田氏ら国会議員15人が新党「結いの党」を設立。</p> <p>12.17 政府、初の「国家安全保障戦略」を決定。</p> <p>12.19 東京都猪瀬知事、医療法人「徳洲会」から現金5000万円を受け取っていた問題の責任を取り、都議会議長に辞表を提出。</p> <p>12.27 沖縄県仲井真知事、米軍普天間飛行場移設問題で、政府申請の移設先名護市辺野古沿岸部の埋め立てを承認。</p>

資料出所 「愛媛新聞」記事等により作成。



## 2 愛媛の経済の現況と見通し

リーマンショックによって急速に停滞した国内経済も、2009年春を底に景気循環は拡張局面に移行した。その後の東日本大震災が発生や、欧州債務危機による世界経済の減速、歴史的な円高の進行など、度重なる外生的ショックに見舞われながらも、財政出動などにより持ち直しの動きを持続させてきた。

2012年暮れに発足した第二次安倍内閣では、デフレ脱却に向けた“アベノミクス”政策が実施され、日銀異次元金融緩和などにより円安が進行、株価も回復の基調を見せている。こうした動きを、個人消費の底支えよる確固たる景気回復につなげるためには、労働者賃金の上昇など、勤労者個々人に景気回復の実感がもたらされなくてはならない。

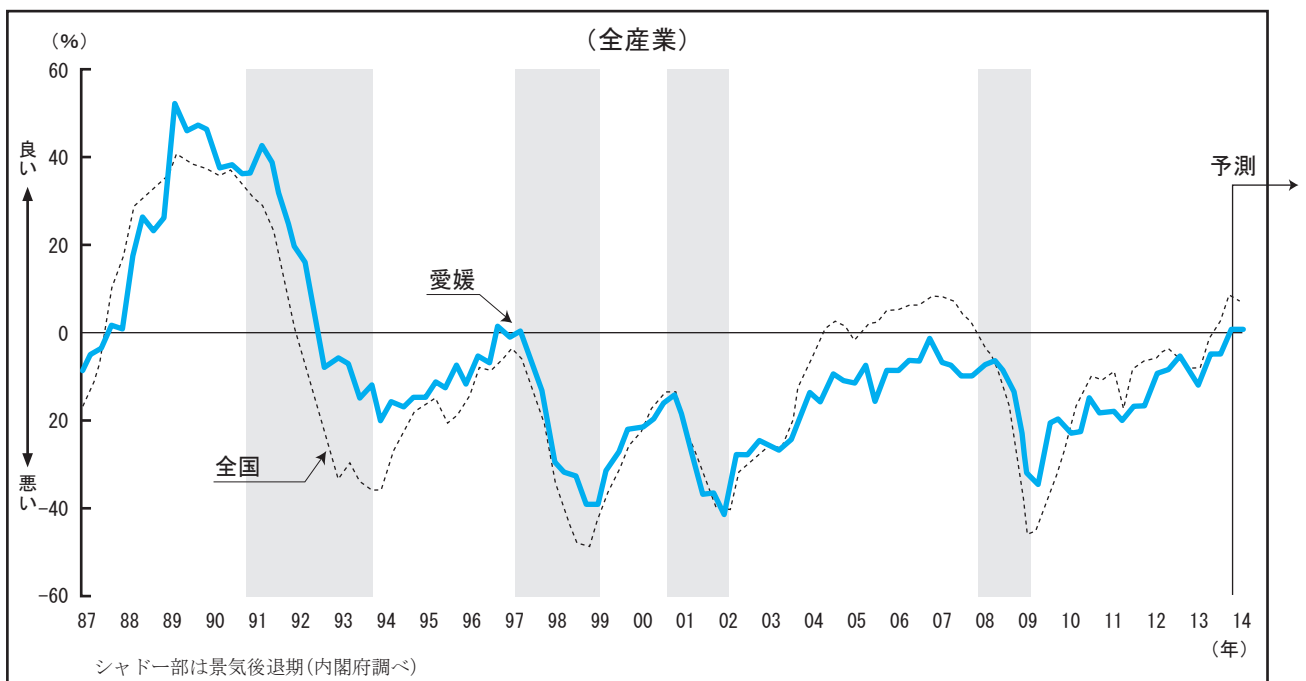
2013年の県内経済について、生産面では業種間に差はあるものの全体に持ち直しつつあり、また個人消費面でも緩やかに持ち直しつつある。

2013年の業況判断の推移を、日本銀行松山支店の「短期経済観測調査」(2013年12月)でみると、全産業での業況判断は9月調査比で5ポイント改善となっており、今後の先行きについては、1ポイント改善で「良い」超幅が拡大する見通しとなっている。(2013年3月調査▲13 ⇒ 6月調査▲6 ⇒ 9月調査▲5 ⇒ 12月調査0 ⇒ 14年3月見通し1)

### 日本銀行「企業短期経済観測調査」

日本銀行が年4回(3月、6月、9月、12月)に行う企業へのアンケート調査。略称「日銀短観」という。調査内容は、企業の業況判断、製品需給・在庫・価格判断、売上・収益計画、設備投資計画など。景気に関する企業の判断を求め、「良い」とみる企業の割合から「悪い」とする割合を差し引いたものを業況判断指数として発表している。

図2 愛媛の業況判断の長期的推移



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

表2 全国と愛媛の主要経済指標

愛 媛 県	鉱工業生産指数 (季節調整値) 2010年=100		新設住宅着工		大型小売店販売額		新車登録・届出台数 (普通・軽自乗用車)		企 業 倒 産		
	指数	前年比*	戸	前年比	億 円	前年比**	台	前年比	件 数		
									件	負債額 百万円	
2010年	100.0	8.0	6,517	-4.2	2,003	-5.3	44,250	6.3	132	29,977	
2011年	98.7	-1.3	7,262	11.4	2,042	1.3	35,104	-20.7	90	28,380	
2012年	96.8	-1.9	7,535	3.8	2,045	-0.3	47,094	34.2	92	28,578	
2013年	1月	93.1	-5.4	678	43.0	176	-2.9	3,483	-7.3	5	720
	2月	88.9	-12.1	534	-26.4	143	-4.8	4,389	-11.1	9	741
	3月	102.5	3.8	841	43.8	170	1.3	5,731	-14.1	5	871
	4月	92.5	-4.6	685	21.5	156	-4.6	3,167	0.4	6	2,122
	5月	96.7	0.0	534	-18.1	161	-2.1	3,081	-8.1	6	911
	6月	90.7	-5.6	795	13.4	163	1.9	3,751	-13.3	4	1,486
	7月	97.9	2.9	855	69.6	186	-4.9	3,877	-18.8	9	2,520
	8月	88.8	-6.4	700	16.7	171	-3.0	3,281	-2.4	4	917
	9月	94.8	0.8	739	4.1	158	-2.6	4,187	13.9	2	295
	10月	94.4	-10.4	736	35.3	171	-3.3	3,436	22.8	1	280
調査機関	愛媛県統計課		国土交通省		四国経済産業局		四国運輸局		東京商工リサーチ		

全 国	鉱工業生産指数 (季節調整値) 2010年=100		新設住宅着工		大型小売店販売額		新車登録・届出台数 (普通・軽自乗用車)		企 業 倒 産		
	指数	前年比*	戸	前年比	億 円	前年比**	台	前年比	件 数		
									件	負債額 百万円	
2010年	100.0	15.6	813,126	3.1	195,791	-2.6	2,927,602	10.9	13,321	71,608	
2011年	97.2	-2.8	834,117	2.6	195,933	-1.8	2,386,036	-18.5	12,734	35,929	
2012年	97.8	0.6	882,797	5.8	195,916	-0.8	3,014,651	26.3	12,124	38,346	
2013年	1月	94.1	-6.0	69,289	5.0	16,872	-3.5	206,545	-13.6	934	2,246
	2月	94.9	-10.1	68,969	3.0	14,239	-3.7	261,619	-13.3	916	1,720
	3月	95.0	-7.2	71,456	7.3	16,598	2.5	369,703	-16.7	929	1,591
	4月	95.9	-3.4	77,894	5.8	15,508	-2.3	187,619	0.3	899	6,860
	5月	97.7	-1.1	79,751	14.5	15,889	-0.4	191,976	-8.9	1,045	1,733
	6月	94.7	-4.6	83,704	15.3	16,385	3.5	233,176	-17.5	897	3,837
	7月	97.9	1.8	84,459	12.0	17,127	-1.6	249,899	-15.5	1,025	1,996
	8月	97.0	-0.4	84,343	8.8	15,823	-0.1	188,867	-7.9	819	1,663
	9月	98.3	5.1	88,539	19.4	15,059	0.7	284,109	12.7	820	1,902
	10月	99.3	5.4	90,226	7.1	15,911	-0.1	232,922	18.6	959	1,553
調査機関	愛媛県統計課		国土交通省		四国経済産業局		四国運輸局		東京商工リサーチ		

注) \* 前年比は原指数による  
\*\* 前年比は既存店による

### 3 就業構造基本調査でみる愛媛の就業状況と非正規就業

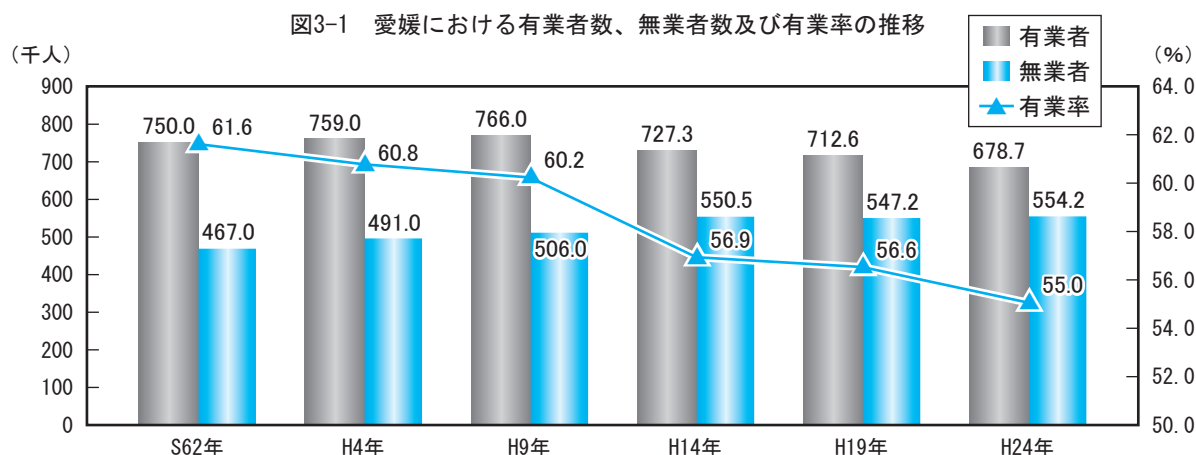
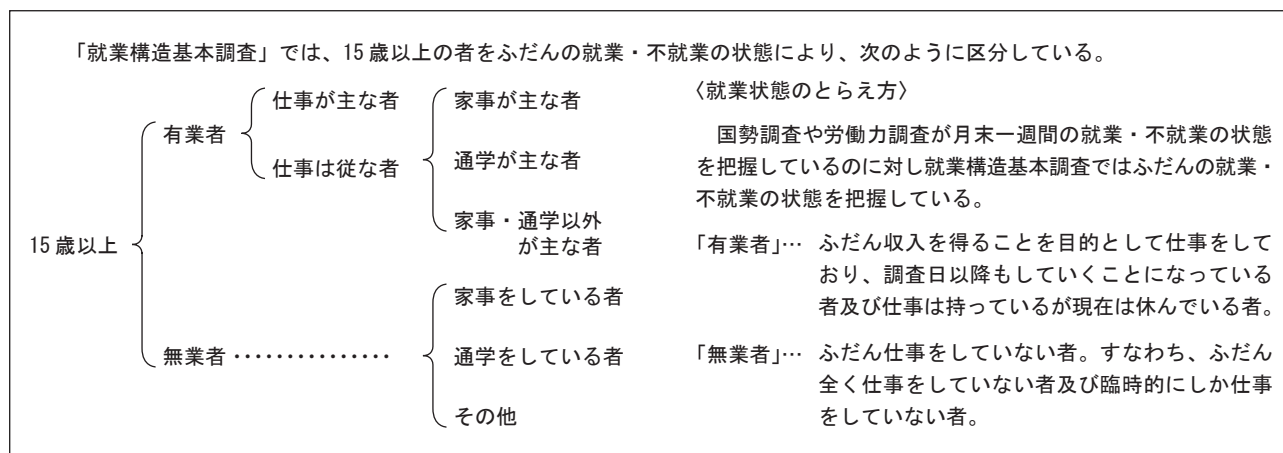
2012年10月実施の「平成24年 就業構造基本調査」から、愛媛の就業状態をみてみると15歳以上人口123万3,000人のうち、普段の就業状態別にみると有業者は67万8,700人（平成19年同調査比33,900人減）、無業者は55万4,200人（同比7,000人増）となり有業率は55.0%となった。男女別における有業率では、女性有業率に目立った上昇が見られており、女性特有のM字型就業が解消に向かっていることが見て取れる。

最近の社会情勢からみた就業状況の変化として、非正規就業者にスポットをあててみると、新規に就業した人の雇用形態が非正規である割合は37.8%となっており前回調査（34.2%）から3.6ポイント増加、男女別にみても同様で、毎年割合が増加して

きている。

さらに転職があった際の雇用形態間の移動をみると、平成19年10月から平成24年9月までの間の転職就業者数は9万5,500人で、そのうち「前職が正規の転職者」5万800人をみると、「転職先も正規」であった人は2万9,700人（58.5%）、「転職先が非正規」であった人が2万1,100人（41.5%）となっている。また「前職が非正規の転職者」は4万4,700人となっており、そのうち「転職先が正規」であった人は1万200人（22.8%）、「転職先も非正規」であった人が3万4,500人（77.2%）であった。

前回調査（平成19年度）との比較でも、転職時の雇用形態間の移動で、正規から非正規に移る人の割合が増加していることがわかる。



資料出所 総務省統計局「就業構造基本調査」各年版により作成。以下同じ。

図3-2 愛媛の年齢別有業率

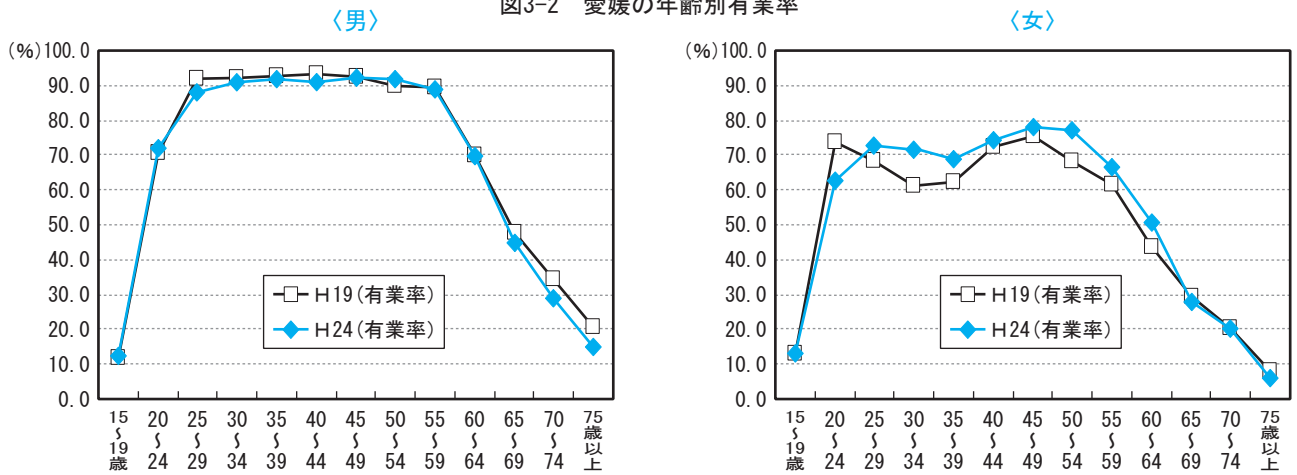


図3-3 愛媛における新規就業者に占める「非正規就業者」の割合の推移

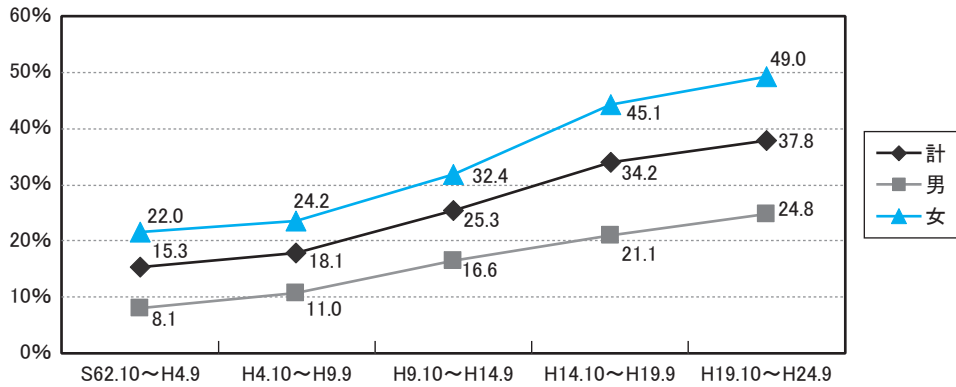
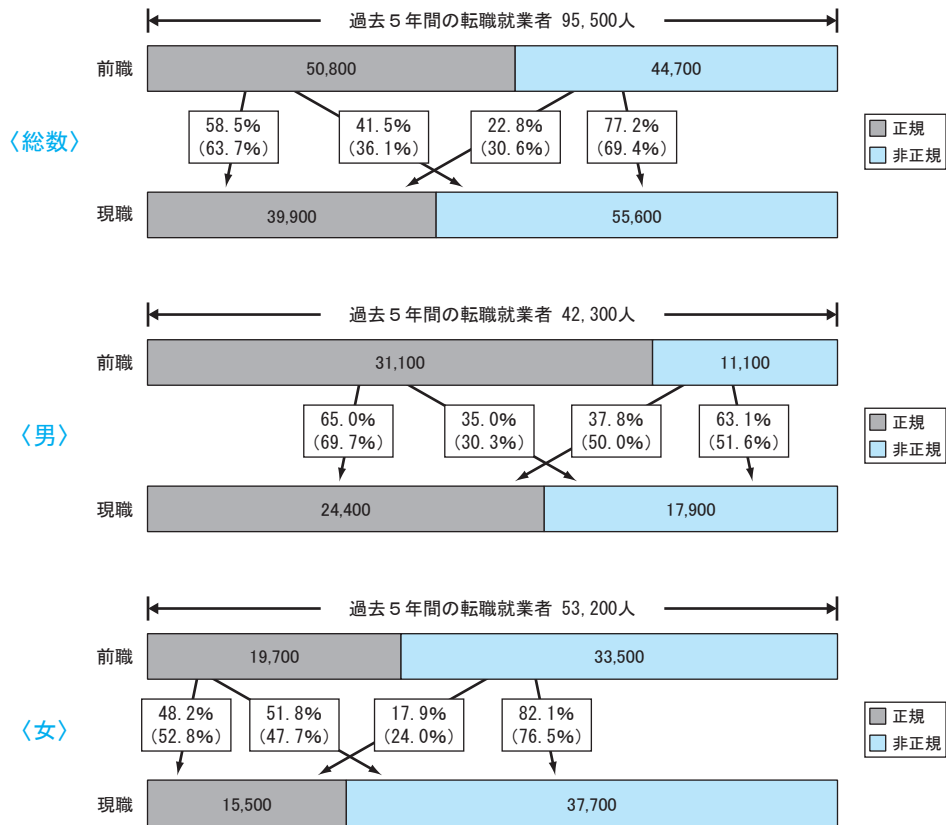


図3-4 愛媛における雇用形態間の就業移動状況（平成19年10月以降の5年間）



注1) ( )内は平成19年調査の数値。

注2) 数値は単位未満を四捨五入しているため、内容の合計値の計と必ずしも一致しない。

## 4 愛媛の中小企業の経営と雇用

愛媛県中小企業団体中央会が2012年7月に実施した「愛媛県における中小企業の労働事情調査」結果によると、従業員300人以下の241事業所のうち、経営状況が「良い」とする事業所は8.7%、「変わらない」が46.5%、「悪い」が44.8%であった。経営状況を「悪い」とする回答が前年度（54.1%）に比べて6.2ポイント減少した。

今後の方針としては、「現状維持」が最も多く71.1%、「強化拡大」が19.7%、「縮小」が8.4%の順序となっている。

経営上のあい路については、「販売不振・受注の減少」が50.4%で最も高く、ついで「同業他社との競争激化」が48.8%、「製品価格（販売価格）の下落」が25.0%となっており、この三つの要因が経営上の大きなあい路になっている。つぎに「人材

不足（質の不足）」が続き23.8%となっている。

組織状況や雇用状況を見ると、労働組合が組織されている事業所は7.5%で9割強の事業所に労働組合が組織されていない。

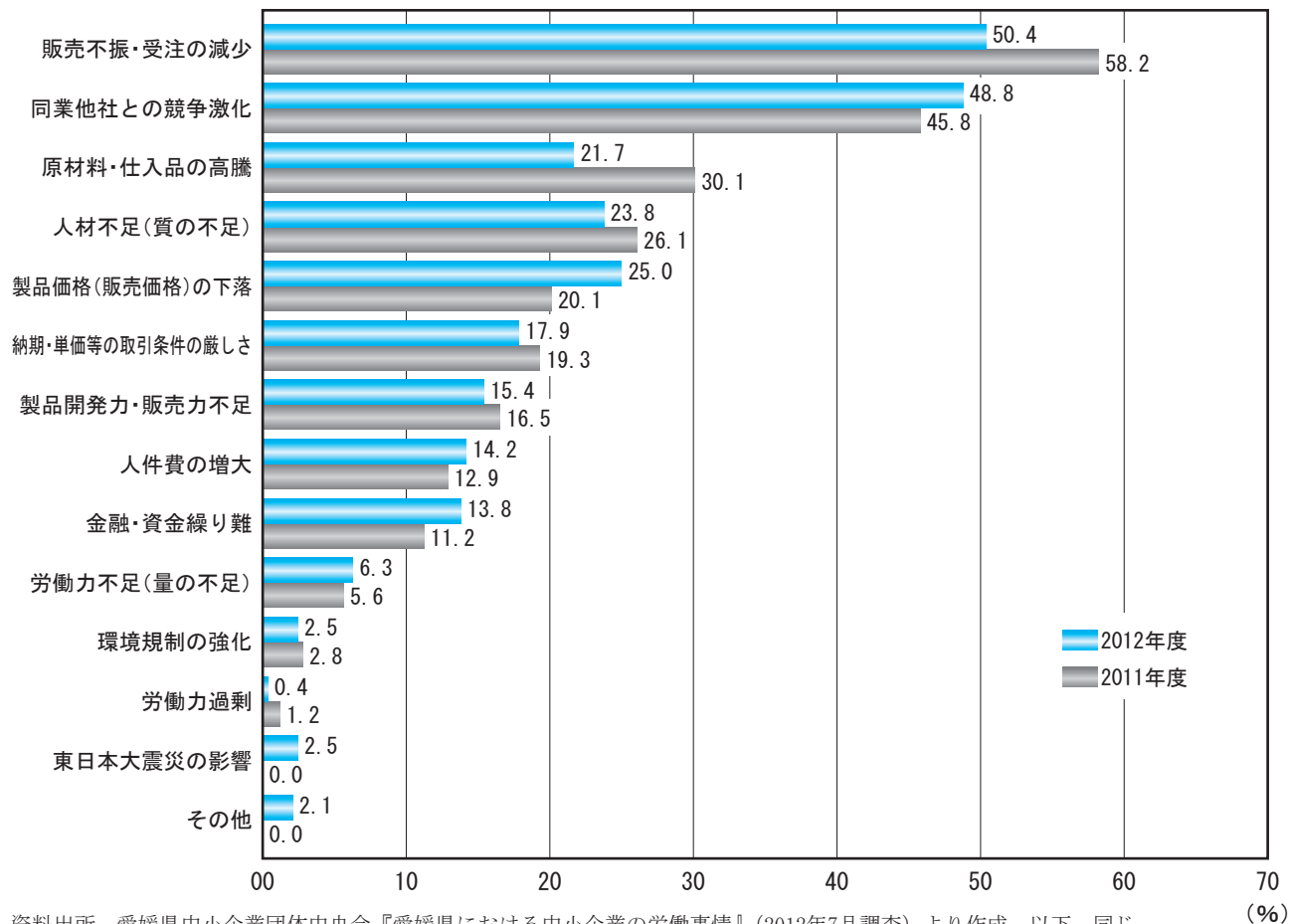
また女性労働者比率は従業員規模別に見ると、「5～9人」規模の事業所での比率が最も高く、平均値で34.0%となっている。

またパートタイム労働者比率については、「1～4人」規模の事業所での比率が最も高く、平均値で18.25%となっている。

### 中小企業団体中央会

中小企業等協同組合法に基づいて、全国に全国中小企業団体中央会と47都道府県に各都道府県中小企業団体中央会が設置されており、地区内の中小企業団体を会員とする特別法人で、中小企業組織化の指導とその関連事業を主な業務としている。

図4-1 愛媛の中小企業の経営上のあい路



資料出所 愛媛県中小企業団体中央会『愛媛県における中小企業の労働事情』（2012年7月調査）より作成。以下、同じ。

図4-2 愛媛の中小企業の経営状況

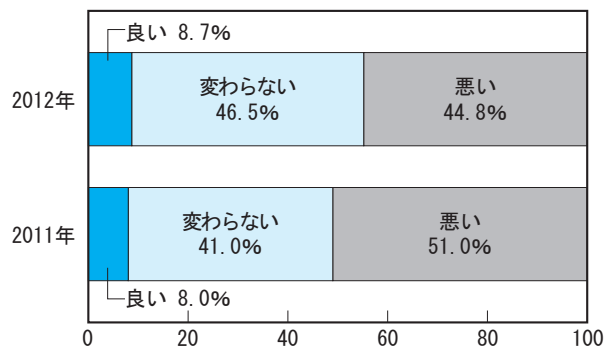


図4-3 愛媛の中小企業の今後の経営方針

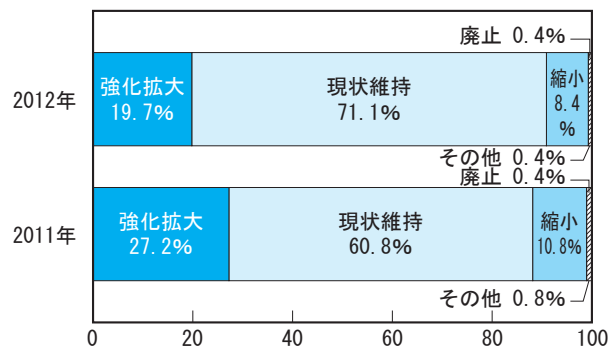


図4-4 愛媛の中小企業の経営上の強み（上位3項目）

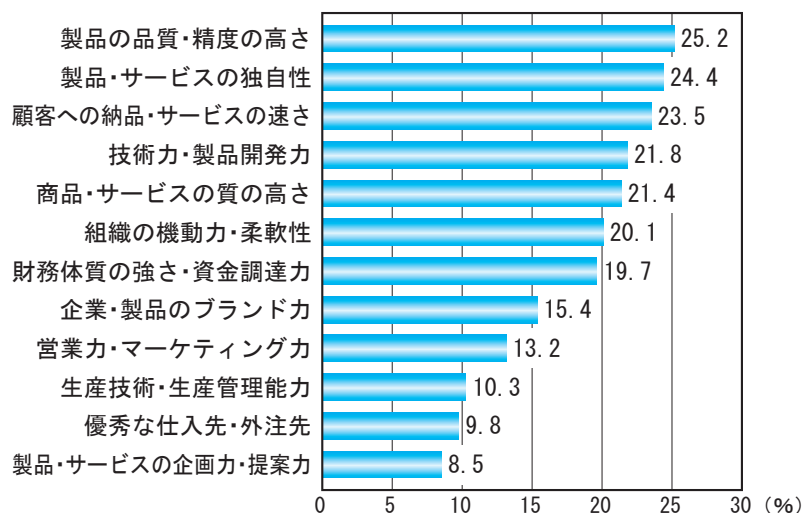


図4-5 労働組合の組織状況

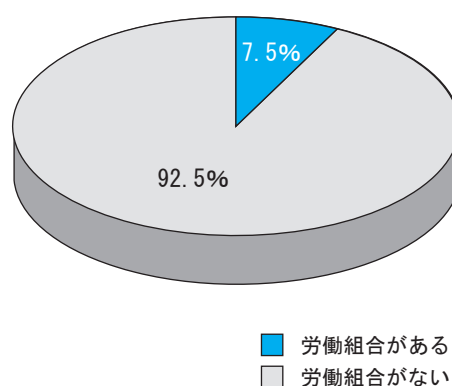


表4-1 愛媛の中小企業の女性常用労働者比率（2012年）

(単位：%)

	0%	10%未満	10~20%	20~30%	30~50%	50~70%	70%以上	100%	平均値
産業計	6.2	17.0	22.7	15.8	15.8	12.9	7.1	2.5	29.55
製造業	7.5	14.2	18.3	14.2	19.2	15.0	8.3	3.3	32.85
非製造業	5.0	19.8	27.2	17.4	12.4	10.7	5.8	1.7	26.28
1~4人	45.5	—	—	—	18.2	27.3	4.5	4.5	28.41
5~9人	10.6	—	19.1	23.5	19.1	17.0	4.3	6.4	34.00
10~29人	—	17.5	27.0	19.0	15.9	7.9	9.5	3.2	31.70
30~99人	—	25.6	25.6	11.5	16.8	11.5	9.0	—	28.24
100~300人	—	32.2	29.0	19.4	6.5	9.7	3.2	—	22.57
全国平均	7.2	11.7	22.5	17.8	17.6	13.5	6.5	3.2	30.96

表4-2 愛媛の中小企業のパートタイム労働者比率（2012年）

(単位：%)

	0%	10%未満	10~20%	20~30%	30~50%	50~70%	70%以上	平均値
産業計	45.2	21.2	10.4	5.4	7.9	6.6	3.3	13.14
製造業	37.5	28.3	9.2	7.5	7.5	5.8	4.2	13.58
非製造業	52.9	14.0	11.6	3.3	8.3	7.4	2.5	12.71
1~4人	71.4	—	—	—	4.8	14.3	9.5	18.25
5~9人	64.3	—	14.3	4.8	7.1	7.1	2.4	11.57
10~29人	44.8	13.4	16.4	10.4	7.5	6.0	1.5	13.07
30~99人	37.3	36.0	8.0	5.3	6.7	2.7	4.0	10.97
100~300人	26.5	44.1	5.9	—	11.8	8.8	2.9	14.58
全国平均	44.6	17.3	11.7	8.3	8.0	6.2	3.9	14.39

## II 賃金をめぐる問題

### 5 春季生活闘争と格差是正の取り組み

愛媛の2013年の春季賃上げ結果を、連合愛媛の集計結果でみると要求額5,856円に対して、妥結額は加重平均で4,730円（賃上げ率1.68%）であった。前年に比べ額で681円増、率で0.17ポイントの上昇となった。

これらを企業規模別でみると全体集計の「300～999人」規模では要求額5,765円、妥結額が4,615円で賃上げ率1.59%であり、地場集計の「99人以下」規模では要求額6,071円、妥結額3,413円で賃上げ率は1.57%である。要求額では「99人以下」が306円上回っていたが、妥結額では差が広がり1,202円下回ることになる。

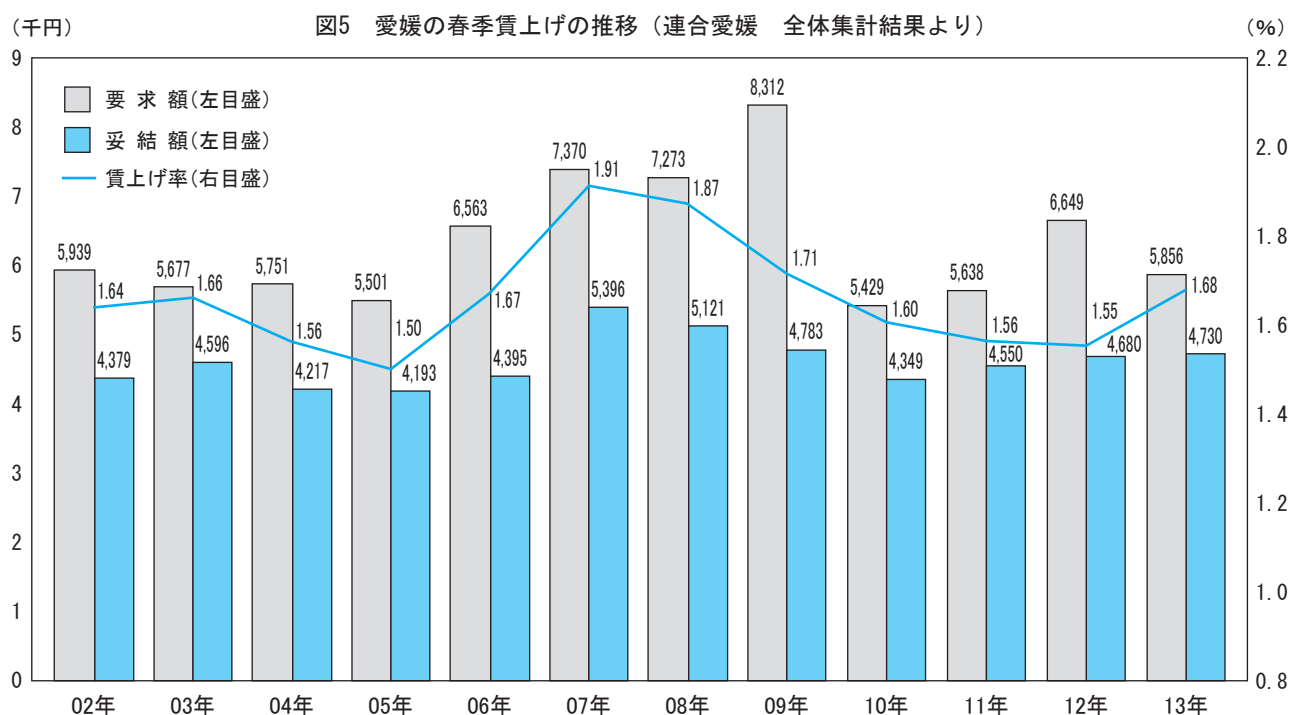
企業規模による妥結額の格差を解決することは春季賃上げをめぐる課題の一つである。しかしながら中小企業では、賃金体系が整備されていない実態も多くあり、そういったところでは、定期昇給やベアの区分も明らかではないため「賃金カーブの維持」

といった要求設定は困難となってくる。そういった中において、27ページから掲載する「13 地域ミニマムの運動」は重要な意義をもっている。

また、大企業と中小企業に格差があるように、正規労働者と非正規労働者の雇用形態間においても格差が存在する。近年の「底」が抜けてしまった賃金水準低下にはどめをかけるには、「非正規労働者」の賃金も視野に入れて、労働者全体の賃金として「底上げ」を図っていくことが必要である。

#### ベースアップと定期昇給

ベースアップとは、賃金表の書き換えにより個別賃金水準を引き上げることを行う。一方、定期昇給とは、賃金表上の移動により個人別の賃金が上昇のすることをいう。例えば、34歳の人の賃上げは、34→35歳の定期昇給+35歳のベースアップとなる。定期昇給が制度化されていない場合、定期昇給に相当する部分を交渉で確保しなければ、個別賃金水準が低下することになる。



資料出所 連合愛媛集計結果より

表5-1 連合愛媛の賃上げ集計（全体集計・加重平均）

（単位：円、％）

	2013年				2012年	
	集計人数	要求額	回答・妥結額	賃上げ率	妥結額	賃上げ率
合計	15,043	5,856	4,730	1.68	4,049	1.51
1000人以上	8,182	5,867	4,958	1.72	3,947	1.48
300～999人	3,445	5,765	4,615	1.59	4,713	1.65
100～299人	2,055	6,087	4,381	1.63	3,963	1.52
99人以下	1,361	5,640	4,181	1.68	3,110	1.34

資料出所 連合愛媛集計（2013年5月31日現在）

表5-2 連合愛媛の賃上げ集計（地場集計・加重平均）

（単位：円、％）

	2013年				2012年	
	集計人数	要求額	回答・妥結額	賃上げ率	妥結額	賃上げ率
合計	7,824	6,008	4,041	1.60	4,184	1.67
1000人以上	4,451	6,078	4,455	1.71	4,678	1.81
300～999人	1,367	5,671	3,578	1.38	3,709	1.48
100～299人	1,367	6,001	3,453	1.48	3,425	1.47
99人以下	639	6,071	3,413	1.57	3,378	1.54

資料出所 連合愛媛集計（2013年5月31日現在）

表5-3 全国の賃上げ状況（連合集計）

（単位：円、％）

		要求額	妥結額	賃上げ率
2005年	全体計	5,757	4,908	1.68
2006年	全体計	6,563	5,237	1.79
2007年	全体計	6,584	5,523	1.86
2008年	全体計	7,038	5,523	1.88
2009年	全体計	8,053	4,848	1.67
2010年	全体計	5,648	4,805	1.67
2011年	全体計	5,860	4,924	1.71
2012年	全体計	5,969	4,902	1.72
2013年	全体計	5,926	4,922	1.74
	中小共闘	—	3,642	1.53

資料出所 連合 春季生活闘争賃上げ集計結果より（2013年7月1日集計）

（注） 2013年中小共闘については「回答・妥結」集計

表5-4 全国主要企業春季賃上げ状況の推移（厚生労働省集計）

（単位：円、％）

		妥結前平均賃金	要求額	妥結額	賃上げ率
全 国 主 要 企 業	1990年	252,752	20,727	15,026	5.94
	1995年	296,006	14,218	8,376	2.83
	2000年	315,347	8,529	6,499	2.06
	2005年	316,940	5,803	5,422	1.71
	2006年	316,723	7,099	5,661	1.79
	2007年	314,910	6,975	5,890	1.87
	2008年	308,948	7,300	6,149	1.99
	2009年	307,991	8,002	5,630	1.83
	2010年	303,151	5,761	5,516	1.82
	2011年	303,453	5,870	5,555	1.83
	2012年	303,238	6,403	5,400	1.78
	2013年	304,330	5,916	5,478	1.80

資料出所 厚生労働省労政局労働組合課集計。

（注） 全国主要企業は、従業員数1,000人以上で、2003年までは資本金20億円以上、2004年以降は10億円以上の企業。90年以降は加重平均。



## 6 毎月勤労統計でみる愛媛の賃金

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」によると、2012年の愛媛の常用労働者の事業所規模5人以上の平均月間現金給与総額は269,191円で前年比0.1%減となった。事業所規模30人以上では305,957円で前年比0.2%増となっている。

これらについて指数にしてその推移を示したのが図6である。2010年を100とした場合、2012年の事業所規模5人以上の平均月間現金給与総額（名目賃金指数）は101.4、事業所規模30人以上で101.5となっている。若干、増加に転じた昨年とほぼ横ばいの動きで賃金の回復というにはまだまだ厳しい。政府は、金融緩和によるデフレ経済からの脱却に力を入れようとしているが、底割れした賃金の回復がなければ、物価の上昇は生活を一層厳しいものとする。

また、全国を100として見てみると、愛媛の水準

は事業所規模5人以上で85.7%、事業所規模30人以上で85.8%となり地域間で格差がある。

また、常用労働者を雇用形態別に分けた際、一般労働者の平均現金給与総額は、事業所規模5人以上では332,071円、事業所規模30人以上で362,914円となった。

### 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

毎月の賃金、労働時間、雇用の全国的な変動と都道府県別の変動を把握することを目的とした調査。

### 現金給与額

賃金、給与、手当、賞与、その他名称を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額のこと。

現金給与総額	<ul style="list-style-type: none"> <li>きまって支給する給与 労働協約、就業規則等であらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給されるいわゆる基本給、家族手当等の給与のこと、超過労働給与を含む</li> </ul>	所定内給与	基本給、業績手当、家族手当 等
		所定外給与	時間外手当、休日・深夜手当 等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別に支払われた給与</li> </ul>	賞与、ペースアップ等の追給、結婚手当 等	

表6-1 毎月勤労統計調査でみる愛媛の産業別現金給与額（2012年）

[規模5人以上]

(平成22年=100)

賃金別 産業別	現金給与総額		きまって支給する給与		所定内給与		特別に支払われた給与	
	24年		24年		24年		24年	
	実数(円)	前年比(%)	実数(円)	前年比(%)	実数(円)	前年比(%)	実数(円)	前年差(円)
調査産業計[愛媛県]	269,191	△ 0.1	228,296	△ 0.3	214,279	0.3	40,895	361
製造業	298,308	△ 4.4	251,166	△ 3.0	228,559	△ 1.1	47,142	△ 8,107
卸売・小売業	223,051	△ 1.2	189,468	△ 4.4	180,612	△ 4.9	33,583	5,942
医療・福祉	275,563	5.0	228,141	2.9	217,531	1.7	47,422	9,801
サービス業(他に分類されないもの)	199,064	△ 3.0	177,391	△ 2.1	163,645	△ 2.0	21,673	△ 1,108
調査産業計[全国]	314,127	△ 0.7	261,585	△ 0.1	242,824	△ 0.2	52,542	△ 1,877
全国結果との比較(全国=100)(%)	85.7							

[規模30人以上]

(平成22年=100)

賃金別 産業別	現金給与総額		きまって支給する給与		所定内給与		特別に支払われた給与	
	24年		24年		24年		24年	
	実数(円)	前年比(%)	実数(円)	前年比(%)	実数(円)	前年比(%)	実数(円)	前年差(円)
調査産業計[愛媛県]	305,957	0.2	253,562	0.3	235,242	1.0	52,395	452
製造業	334,444	△ 3.4	274,087	△ 2.2	246,668	0.0	60,357	△ 7,924
卸売・小売業	231,300	3.5	198,221	△ 0.4	188,003	△ 1.2	33,079	9,796
医療・福祉	305,641	5.6	249,157	3.3	237,107	1.8	56,484	13,213
サービス業(他に分類されないもの)	194,022	2.2	173,440	2.9	158,734	1.2	20,582	855
調査産業計[全国]	356,649	△ 0.6	289,794	0.2	265,820	0.1	66,855	△ 3,658
全国結果との比較(全国=100)(%)	85.8							

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。以下、同じ。

図6 愛媛の名目賃金指数と前年比・前年同月比の推移

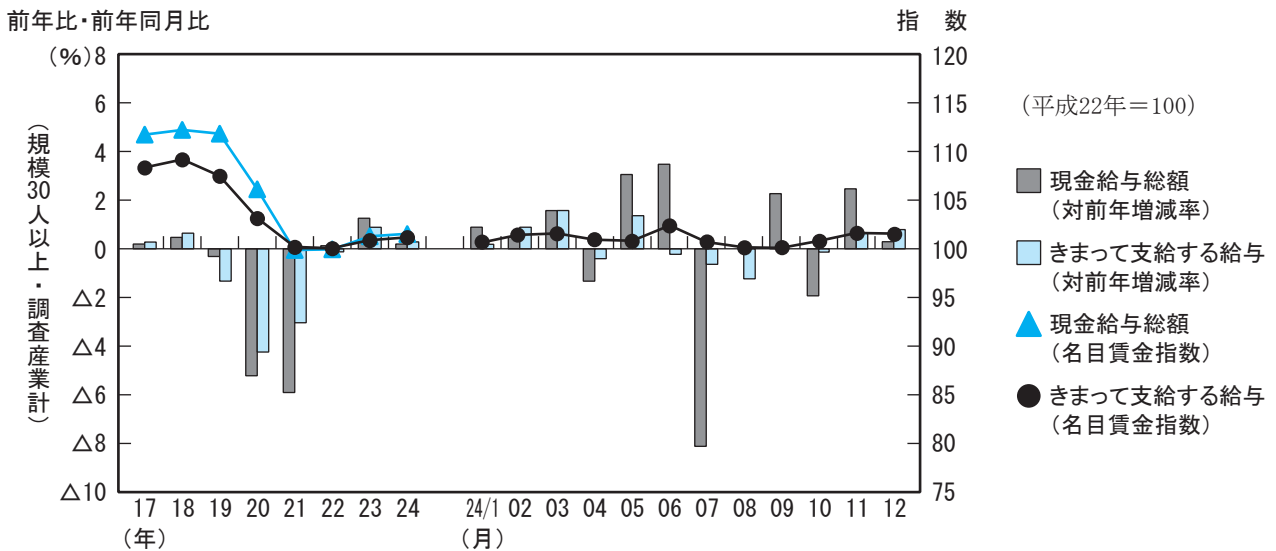
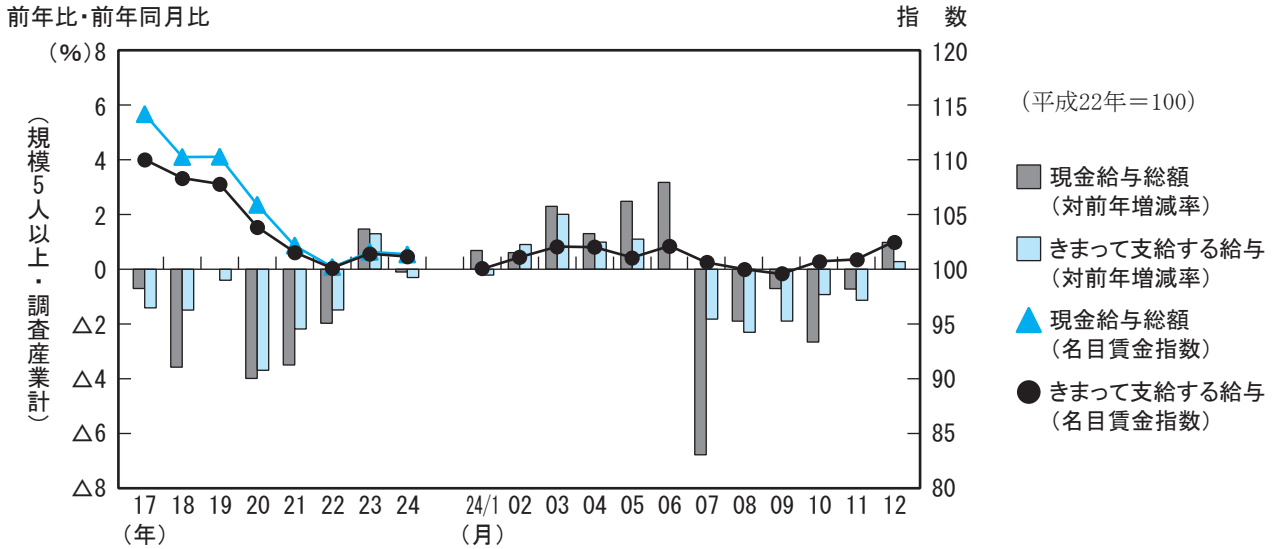


表6-2 愛媛の雇用形態別にみた1人平均月間現金給与額 (2012年)

(平成24年平均)

[規模5人以上]

(単位:円)

産 業	一 般 労 働 者					パ ー ト タ イ ム 労 働 者				
	現金給与総額	きまって支給する給与	所定内給与	超過労働給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	所定内給与	超過労働給与	特別に支払われた給与
調査産業計	332,071	277,712	259,387	18,325	54,359	90,309	87,719	85,957	1,762	2,590
製造業	331,734	277,037	251,151	25,886	54,697	97,314	95,601	92,713	2,888	1,713
卸売・小売業	323,181	267,496	253,058	14,438	55,685	84,050	81,148	80,041	1,107	2,902
医療、福祉	318,281	260,141	247,141	13,000	58,140	117,670	109,864	108,087	1,777	7,806

[規模30人以上]

(単位:円)

産 業	一 般 労 働 者					パ ー ト タ イ ム 労 働 者				
	現金給与総額	きまって支給する給与	所定内給与	超過労働給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	所定内給与	超過労働給与	特別に支払われた給与
調査産業計	362,914	296,890	274,344	22,546	66,024	100,926	97,592	94,483	3,109	3,334
製造業	365,329	297,229	266,594	30,635	68,100	104,312	101,646	98,194	3,452	2,666
卸売・小売業	317,674	265,178	249,733	15,445	52,496	93,174	91,145	89,287	1,858	2,029
医療、福祉	355,398	285,661	270,834	14,827	69,737	127,543	118,498	116,388	2,110	9,045

## 7 時間賃金と賃金格差

賃金が「上がった」「下がった」という場合、それは手取り賃金額ではなく、手取り賃金額を実質労働時間で割った1時間当たりの賃金額、つまり賃金率の上昇、下落を意味している。ゆとりある人間らしい生活をするには、労働時間を短縮するとともに時間賃金率を引き上げることが必要になる。

愛媛の労働者1人あたりの時間賃金（平均月間給与総額÷月間総実労働時間）をみると、2012年は1,978円となり昨年と比べ4円増となった。なお、東京と比較すると、愛媛の1時間あたりの賃金は東京の65.8%で、額では1,027円の差がある。

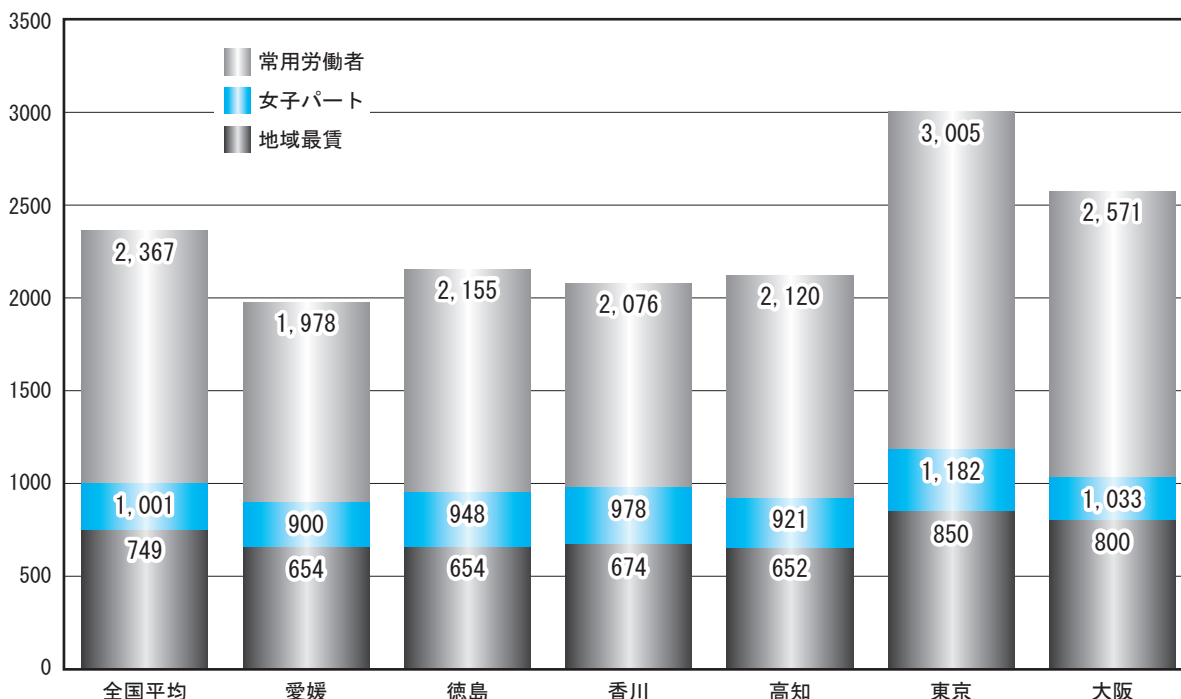
全国平均を100とした場合の時間賃金でみた愛媛の格差は、2012年は83.6%で昨年比1.5ポイントの増加となった。

四国4県の中でみると、2012年は徳島が2,155円、香川が2,076円、高知が2,120円で、4年連続で愛媛は最も低いところに位置している。

### 時間賃金

1時間当たりの賃金をいう。「平均月間給与総額」（「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額）を「総実労働時間数」（「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計）で割って算出。

図7 時間賃金と女性パート賃金・地域別最賃の都道府県別比較（2012年）



資料出所 常用労働者賃金は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、女性パート賃金は「賃金構造基本統計調査」による。地域最賃は厚生労働省労働基準局まとめによる2012年度改定額で、全国平均は加重平均。

表7 都道府県別にみた時間賃金率の比較

(事業所規模30人以上、産業計)

		全国平均	愛 媛	東 京	大 阪	徳 島	香 川	高 知
月間給与総額 (円)	1975年	177,213	<b>154,519</b>	208,089	197,940	147,555	152,786	150,914
	80年	263,386	<b>222,896</b>	310,490	289,996	223,664	230,006	209,757
	85年	317,091	<b>253,479</b>	387,927	347,092	271,857	278,188	244,536
	90年	370,169	<b>312,408</b>	456,795	406,658	323,152	338,584	310,252
	95年	408,864	<b>337,303</b>	413,369	440,443	351,931	371,315	326,741
	2000年	398,069	<b>325,203</b>	505,260	438,008	345,817	353,732	345,183
	05年	380,438	<b>344,626</b>	485,455	416,202	326,506	348,467	330,771
	06年	384,401	<b>346,564</b>	489,455	422,150	324,604	359,311	321,645
	07年	377,731	<b>344,830</b>	488,551	409,640	350,547	337,163	319,780
	08年	379,497	<b>340,930</b>	499,966	403,084	350,910	339,004	320,167
	09年	355,223	<b>300,827</b>	466,643	395,029	322,497	316,157	304,329
	10年	360,276	<b>299,151</b>	469,974	397,445	323,505	318,500	308,620
	11年	362,296	<b>301,639</b>	470,971	393,040	326,130	311,667	311,795
12年	356,649	<b>305,957</b>	457,897	379,993	334,734	322,032	327,944	
月間総実労働時間 (時間)	1975年	172.0	<b>177.6</b>	168.4	170.2	176.0	178.4	175.9
	80年	175.7	<b>179.5</b>	169.8	172.3	178.7	181.1	174.0
	85年	175.8	<b>178.8</b>	171.7	171.9	179.1	180.2	173.7
	90年	171.0	<b>175.6</b>	164.7	166.5	175.1	174.5	169.5
	95年	159.1	<b>164.1</b>	157.0	156.2	161.0	160.6	157.1
	2000年	154.9	<b>154.5</b>	154.4	153.0	156.5	157.7	155.0
	05年	152.4	<b>159.9</b>	150.2	153.6	153.5	158.7	155.4
	06年	153.5	<b>160.8</b>	152.0	153.7	154.0	161.6	153.8
	07年	154.2	<b>157.8</b>	155.0	151.0	157.8	155.5	152.2
	08年	153.0	<b>157.3</b>	154.5	150.5	157.7	155.3	151.8
	09年	147.3	<b>152.8</b>	149.1	147.0	151.0	152.3	149.0
	10年	149.8	<b>153.0</b>	150.3	148.6	151.9	153.5	150.2
	11年	149.0	<b>152.8</b>	149.5	148.3	151.5	151.9	149.9
12年	150.7	<b>154.7</b>	152.4	147.8	155.3	155.1	154.7	
時間賃金 (円)	1975年	1,030	<b>870</b>	1,236	1,163	838	856	858
	80年	1,449	<b>1,242</b>	1,829	1,683	1,252	1,270	1,206
	85年	1,804	<b>1,418</b>	2,259	2,019	1,518	1,544	1,408
	90年	2,165	<b>1,779</b>	2,773	2,442	1,846	1,940	1,830
	95年	2,570	<b>2,055</b>	3,270	2,820	2,186	2,312	2,080
	2000年	2,570	<b>2,105</b>	3,272	2,863	2,210	2,243	2,227
	05年	2,496	<b>2,155</b>	3,232	2,710	2,127	2,196	2,129
	06年	2,504	<b>2,155</b>	3,220	2,747	2,108	2,223	2,091
	07年	2,500	<b>2,185</b>	3,152	2,713	2,221	2,168	2,101
	08年	2,480	<b>2,167</b>	3,236	2,678	2,225	2,183	2,109
	09年	2,412	<b>1,969</b>	3,130	2,687	2,136	2,076	2,042
	10年	2,405	<b>1,955</b>	3,127	2,675	2,130	2,075	2,055
	11年	2,405	<b>1,974</b>	3,150	2,650	2,153	2,052	2,080
12年	2,367	<b>1,978</b>	3,005	2,571	2,155	2,076	2,120	
時間賃金格差 (%)	1975年	100.0	<b>84.5</b>	120.0	112.9	81.4	83.1	83.3
	80年	100.0	<b>82.9</b>	122.0	112.3	83.5	84.7	80.5
	85年	100.0	<b>78.6</b>	125.2	111.9	54.1	85.6	78.0
	90年	100.0	<b>82.2</b>	128.1	112.8	85.3	89.6	84.5
	95年	100.0	<b>80.0</b>	127.2	109.7	85.1	90.0	80.9
	2000年	100.0	<b>81.9</b>	127.3	112.1	86.0	87.3	86.7
	05年	100.0	<b>86.3</b>	129.5	108.6	85.2	88.0	85.3
	06年	100.0	<b>86.1</b>	128.6	109.7	84.2	88.8	83.5
	07年	100.0	<b>87.4</b>	126.1	108.5	88.8	86.7	84.0
	08年	100.0	<b>87.4</b>	130.5	108.0	89.7	88.0	85.0
	09年	100.0	<b>81.6</b>	129.8	111.4	88.6	86.1	84.7
	10年	100.0	<b>81.3</b>	130.0	111.2	88.6	86.3	85.4
	11年	100.0	<b>82.1</b>	131.0	110.2	89.5	85.3	86.5
12年	100.0	<b>83.6</b>	127.0	108.6	91.0	87.7	89.6	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

## 8 企業規模間賃金格差の実態

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によって、2012年の愛媛の男性労働者の所定内賃金を企業規模別にみると、「1,000人以上」が33万9,800円、「100～999人」が28万9,100円、「10～99人」が25万3,600円、「5～9人」が24万7,600円である。これを「1,000人以上」を100とした場合、「100～999人」が85.1%、「10～99人」が74.6%、「5～9人」が72.9%となる。

以上の数値は所定内賃金をもとにしたものであり、諸手当や一時金など労働者が1年間に受け取る年間賃金でみると、さらに大きな格差があることがわかる。たとえば、2012年の「1,000人以上」の年間平均賃金573万8,400円を100とすると、「100～999人」は80.7%（463万1,700円）、「10～99人」は64.2%（368万2,000円）、「5～9人」は58.9%（338

万1,900円）である。

困難な条件のなかでも、企業規模間の賃金格差是正への取り組みによって、愛媛の労働者全体の賃金水準を引き上げることが重要になる。

### 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

「賃金センサス」とも呼ばれ、労働者の職種、性、年齢、勤続年数等の属性別に賃金の実態を地域、産業、企業規模別に明らかにすることを目的として、1948年から毎年実施されている。「毎月勤労統計」が賃金・労働時間・雇用の変動を目的にしているのに対して、「賃金センサス」は賃金構造を把握するのに用いられる。

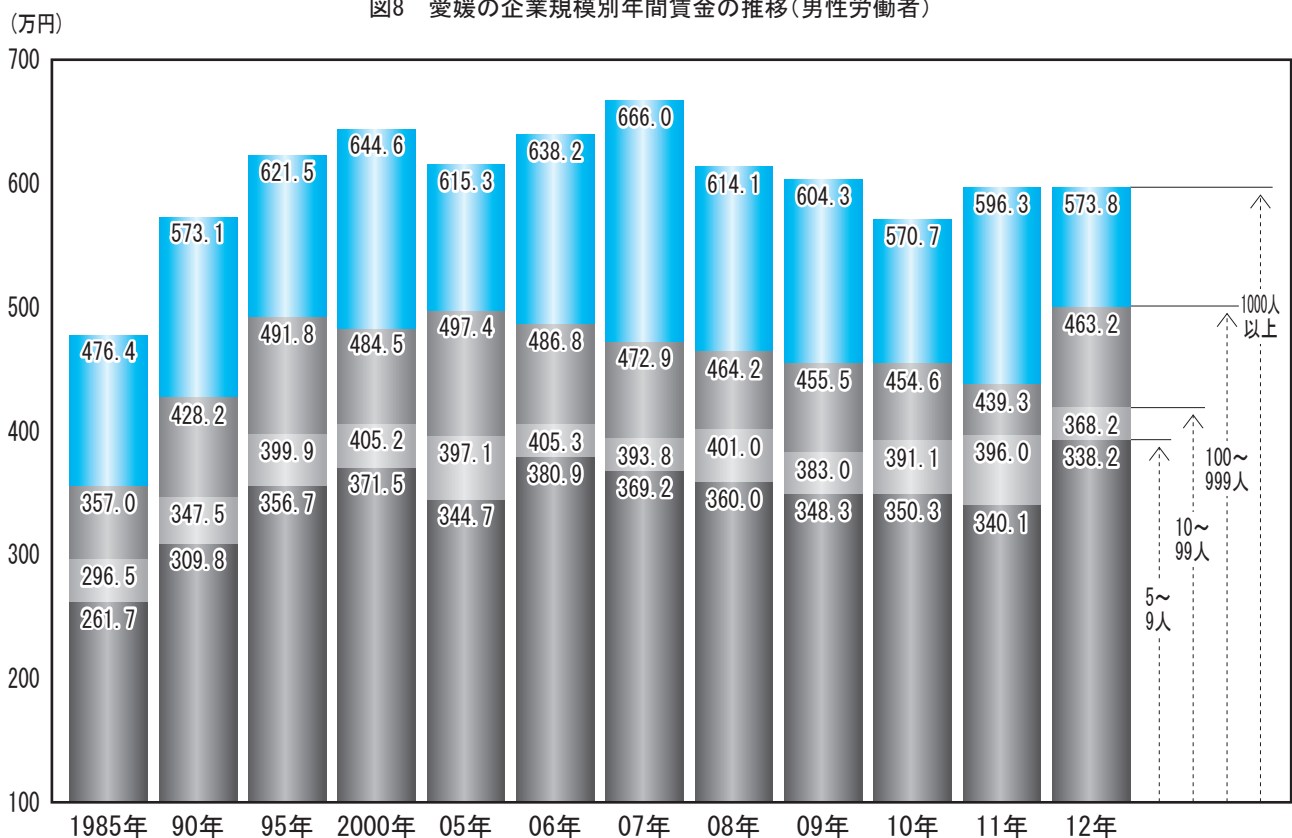
### 「賃金センサス」の賃金の区分

「きまって支給する現金給与額」：就業規則等によって定められた算定方法で支給された現金給与額。

「所定内給与額」：「きまって支給する現金給与額」のうち、超過労働給与額を差し引いた額。

「年間賞与その他特別給与額」：1年間における賞与、期末手当等特別給与額。

図8 愛媛の企業規模別年間賃金の推移(男性労働者)



資料出所 厚生労働省『賃金構造基本統計調査報告』各年版より作成。

表8-1 愛媛の企業規模別・年齢別賃金格差（2012年・男性労働者・産業計）

	1000人以上				100～999人				10～99人				5～9人			
	勤続年数(年)	きまって支給する現金給与額(千円)	所定内給与額(千円)	年間賞与その他の特別給与(千円)	勤続年数(年)	きまって支給する現金給与額(千円)	所定内給与額(千円)	年間賞与その他の特別給与(千円)	勤続年数(年)	きまって支給する現金給与額(千円)	所定内給与額(千円)	年間賞与その他の特別給与(千円)	勤続年数(年)	きまって支給する現金給与額(千円)	所定内給与額(千円)	年間賞与その他の特別給与(千円)
合計	16.1	378.0	339.8	1202.4	13.6	315.6	289.1	844.5	12.3	274.9	253.6	383.2	12.1	260.1	247.6	260.7
～19歳	1.2	188.9	167.5	112.1	1.1	179.4	160.8	168.3	0.8	174.6	159.7	31.6	1.4	172.2	167.5	11.2
20～24歳	2.6	223.6	194.8	452.4	2.6	208.6	185.0	373.1	2.3	199.9	179.0	223.6	3.1	206.1	189.1	134.1
25～29歳	4.7	271.8	228.0	763.3	4.8	243.1	210.9	592.5	4.8	225.9	203.1	315.4	7.1	221.7	208.9	112.6
30～34歳	7.8	317.8	272.2	877.8	7.3	264.4	238.0	642.5	6.6	249.6	227.6	387.4	6.8	239.6	230.4	201.6
35～39歳	12.2	376.8	329.5	1186.8	11.8	305.2	271.5	834.5	9.8	280.5	255.5	442.4	9.7	278.4	263.0	272.4
40～44歳	16.7	429.1	384.4	1448.1	13.6	332.4	302.8	1008.9	11.8	302.8	275.2	464.1	12.0	290.1	267.6	268.9
45～49歳	20.5	465.4	427.1	1548.4	18.4	377.5	350.0	1044.3	15.5	310.5	285.1	544.1	14.3	283.3	265.5	419.5
50～54歳	25.2	467.4	435.6	1694.5	22.0	415.0	392.7	1109.9	16.1	310.1	290.5	427.5	20.6	299.6	288.4	523.1
55～59歳	29.3	448.8	414.8	1545.7	26.2	397.1	373.5	1242.2	17.3	306.6	287.7	378.5	18.4	267.1	259.5	189.5
60～64歳	23.2	250.1	235.8	645.2	17.5	290.8	276.1	717.0	19.3	256.1	243.1	218.6	14.5	242.6	238.4	139.2

資料出所 厚生労働省『平成24年賃金構造基本統計調査』（2012年7月調査）

表8-2 年間賃金でみた愛媛の企業規模別賃金格差の推移

（産業計・男性労働者）

	年間賃金(円)・格差	1000人以上		100～999人		10～99人		5～9人	
		金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数
年間賃金(円)・格差	1970年	1,078,200	100.0	899,800	83.5	724,900	67.2	—	—
	75年	2,521,000	100.0	2,216,200	87.9	1,797,700	71.3	—	—
	80年	3,698,900	100.0	2,969,700	80.3	2,448,800	66.2	—	—
	85年	4,764,300	100.0	3,570,200	74.9	2,964,600	62.2	2,616,900	54.9
	90年	5,730,500	100.0	4,281,900	74.7	3,475,300	60.6	3,098,300	54.1
	95年	6,215,400	100.0	4,918,300	79.1	3,999,400	64.3	3,566,600	57.4
	2000年	6,446,000	100.0	4,844,800	75.2	4,051,900	62.9	3,714,700	57.6
	01年	6,485,500	100.0	4,853,500	74.8	4,064,500	62.7	3,738,300	57.6
	02年	6,831,500	100.0	4,828,200	70.7	3,934,400	57.6	3,409,500	49.9
	03年	6,463,300	100.0	4,802,800	74.3	3,942,100	61.0	3,472,300	53.7
	04年	6,152,000	100.0	4,605,100	74.9	3,967,900	64.5	3,596,100	58.5
	05年	6,152,500	100.0	4,973,500	80.8	3,970,700	64.5	3,446,500	56.0
	06年	6,381,900	100.0	4,867,600	76.3	4,053,400	63.5	3,809,200	59.7
	07年	6,660,400	100.0	4,729,400	71.0	3,937,600	59.1	3,691,700	55.4
08年	6,140,800	100.0	4,641,700	75.6	4,010,300	65.3	3,600,300	58.6	
09年	6,043,000	100.0	4,555,000	75.4	3,830,200	63.4	3,483,300	57.6	
10年	5,706,800	100.0	4,546,300	79.7	3,910,500	68.5	3,503,000	61.4	
11年	5,963,400	100.0	4,392,600	73.7	3,960,100	66.4	3,401,100	57.0	
12年	5,738,400	100.0	4,631,700	80.7	3,682,000	64.2	3,381,900	58.9	

資料出所 厚生労働省『賃金構造基本統計調査』各年版により作成。

- (注) 1)「年間賃金」は、「きまって支給する現金給与額」に12か月を乗じ、「年間賞与、その他特別給与額」を加えて算定した。  
2)賃金格差は企業規模1000人以上を100とした場合の指数を示す。

## 9 大きい男女間の賃金格差

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」によって愛媛の2012年の男女間の賃金格差をみると、女性の1人平均月間現金給与額は20万8,485円で、男性の38万4,067円の54.3%である。

これについては、愛媛の男性の賃金が全国平均の男性の賃金44万6,403円に対して6万2千円以上も低い水準にあることも考えて、愛媛の女性の賃金水準が位置しているということを確認する必要がある。

ちなみに、愛媛の女性の賃金は、全国平均の女性の賃金23万3,031円の89.5%となっている。

また、「賃金構造基本統計調査」によって、年齢別に所定内賃金の男女間格差をみると、20歳代ではさほど大きな格差ではないものの、年齢が高くなる

につれて格差が拡大し、50歳代前半で格差は最大となり57.3%となっている。これは、所定内賃金の比較であるから、「きまって支給する現金給与額」ではさらに格差が広がり、「年間賞与」等を加えると、全体で上記の「毎月勤労統計調査」と同様の格差になるのである。

こうした男女間の賃金格差の要因は、役職の差と勤続年数の差によるところが大きくあることが、厚生労働省「男女間の賃金格差問題に関する研究会」の報告として指摘されているところであり、ポジティブ・アクションの実践を含めた、男女間賃金格差是正の取り組みに労使が一体となって取り組むことが求められている。

表9-1 愛媛と全国の男女間賃金格差の推移

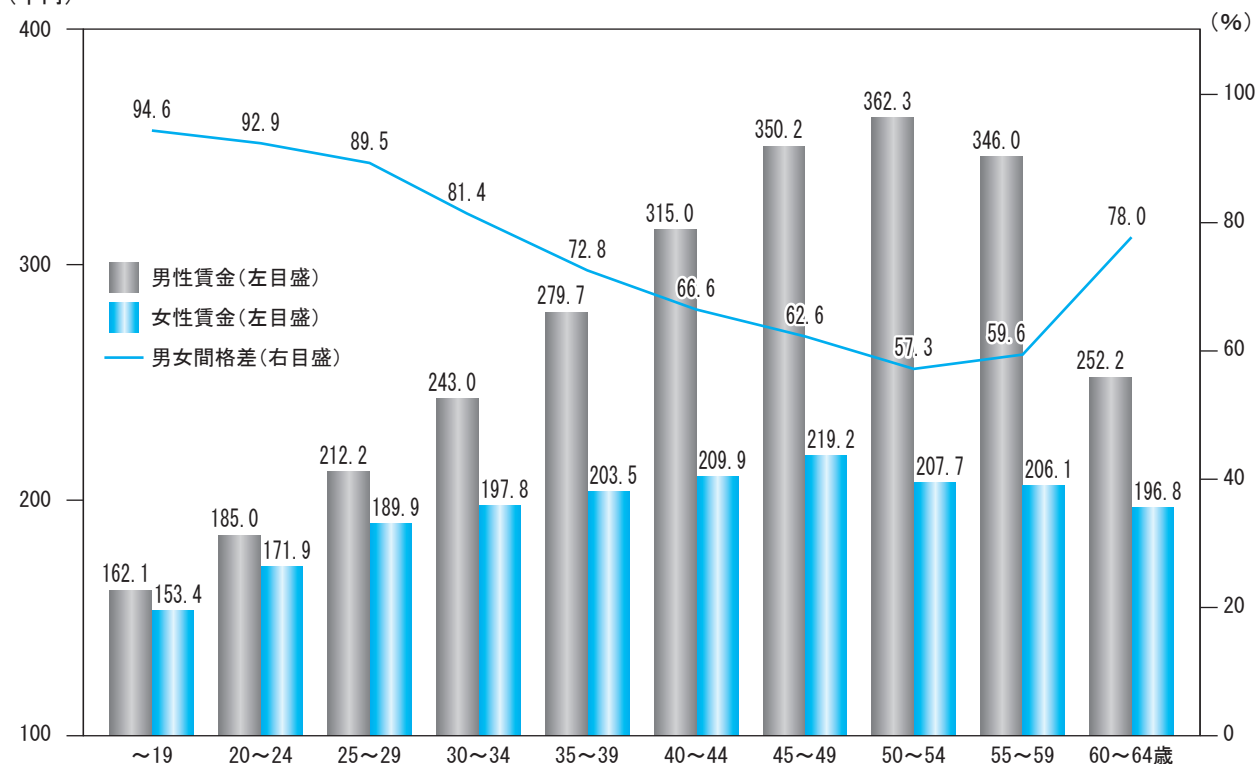
(産業計・事業局規模30人以上)

	愛媛県(円)		全国平均(円)		男女格差(男性=100)		全国格差(全国平均=100)	
	男性	女性	男性	女性	愛媛県	全国平均	男性	女性
1980年	272,848	136,959	309,218	166,397	50.2	53.8	88.2	82.3
85年	316,024	161,312	377,602	195,728	51.0	51.8	83.7	82.4
90年	384,129	195,495	449,709	223,089	50.9	49.6	85.4	87.6
95年	418,194	210,705	496,049	252,837	50.4	51.0	84.3	83.3
96年	436,961	236,063	499,972	256,396	54.0	51.3	87.4	92.1
97年	450,083	240,783	510,470	260,599	53.5	51.1	88.2	92.4
98年	440,262	237,029	503,843	257,185	53.8	51.0	87.4	92.2
99年	428,074	200,428	491,437	241,597	46.8	49.2	87.1	83.0
2000年	431,045	198,316	494,466	242,359	46.0	49.0	87.2	81.8
01年	429,518	201,631	492,937	243,433	46.9	49.4	87.1	82.8
02年	409,384	219,416	479,826	239,146	53.6	49.8	85.3	91.7
03年	406,367	232,748	481,772	240,795	57.3	50.0	84.3	96.7
04年	410,050	231,838	472,573	233,588	56.5	49.4	86.8	99.3
05年	413,531	234,754	476,334	235,917	56.8	49.5	86.8	99.5
06年	415,302	235,823	480,589	239,164	56.8	49.8	86.4	98.6
07年	424,786	238,543	471,556	237,449	56.2	50.4	90.1	100.5
08年	422,554	234,880	472,177	239,330	55.6	50.7	89.5	98.1
09年	378,748	207,823	442,826	230,347	54.9	52.0	85.5	90.2
10年	376,567	204,118	450,913	232,442	54.2	51.5	83.5	87.8
11年	377,125	208,189	453,609	234,150	55.2	51.6	83.1	88.9
12年	384,067	208,485	446,403	233,031	54.3	52.2	86.0	89.5

資料出所 厚生労働省『毎月勤労統計調査』により作成。

(注) 事業所規模30人以上、調査産業計。賃金は月平均現金給与総額で賞与等を含む。

図9 愛媛の年齢別所定内賃金の男女格差（2012年）



資料出所 厚生労働省『平成24年賃金構造基本統計調査』（2012年7月調査）より作成

表9-2 愛媛の年齢別賃金の男女間格差（2012年）

（産業計・企業規模計）

	男性労働者			女性労働者			男女格差（男性=100）	
	勤続年数（年）	きまって支給する現金給与額（千円）	所定内給与額（千円）	勤続年数（年）	きまって支給する現金給与額（千円）	所定内給与額（千円）	きまって支給する現金給与額（%）	所定内給与額（%）
合計	13.7	314.8	287.6	8.8	209.8	199.5	66.6	69.4
～19歳	1.0	180.4	162.1	0.8	157.1	153.4	87.1	94.6
20～24歳	2.5	208.8	185.0	2.0	183.2	171.9	87.7	92.9
25～29歳	4.8	243.8	212.2	4.4	202.7	189.9	83.1	89.5
30～34歳	7.2	272.8	243.0	6.2	208.8	197.8	76.5	81.4
35～39歳	11.2	313.5	279.7	8.7	214.9	203.5	68.5	72.8
40～44歳	13.8	348.0	315.0	8.9	220.6	209.9	63.4	66.6
45～49歳	18.0	380.2	350.2	11.6	230.6	219.2	60.7	62.6
50～54歳	20.5	385.9	362.3	11.2	217.7	207.7	56.4	57.3
55～59歳	23.1	369.9	346.0	15.0	214.4	206.1	58.0	59.6
60～64歳	19.4	265.9	252.2	14.7	200.7	196.8	75.5	78.0

資料出所 厚生労働省統計情報部『平成24年賃金構造基本統計調査』（2012年7月調査）



## 10 パートタイム女性労働者の賃金（非正規労働者の賃金実態）

愛媛県の非正規労働者の賃金をめぐる指標としては、パートタイム女性労働者の賃金について厚生労働省「賃金構造基本統計調査」から見ていきたい。

2012年の愛媛のパートタイム女性労働者の1時間当たり所定内給与額は900円（前年比30円増）、1ヵ月に換算すると8万7,300円（所定内実労働時間数5.0時間、実労働日数19.4日）である。年収に換算すると、年間賞与その他特別給与額（2万8,200円）を加えて107万5,800円となった。

これを全国平均と比べると、愛媛は全国平均（1,001円）の89.9%であり、四国4県で見ると、香川（978円）、高知（921円）、徳島（948円）となっており、愛媛のパートタイム賃金は四国4県で最も低い位置となっている。

非正規労働者の賃金実態についてももう少し見てみたい。パートタイム労働者を除く非正規労働者の賃金実態について、全国結果ではあるが賃金構造基本統計調査からみる。一般労働者の内、正社員の所定内給与額は317,000円に対し、正社員以外（パートを除く非正規労働者）は196,400円で正社員の62.0%しかない。賞与等を含めた年間賃金で比較すると

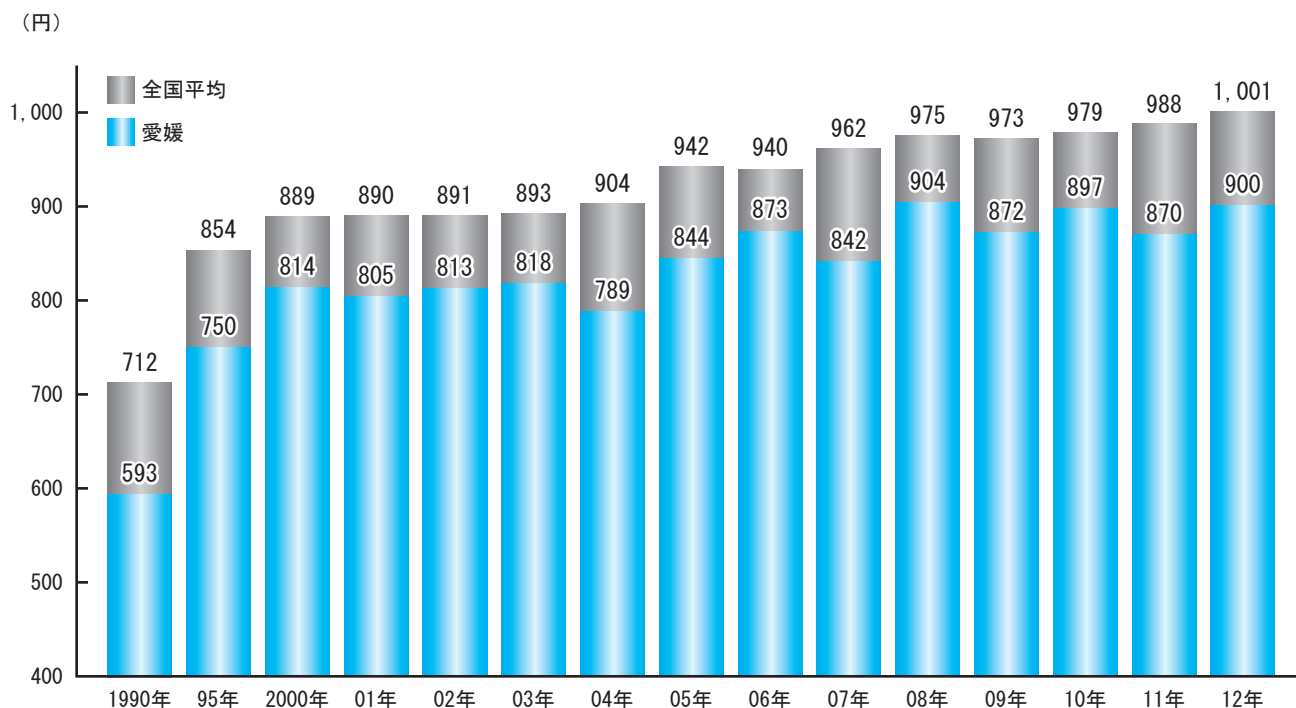
53.5%でその差はさらに広がることになる。同指標については、都道府県別には公表されていないが、愛媛県においても同様の傾向にあることが推察される。

従前であれば、パートタイムは、特に女性が家計補助的な役割を家庭内で果たす上で、企業においても周辺の・補助的業務の担い手として増加してきた経緯があったが、昨今の雇用環境の悪化にともなう、パートタイム含め、非正規の働き方は女性特有のものではなく、またその働く内容についても正社員と遜色ない仕事内容をこなす労働者も多くなってきている。雇用形態の違いのみによって、労働条件に不合理な相違を設けることは、長期的には労働者間の軋轢を生み、その先の生産性向上もないのではないだろうか。

### パートタイム労働者

厚生労働省は「1日の所定労働時間が一般の労働者よりも少ない又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働時間が一般の労働者よりも少ない労働者をいう」と規定しているが、実態としては労働時間の長短に関わらず、時間給で雇用されている労働者をいう場合が多い。

図10-1 愛媛のパートタイム女性労働者の時間賃金の推移



資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査報告」各年版より作成。

表10-1 愛媛のパートタイム女性労働者の時間賃金

(2012年7月調査)

		平均年齢 (歳)	平均 勤続年数 (年)	月 間 実労働日数 (日)	所定内 実労働 時間数 (時間)	1時間当たり 所定内 給与額 (円)	年間賞与 その他 特別給与額 (円)	推計労働者数 (人)
企業 規模計 (10 人以上)	産業計	46.7	5.7	19.4	5.0	900	28,200	52,370
	製造業	47.6	6.7	19.3	5.7	793	31,400	7,770
	卸・小売業	47.3	6.5	20.8	4.8	838	16,400	16,350
	医療・福祉	48.3	5.2	18.8	5.0	1,151	60,600	9,290
	サービス業	53.5	4.8	19.5	4.3	842	15,200	3,980
5 〜 9 人	産業計	46.2	7.0	18.0	4.6	824	16,200	3,120
	製造業	44.0	4.4	20.1	4.8	772	13,700	360
	卸・小売業	47.4	7.7	17.9	4.5	767	100	880
	医療・福祉	42.4	5.5	17.9	5.4	952	61,400	340
	サービス業	55.2	5.7	14.8	3.8	1,121	17,200	120

資料出所 厚生労働省統計情報部『平成24年賃金構造基本統計調査』

(注) 所定内実労働時間は1日当たり、所定内給与額は1時間当たりの時間・額を示す。

表10-2 都道府県別にみたパートタイム女性労働者の時間賃金と地域間格差

(2012年7月調査)

	企業規模計 (10人以上) 1時間当たり所定内給与額 (円)					地域間格差 (全国平均=100)				
	産業計	製造業	卸・ 小売業	医療・ 福祉	サービス 業	産業計	製造業	卸・ 小売業	医療・ 福祉	サービス 業
全国平均	1,001	895	940	1,224	990	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
東 京	1,182	983	1,087	1,529	1,211	118.1	109.8	115.6	124.9	122.3
大 阪	1,033	912	942	1,233	970	103.2	101.9	100.2	100.7	98.0
<b>愛 媛</b>	<b>900</b>	<b>793</b>	<b>838</b>	<b>1,151</b>	<b>842</b>	<b>89.9</b>	<b>88.6</b>	<b>89.1</b>	<b>94.0</b>	<b>85.1</b>
徳 島	948	906	820	1,182	839	94.7	101.2	87.2	96.6	84.7
香 川	978	1,086	870	1,178	944	97.7	121.3	92.6	96.2	95.4
高 知	921	895	850	1,152	801	92.0	100.0	90.4	94.1	80.9

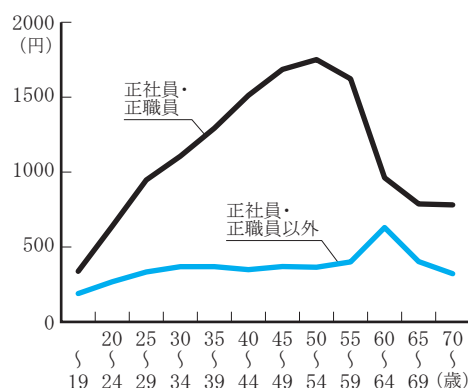
資料出所 厚生労働省統計情報部『平成24年賃金構造基本統計調査』

表10-3 正規・非正規別の賃金実態 (全国結果)

区 分	企業規模計 (10人以上)						
	年 齢 (歳)	勤 続 年 数 (年)	所定内 実労働 時間数 (時間)	超過 実労働 時間数 (時間)	きま ま ら ず 支 給 す る 現 金 給 与 額 (千円)	額 所 定 内 給 与 額 (千円)	別 年 間 賞 与 と 其 他 特 別 給 与 額 (千円)
正社員・正職員計	41.1	12.7	165	13	346.8	317.0	943.2
正社員・正職員のうち、 雇用期間の定め無し	40.9	12.8	165	14	348.8	318.6	957.4
正社員・正職員のうち、 雇用期間の定め有り	48.1	9.9	166	11	283.6	264.0	486.5
正社員・正職員以外計	44.9	6.8	164	11	213.8	196.4	167.1
正社員・正職員以外のうち、 雇用期間の定め無し	45.7	6.9	167	11	202.9	188.0	109.2
正社員・正職員以外のうち、 雇用期間の定め有り	44.6	6.7	163	12	216.8	198.8	183.1

資料出所 厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査」

図10-2 年齢階級別にみる正規・非正規の賃金カーブ (全国結果)



資料出所 厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査」より作成

(注) 企業規模計(10人以上)の「きままって支給する賃金」と「年間賞与その他特別給与額」の計による。

## 11 地域最低賃金の引き上げについて

最低賃金は、「生活できる賃金を保障すること」が意識されはじめる中で、07年度以降大きく引き上げの流れが続いてきた。

2013年度の引き上げ幅をめぐっては、円安進行による原料価格の高騰等を背景に労使の主張が対立。労働側は「物価上昇、格差・貧困問題が深刻化する中で、セーフティネットとしての最賃の重要性が高まっている」と主張。使用者側は「厳しい経済情勢の実態にそぐわない引き上げは、中小企業・小規模事業者の存続を脅かすことになる」と主張した。

結果的に、労使の意見の隔たりが大きく、公益委員見解として全国加重平均14円の引き上げ目安を地方最低賃金審議会に提示する形となった。

それを受けての2013年度地域別最低賃金の改定状況は右表の通り。全国の加重平均引き上げ額は、目安額（14円）を上回る円15アップで764（前年比

2.00%増）、愛媛は引き上げ目安10円に対し、12円の引き上げ額となり666円（前年比1.83%増）となった。

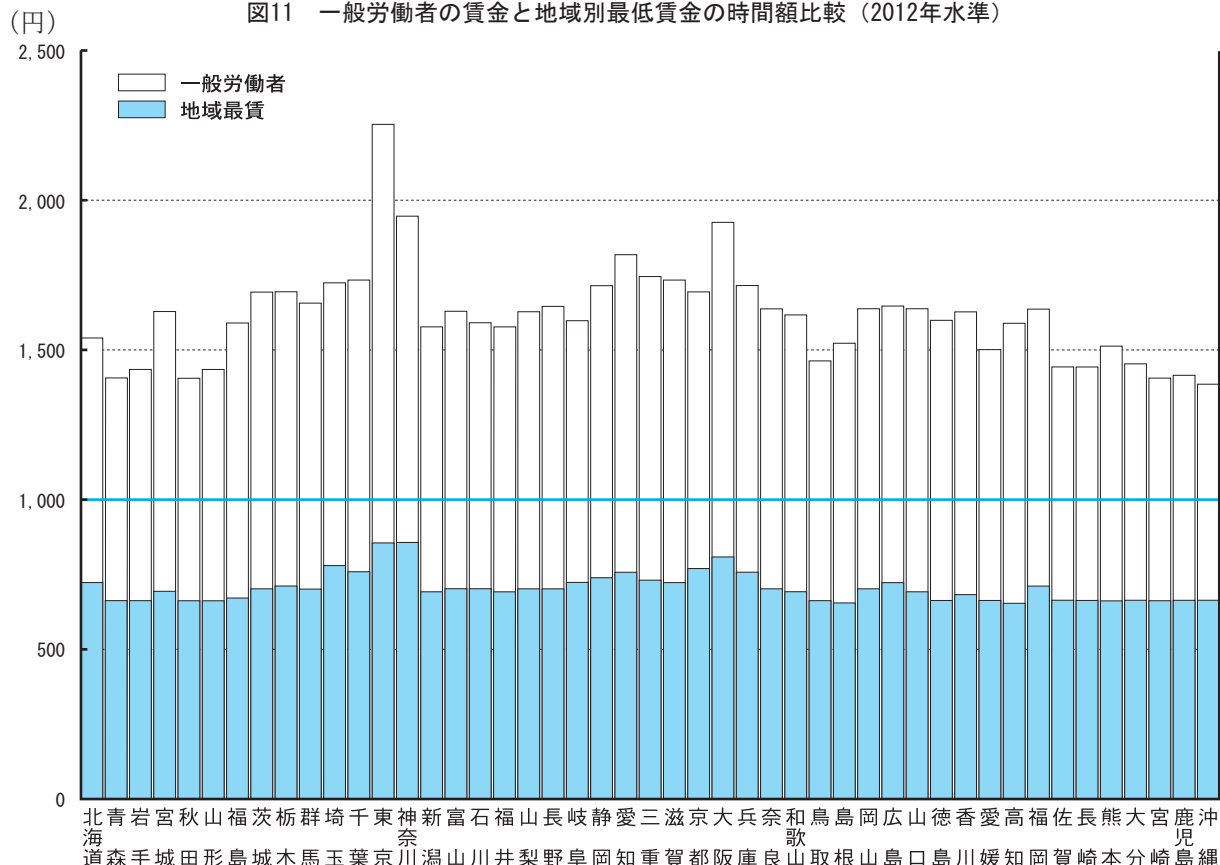
ちなみに、2012年の毎月勤労統計調査（事業所規模5人以上）でみた県内の一般労働者の時間賃金は1,618円（所定内給与259,387円÷所定内労働時間160.3時間）で、地域最賃666円は41.2%の水準である。

また、全国的な最低賃金の改定状況では、最賃が生活保護基準以下であった11都道府県のうち、北海道を除く10都府県で逆転が解消した。

### 地域最低賃金

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならない制度。地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、すべての労働者とその使用者に適用される最低賃金として、各都道府県ごとに設定される。

図11 一般労働者の賃金と地域別最低賃金の時間額比較（2012年水準）



資料出所 一般労働者の賃金は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」による一般労働者の所定内給与・所定内労働時間で算定。事業所規模30人以上。

表11-1 地域別最低賃金 引き上げ額の推移

		2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
愛媛	時間額(円)	611	611	612	614	616	623	631	632	644	647	654	666
	前年差(円)	0	0	1	2	2	7	8	1	12	3	7	12
	前年比(%)	0.00	0.00	0.16	0.33	0.33	1.14	1.28	0.16	1.90	0.47	1.08	1.83
全国	時間額(円)	663	664	665	668	673	687	703	713	730	737	749	764
	前年差(円)	0	1	1	3	5	14	16	10	17	7	12	15
	前年比(%)	0.00	0.15	0.15	0.45	0.75	2.08	2.33	1.42	2.38	0.96	1.63	2.00

表11-2 2013年度 地域別最低賃金改定状況

都道府県名	最低賃金時間額【円】		改定 目安額(円)	引き上げ額 (円)	引き上げ率 (%)	順位	発効年月日 (2013年)
	2013年	2012年					
北海道	734	719	10	15	2.09	11	10月18日
青森	665	654	10	11	1.68	34	10月14日
岩手	665	653	10	12	1.84	34	10月26日
宮城	696	685	10	11	1.61	29	10月31日
秋田	665	654	10	11	1.68	34	10月24日
山形	665	654	10	11	1.68	34	10月24日
福島	675	664	10	11	1.66	31	10月6日
茨城	713	699	12	14	2.00	16	10月19日
栃木	718	705	12	13	1.84	15	10月19日
群馬	707	696	10	11	1.58	21	10月13日
埼玉	785	771	12	14	1.82	4	10月20日
千葉	777	756	19	21	2.78	6	10月18日
東京都	869	850	19	19	2.24	1	10月19日
神奈川県	868	849	19	19	2.24	2	10月20日
新潟	701	689	10	12	1.74	25	10月26日
富山	712	700	12	12	1.71	18	10月6日
石川	704	693	10	11	1.59	23	10月19日
福井	701	690	10	11	1.59	25	10月13日
山梨	706	695	10	11	1.58	22	10月18日
長野	713	700	12	13	1.86	16	10月19日
岐阜	724	713	10	11	1.54	14	10月19日
静岡県	749	735	12	14	1.90	9	10月12日
愛知県	780	758	19	22	2.90	5	10月26日
三重	737	724	12	13	1.80	10	10月19日
滋賀	730	716	12	14	1.96	13	10月24日
京都	773	759	12	14	1.84	7	10月24日
大阪府	819	800	19	19	2.38	3	10月18日
兵庫県	761	749	12	12	1.60	8	10月19日
奈良	710	699	10	11	1.57	20	10月20日
和歌山	701	690	10	11	1.59	25	10月19日
鳥取	664	653	10	11	1.68	39	10月25日
島根	664	652	10	12	1.84	39	11月6日
岡山	703	691	10	12	1.74	24	10月30日
広島	733	719	12	14	1.95	12	10月24日
山口	701	690	10	11	1.59	25	10月10日
徳島	666	654	10	12	1.83	32	10月30日
香川	686	674	10	12	1.78	30	10月20日
<b>愛媛</b>	<b>666</b>	<b>654</b>	<b>10</b>	<b>12</b>	<b>1.83</b>	<b>32</b>	<b>10月31日</b>
高知	664	652	10	12	1.84	39	10月26日
福岡	712	701	10	11	1.57	18	10月18日
佐賀	664	653	10	11	1.68	39	10月26日
長崎	664	653	10	11	1.68	39	10月20日
熊本	664	653	10	11	1.68	39	10月30日
大分	664	653	10	11	1.68	39	10月20日
宮崎	664	653	10	11	1.68	39	10月31日
鹿児島	665	654	10	11	1.68	34	10月26日
沖縄	664	653	10	11	1.68	39	10月26日
全国加重平均額	764	749	14	15	2.00	—	

## 12 賃金決定機構と愛媛の賃金構造

ここまで県内勤労者がおかれている賃金実態について、地域や業種、企業規模や性別、雇用形態など、さまざまな要素の複合によって、賃金格差が重層的に生まれていることを見てきた。

春闘の歴史を振り返りながら、賃金決定（賃上げ）の大まかな流れを見ていく。1955年に始まったとされる春闘は、高度経済成長を背景にしながら、日本経済を牽引する金属産業などの労組をパターンセッターにしてスケジュール闘争計画を組むことで、その賃上げ水準が「春闘相場」となり他産業、中小企業、公務員に波及することで発展、定着してきた。賃金格差も縮小傾向に働き、一億総中流の出現にも大きく寄与したと言える。

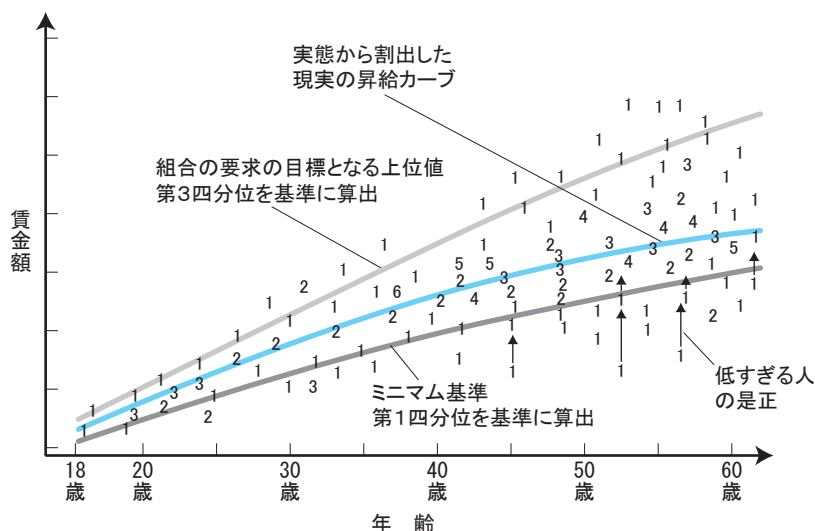
しかしながら、高度経済成長の終焉によって労働力需給は労働力不足から労働力過剰へ移り、さらにはバブル崩壊によって失業不安が広がると、賃金決定は経営側主導で進む力学に変化した。人事考課についても、能力・業績主義が導入され、賃上げ水準自体が見えにくい賃金体系に変化している。

このような中において、労働組合側の春闘要求戦略も、企業内での特定条件別の賃金表について、到達すべき水準・絶対額についての要求を行う「個別賃金要求方式」が進められてきた。格差の拡大にもなって、低すぎる賃金水準にある層のゆがみを是正し、底上げを図りながら、目指すべき賃金水準を求めていくスタイルに移行してきている。

しかしながら、なお長引くデフレ、雇用の不安定化などにより賃金低下に歯止めがかかっていない。2012年末の政権交代により、金融政策による2%のインフレ目標設定で、経済競争力を取り戻す政策がとられようとしている。しかしながら、これまでの底割れしてきた賃金の回復が伴っていかなければ、勤労者の生活は苦しくなるばかりであり、個人消費が戻るはずもなく、内需拡大やデフレからの脱却は達成できない。非正規労働者や未組織労働者、また賃金カーブを持たない中小零細企業にも春闘結果を波及させていくために、「個別賃金水準」について社会的に共有されるべき賃金水準を開示し、年齢、職種、熟練度等による相場形成をつくっていくことが求められる。

次項で示すように、連合愛媛は1998年以来、毎年、愛媛県内の組合員を対象に基準内賃金の調査を実施し、賃金ミニマムの設定を行っている。こうした取り組みは、地場中小に働く勤労者賃金の引き上げ目安、また地域における賃金相場形成に大きな役割を持っている。こうした地道な組織労働者の運動は、最賃を引き上げること、パート賃金や女性労働者、未組織労働者の賃金を引き上げ格差を縮小していくことにつながっていく。「自分の賃金」ではなく、「自分たちの賃金」をどの水準まで引き上げていくか、という考え方が大切である。

図12 個別賃金要求における賃金プロット図のイメージ



賃金配分のゆがみを是正しながら、あるべき賃金カーブを目指す。

- ①実態把握、プロット図の作成
- ②分析、目標設定
- ③労使の協議

こうして描かれる賃上げ後の賃金カーブをもとに、社会的にモデルとなる年齢別、職種別、熟練度等による賃金水準を開示し、賃金体系を持たない中小零細企業への春闘相場の波及を図る。

資料出所 『月刊労働組合2013年増刊号No. 579』  
(実態把握を基本に賃金復元へ 眞中行雄 JAM会長 記事) より作成

表12 愛媛の賃金構造（男性労働者・2012年ベース）

企業規模	現金給与額	月間労働時間	平均年齢	勤続年数	1時間当たり賃金（格差）	年間賃金（格差）
	(円)	(時間)	(歳)	(年)	(円)	(円)
1,000人以上	378,000	176.0	42.6	16.1	2,148 (100.0)	5,738,400 (100.0)
愛媛県一般行政職→	353,400		44.9	22.8		
県内市一般行政職→	326,156		42.8	20.7		
県内町村一般行政職→	309,849		44.7	23.3		
100～999人	315,600	182.0	42.0	13.6	1,734 (80.7)	4,631,700 (80.7)
10～99人	274,900	187.0	44.5	12.3	1,470 (68.4)	3,682,000 (64.2)
5～9人	260,100	184.0	44.0	12.1	1,414 (65.8)	3,381,900 (58.9)
-----						
松山市標準生計費	199,330					
生活扶助基準月額	145,770					
女性高卒初任給	147,000	129.9	(所定内)		1,132 (52.7)	
女性パートタイマー	87,300	97.0	46.7	5.7	900 (41.9)	1,075,800 (18.7)
地域最低賃金	63,438	(時間額654円×5.0時間×19.4日)			654 (30.5)	761,256 (13.3)

- 資料出所 1) 民間企業の「1,000人以上」から「5～9人」は、厚生労働省『賃金構造基本統計調査』（2012年7月調査）による。  
 2) 地方公務員の賃金は地方財務協会『平成24年地方公務員給与の実態』（2012年4月調査）による。  
 3) 「松山市標準生計費」は愛媛県人事委員会算定（2012年4月分）の4人世帯の額である  
 4) 「生活扶助基準月額」は平成24年度の松山市（2級地-1）標準3人世帯（夫33才、妻29才、子ども4才）の生活扶助基準である。  
 5) 「女性高卒初任給」「女性パートタイマー（時間給）」は厚生労働省『賃金構造基本統計調査』（2012年7月調査）による。  
 6) 「女性高卒」の月間労働時間は、「毎月勤労統計」（規模5人以上）の2012年平均女性所定内労働時間による。  
 7) 「地域最賃」の月額算定のための1日労働時間数・月間労働日数等は上記の女性パートタイマーの時間数等を準用した。

## 13 連合愛媛賃金実態調査と地域ミニマム運動

中小企業では、まだまだ賃金体系が整備されておらず、賃金表がなかったり、定期昇給が制度化されていないなどといった企業も少なくない。これでは、春闘での要求などで「賃金カーブの維持」といった要求設定は不可能であるし、目指すべき賃金水準がなければ交渉を行うことは難しくなる。

そのため、連合愛媛では、中小企業労働者の賃金実態調査に取り組むことで、企業内での最低賃金や年齢ポイント別賃金、賃金制度の確立と定期昇給の制度化などにむけて地道な取り組みを進め、さらには「これ以上賃金を下げさせない」ために、それぞれの職場や地域の中から「それ以下の賃金水準をなくす」＝「地域ミニマム運動」が取り組まれている。

前ページでも見たとおり、重層構造をなす賃金構造を是正していくためには、底上げを図っていかなくてはならない。その上で「地域ミニマム運動」が持つ意味は大きく、さらには企業内での最低賃金協定の設定などにつなげていくことも重要となってくる。

### 調査要項

- 1 調査の目的** 労働組合の共同の取り組みによって、地域の中小企業労働者の最低賃金を引き上げるために、愛媛の「最低基準」賃金を設定することを目的とする。そのために、愛媛県内労働者の賃金実態を把握する。
- 2 調査の対象** 連合愛媛加盟の労働組合の組合員の基準内賃金。  
※基準内賃金は、時間外手当・休日労働手当・交代手当・通勤手当等を除く「毎月決まって支払われる賃金」である。
- 3 調査期日** 2013年10月

#### (凡例)

- ① 本調査の基準内賃金は、時間外手当・休日出勤手当・交代手当・通勤手当等を除く、「毎月決まって支払われる賃金」である。
- ② 本調査は、上記の連合愛媛加盟の59の労働組合、組合員4,212人（男性3,585人、女性627人）の基準内賃金、さらにそのうち中小地場（299人以下）の組合員1,513人（男性1,340人、女性173人）について集計している。
- ③ 調査対象者の平均年齢は全体が39.2歳、勤続15.6年で、平均賃金は268,708円。中小地場（299人以下）が平均年齢40.4歳、勤続14.5年で、平均賃金は232,535円である。

分位数とは・・・労働者を賃金の低い者から高い者へと一列に並べて、何等分目に位置する者の値。

- ① 第1十分位数＝全体を十等分し、低い方から10%目にあたる人の賃金
- ② 第1四分位数＝全体を四等分し、低い方から25%目にあたる人の賃金
- ③ 中位数＝全体のちょうど真ん中50%目にあたるひとの賃金
- ④ 第3四分位数＝全体を四等分し、低い方から75%目にあたる人の賃金
- ⑤ 第9十分位数＝全体を十等分し、低い方から90%目にあたる人の賃金

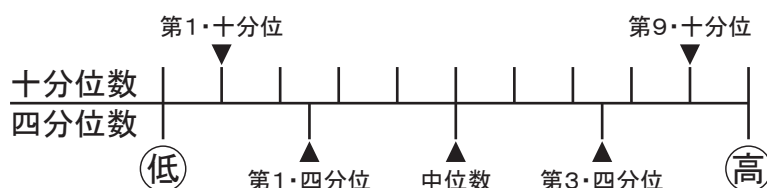
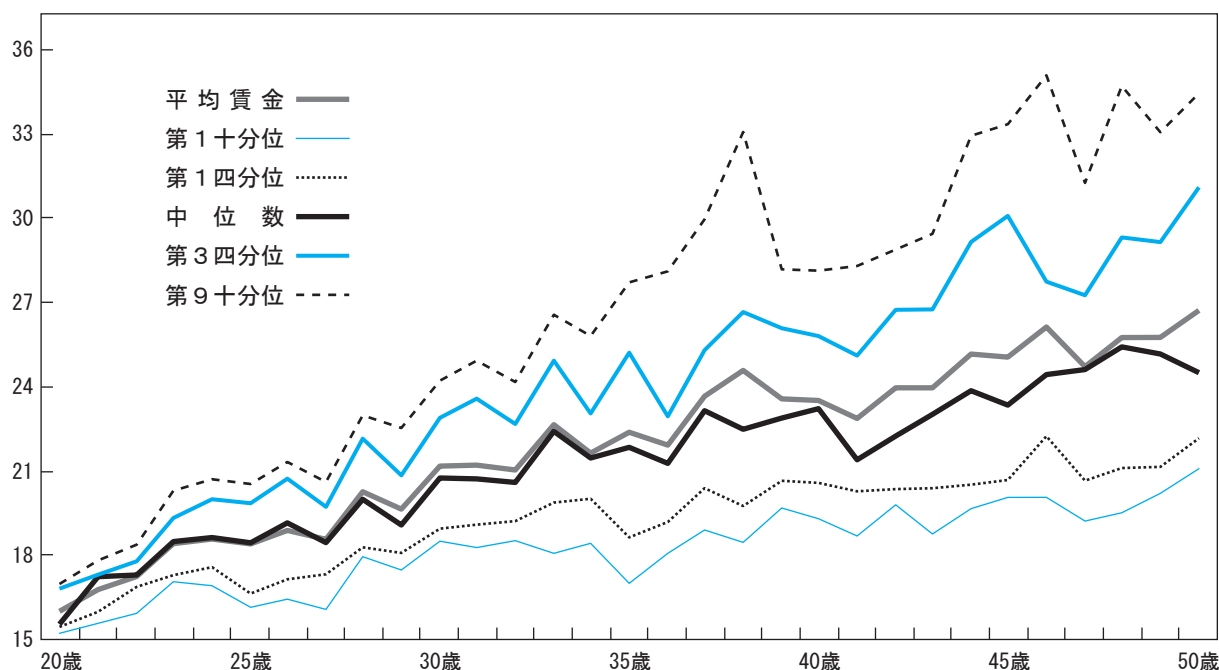


図13 連合愛媛中小地場(299人以下)の賃金水準比較



資料出所 2013年度連合愛媛賃金実態調査より作成

次ページ表 13-2 で、中小地場（299 人以下）の賃金水準について、第 1 十分位数と平均賃金を比べてみる。35 歳時点で見ると、平均賃金 224,695 円に対して、第 1 十分位は 170,020 円で、両賃金水準の間には 54,675 円の差がある。

賃金水準の低下を防ぎ改善を目指していくには、引き上げ幅だけの取り組みでは不十分であり、到達すべき水準が必要となる。

この水準（地域ミニマム設定値）について連合愛媛では、連合各構成組織の「年齢別最賃」との整合性やこれまでの推移などを基本に、賃金実態調査の中小地場（299 人以下）の賃金と特性値等を考慮して 6 つの年齢ポイント別に、299 人以下の第 1 十分位数を基準に設定している。

表13-1 連合愛媛 2014年度地域ミニマム設定値

年齢	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳
06金額	150,800	160,700	170,900	178,600	185,500	191,800
07金額	150,800	160,700	170,900	178,600	185,500	191,800
08金額	150,800	160,700	170,900	178,600	185,500	191,800
09金額	151,000	161,000	172,500	181,700	189,100	194,200
10金額	156,200	165,000	174,100	181,700	189,100	194,200
11金額	159,700	168,200	179,400	191,400	201,900	209,000
12金額	159,700	168,200	179,400	191,400	201,900	209,000
13金額	159,700	168,200	179,400	191,400	201,900	209,000
14金額	159,700	168,200	179,400	191,400	201,900	209,000

(参考) 連合・中小共闘水準値 2014 方針

25 歳 (190,000 円)	30 歳 (215,000 円)	35 歳 (240,000 円)	40 歳 (265,000 円)
------------------	------------------	------------------	------------------



表13-2 連合愛媛年齢別賃金特性値表（299人以下・地場・男女計）

単位＝円

年 齢	調査対象 人員(人)	平均賃金	第1 十分位数	第1 四分位数	中位数	第3 四分位数	第9 十分位数
18歳	1	157,500	157,500	157,500	157,500	157,500	157,500
19歳	9	164,800	161,740	162,800	164,000	168,400	169,612
20歳	12	159,874	152,438	153,920	155,205	167,700	168,960
21歳	15	167,974	155,300	160,040	172,221	172,838	177,898
22歳	16	172,065	158,975	168,235	172,565	177,365	183,400
23歳	24	184,039	170,527	172,700	185,100	193,489	202,700
24歳	35	185,919	168,904	175,532	186,100	200,315	207,200
25歳	24	184,078	161,400	165,900	183,980	198,338	205,350
26歳	25	188,560	164,172	171,350	191,265	207,175	213,090
27歳	34	185,461	160,157	172,500	184,260	197,222	205,879
28歳	28	202,516	178,795	182,636	200,025	221,362	229,468
29歳	34	196,518	173,934	180,555	190,805	208,829	225,394
30歳	47	211,193	184,740	189,404	207,200	228,950	242,040
31歳	41	212,253	182,460	190,500	207,100	236,200	249,500
32歳	51	209,784	184,900	191,962	205,960	226,755	241,500
33歳	43	227,358	180,636	198,884	224,300	249,355	266,080
34歳	51	216,623	184,500	199,772	214,000	230,625	258,000
35歳	45	224,695	170,020	186,020	218,850	252,300	277,780
36歳	46	219,474	180,260	191,687	213,046	229,385	281,400
37歳	57	237,319	188,920	203,918	231,700	252,994	299,580
38歳	55	245,802	184,292	197,228	225,000	267,000	331,280
39歳	43	235,956	197,176	206,410	229,000	261,050	281,736
40歳	59	234,973	192,816	205,675	232,300	258,202	282,272
41歳	45	228,841	186,592	202,680	213,650	251,000	283,352
42歳	37	239,180	198,309	203,470	222,200	267,900	288,778
43歳	38	239,818	186,986	203,691	230,050	267,275	295,150
44歳	41	251,687	196,720	204,828	238,646	290,957	330,370
45歳	45	250,338	200,428	206,300	233,807	301,190	333,704
46歳	34	261,859	200,386	222,400	244,465	277,800	351,961
47歳	49	247,397	192,080	206,620	246,000	272,900	312,248
48歳	45	257,172	195,108	210,800	253,800	293,400	348,136
49歳	44	257,273	201,797	211,655	251,548	291,860	331,100
50歳	30	266,847	210,714	221,190	245,050	311,715	345,465
51歳	28	277,436	206,374	229,350	258,000	322,400	349,259
52歳	34	248,592	194,289	214,925	229,750	294,767	308,354
53歳	24	281,410	207,544	235,365	272,243	335,023	367,069
54歳	39	247,861	194,931	211,780	246,240	259,745	348,560
55歳	31	260,985	207,800	217,100	239,500	292,500	340,400
56歳	33	258,817	205,782	224,100	265,500	289,600	328,131
57歳	38	274,007	183,960	230,140	279,295	321,250	363,161
58歳	25	298,401	228,880	249,000	294,750	331,058	386,433
59歳	26	262,991	197,002	214,588	251,400	290,575	343,110
60歳以上	32	222,310	198,870	203,307	206,882	240,887	259,240
合 計	1,513	232,535	160,406	181,595	224,300	290,766	349,119

資料出所 2013年度連合愛媛賃金実態調査

表13-3 連合愛媛年齢別賃金特性値表（全体・男女計）

単位＝円

年 齢	調査対象 人員(人)	平均賃金	第1 十分位数	第1 四分位数	中位数	第3 四分位数	第9 十分位数
18歳	11	158,486	157,500	158,000	158,028	162,120	164,840
19歳	42	161,487	151,100	158,000	164,000	165,000	168,215
20歳	41	164,114	153,680	156,000	165,600	170,300	172,938
21歳	42	171,515	155,310	164,810	172,493	175,970	181,090
22歳	67	178,579	159,840	170,444	179,300	185,950	192,235
23歳	76	186,805	164,760	177,055	187,200	197,711	204,200
24歳	102	193,173	171,863	182,600	191,250	205,575	217,084
25歳	93	203,011	167,880	186,400	202,400	220,390	233,028
26歳	99	212,621	175,540	196,420	213,050	232,426	238,178
27歳	99	209,949	169,920	183,280	208,100	230,833	255,840
28歳	87	220,843	182,026	194,630	194,630	194,630	261,864
29歳	118	224,038	175,810	196,525	221,400	249,108	276,970
30歳	124	236,101	186,377	204,438	231,550	261,708	300,613
31歳	110	238,295	181,800	200,250	228,650	279,628	305,600
32歳	124	242,031	187,532	200,000	229,410	275,225	319,850
33歳	111	252,041	185,000	210,879	246,200	291,170	319,000
34歳	138	252,201	192,157	214,750	240,291	290,225	322,727
35歳	123	259,544	181,859	215,017	252,739	294,850	341,086
36歳	138	266,367	192,764	218,399	259,171	304,368	347,618
37歳	131	267,469	195,676	222,180	253,485	309,500	347,000
38歳	137	284,343	195,800	218,121	282,000	335,200	393,446
39歳	153	283,535	200,316	228,480	281,420	329,440	386,188
40歳	161	277,397	198,900	229,564	274,400	321,400	350,000
41歳	155	287,297	200,400	236,754	291,400	334,575	369,780
42歳	142	295,318	202,597	242,566	289,465	353,698	394,638
43歳	106	289,117	202,239	237,251	286,650	333,950	395,415
44歳	124	305,000	204,472	239,662	302,600	354,700	410,700
45歳	117	299,462	205,123	233,771	300,000	363,652	391,428
46歳	114	311,786	208,390	253,940	321,404	361,826	407,161
47歳	106	297,533	202,840	244,710	288,900	354,368	414,890
48歳	109	298,147	198,928	231,030	300,000	359,000	401,587
49歳	114	308,744	209,376	249,753	303,250	370,600	424,091
50歳	100	330,032	215,065	272,185	345,278	392,675	424,294
51歳	82	330,432	217,296	260,951	329,121	392,913	444,530
52歳	78	302,756	195,155	225,115	302,600	370,500	412,714
53歳	71	326,391	230,000	268,850	333,090	382,970	430,400
54歳	65	283,107	196,328	228,900	263,900	351,400	396,924
55歳	59	292,031	207,396	219,335	266,604	358,055	412,904
56歳	77	329,998	223,340	269,600	329,839	402,920	438,996
57歳	94	331,992	194,856	273,577	339,890	397,030	441,658
58歳	70	341,084	236,779	281,364	342,300	407,365	450,133
59歳	56	326,448	197,002	249,075	306,450	408,173	458,305
60歳以上	46	262,457	198,702	203,307	213,096	306,413	428,688
合 計	4,212	268,708	160,824	171,766	180,880	187,686	194,628

資料出所 2013年度連合愛媛賃金実態調査

# Ⅲ 雇用の状況

## 14 県内の雇用情勢

愛媛の一般労働市場の推移をみると、世界的金融危機による企業業績の急激な悪化により08年から雇用情勢は一転した。09年度を底に、2012年は0.80倍と3年連続で持ち直しの動きとなった。

図14-2で示しているように、東中南予の有効求人倍率を月別に見てみると、緩やかではあるが持ち直しの動きが続いていることがわかる。2013年8月には東予で1倍を超え、中予南予でも10月に1倍を超えることとなった。

また、新規学卒者の状況をみれば、今春卒業予定の県内学生の就職内定率（10月末時点）は、高校生が73.2%（前年同期比3.5ポイント増）、大学生は58.1%（前年同期比6.4ポイント増）となり、景気回復に伴って、企業の採用意欲が高まっていることが見てとれる。

当協議会が発行する調査報告書『愛媛における勤労者の生活不安の背景』（2010年12月調査）によると、リーマン・ショック後に企業が実施した不況対策は、労働時間に関する対策として「残業抑制」が最も多くなっている。しかしながら、「労働時間の短縮」や「一斉休業」といった対策は一部にしか取られておらず、総労働時間を大幅に短縮しながら雇

用を守る“ワークシェアリング”はほとんどとられていない。むしろ、「採用抑制」、「非正規社員の人員削減」、「正規社員の人員削減」といった人員削減に関する対策の方がそれぞれ一定の割合で実施されており、トータルでは人員削減策が最大の不況対策として実施されたことを報告している。

雇用情勢が好転する一方で、P7-8にも掲載した通り、正規労働から非正規労働への置き換えが進んでいる。就労形態の多様化が言われて久しいが、それらは企業側の賃金抑制策の結果として生まれてきたものと言える。貧困や格差の拡大は、社会を不安定化させる。正規労働に就くパイが限られていく中で必要なことは、非正規労働者の待遇改善を進め、労働者が積極的選択のできる多様な就労形態を作り出していくことである。

### 有効求人倍率

有効求人数を有効求職者数で除した率。「有効」の意味は、求人・求職の申し込みは有効期限（通常2ヵ月）があるのでその効力が存続しているものと、各月の新規求人・求職者数を区別するためである。この数値が1より大きい小さいかで、労働市場の需要超過、供給超過の状態を知ることができる。

図14-1 愛媛における一般労働市場の推移

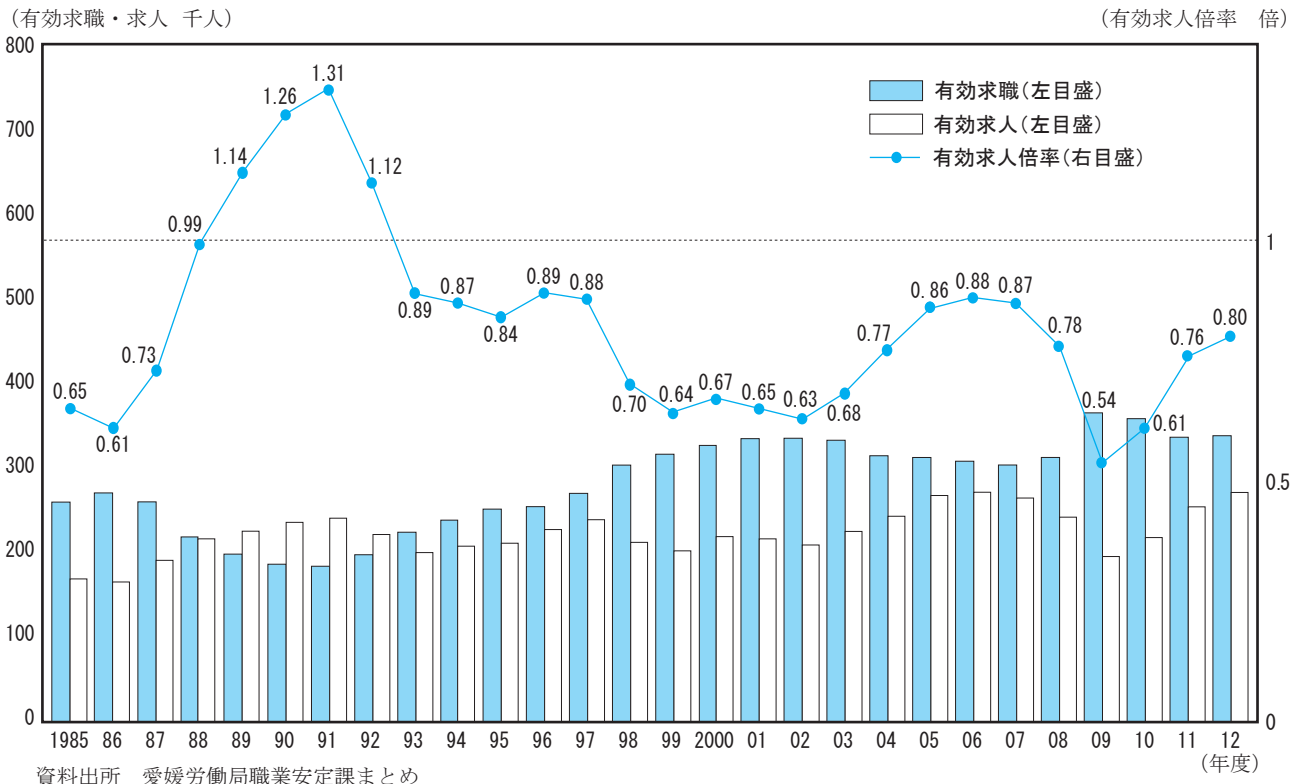
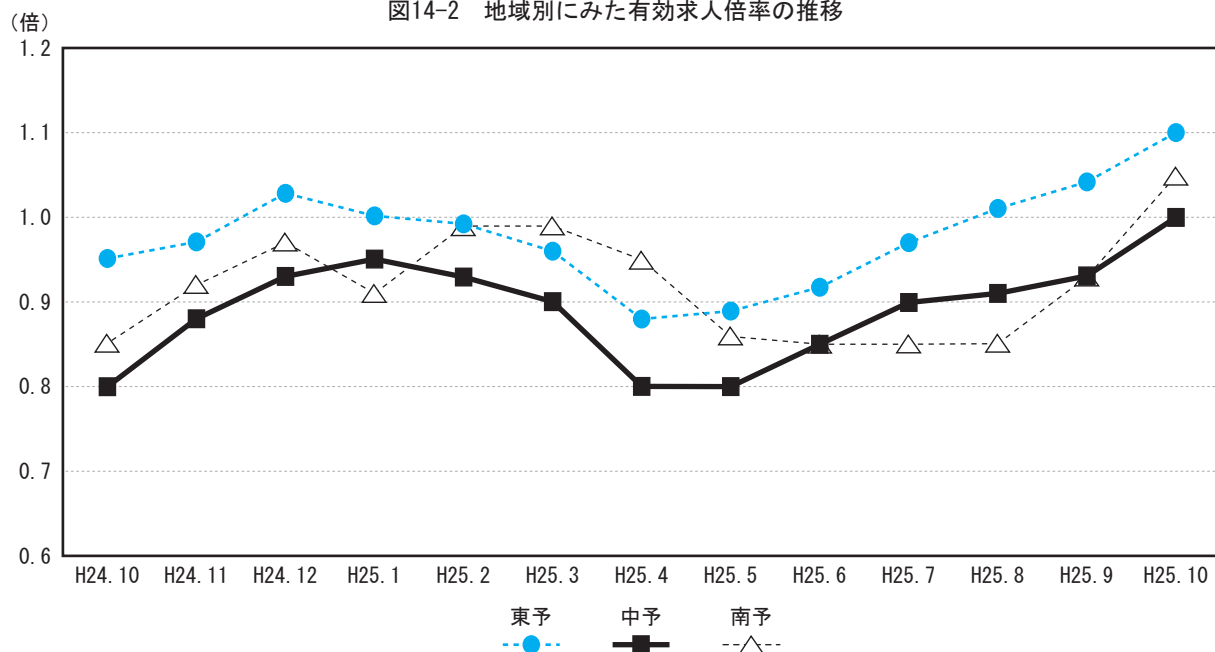


表14 愛媛における一般労働市場の推移

	求 職		求 人		就職件数	新 規 求人倍率 C/A	有 効 求人倍率 D/B
	新 規 A	有 効 B	新 規 C	有 効 D			
	人	人	人	人	件	倍	倍
1985年度	60,140	259,505	58,176	168,591	19,711	0.97	0.65
90年度	44,502	186,343	85,532	235,535	16,497	1.92	1.26
95年度	56,181	251,224	79,553	210,548	17,494	1.42	0.84
2000年度	76,776	326,406	86,813	218,668	23,397	1.13	0.67
01年度	78,462	334,121	86,264	216,501	23,297	1.10	0.65
02年度	83,992	335,009	86,008	209,476	24,897	1.02	0.63
03年度	86,747	332,695	92,600	224,818	26,853	1.07	0.68
04年度	82,304	314,224	97,608	243,235	26,487	1.19	0.77
05年度	82,242	312,447	105,115	267,251	27,895	1.28	0.86
06年度	82,872	307,252	106,639	271,431	28,997	1.29	0.88
07年度	80,147	303,552	104,546	264,077	28,772	1.30	0.87
08年度	83,316	312,204	94,456	242,104	27,522	1.13	0.78
09年度	89,775	364,677	82,587	195,345	29,608	0.92	0.54
10年度	90,338	357,654	90,165	217,635	29,849	1.00	0.61
11年度	83,804	335,405	100,557	253,999	29,109	1.20	0.76
12年度	83,133	337,779	106,804	271,290	29,267	1.28	0.80
2013年 1月	7,271	25,171	10,072	24,239	2,012	1.39	0.86
2月	6,666	26,045	9,513	24,972	2,217	1.43	0.88
3月	7,049	27,347	9,298	25,438	2,749	1.32	0.89
4月	9,193	29,232	9,730	24,763	2,840	1.06	0.91
5月	7,272	29,286	9,827	24,592	2,714	1.35	0.95
6月	6,042	28,153	9,052	24,533	2,451	1.50	0.97
7月	6,407	27,338	9,799	25,050	2,457	1.53	0.99
8月	6,101	26,458	9,306	24,721	2,052	1.53	0.97
9月	6,463	26,754	10,005	25,778	2,438	1.55	0.99
10月	6,308	26,478	11,518	27,541	2,574	1.83	1.01

資料出所 愛媛労働局職業安定課まとめ。  
 (注) 新規学卒を除きパートタイムを含む。

図14-2 地域別にみた有効求人倍率の推移



資料出所 愛媛労働局まとめ  
 (注) 各地域は公共職業安定所の所在地域を示す。

## 15 失業・雇用情勢と「非正規労働者」

総務省の「労働力調査」によると、2012年の愛媛の労働力人口は674,000人で、うち就業者647,000人、完全失業者は27,000人で、完全失業率は4.0%となっている。

全国の完全失業者は285万人となっており、うち失業期間が1年以上の完全失業者は107万人であり、依然として思うような再就職に至らない求職者が多くいることがうかがえる。

また、雇用形態別の就業実態については、役員を除く雇用者5,154万人のうち、正規の職員・従業員は3,340万人で1年前に比べ12万人の減少、非正規の職員・従業員は1,813万人で2万人増加している。非正規の職員・従業員の内訳について平成17年と比較してみると、「パート・アルバイト」が121万人増（+10.8%増）、「労働者派遣事業所の派遣社員」が16万人減（-15.1%）、契約社員・嘱託が75万人増（+26.9%）、その他が1万人減（-0.8%）となっており、とくに契約社員・嘱託の増加が目立

っていることがわかる。

こうした正規労働者から非正規労働者への転換の動きは、P7-8で紹介している平成24年度就業構造基本調査の結果（愛媛県結果）からも、うかがい知れるので参照願いたい。

### 総務省統計局「就業構造基本調査」

総務省が5年ごとに10月1日現在で実施し、国民の就業および不就業の状態を調査し、地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的としている。国勢調査や労働力調査が月末1週間の就業・不就業の状態を把握しているのに対し、この調査ではふだんの就業・不就業状態を把握している。最新の調査は平成24年10月調査。

図15-1 愛媛県の就業・失業状況

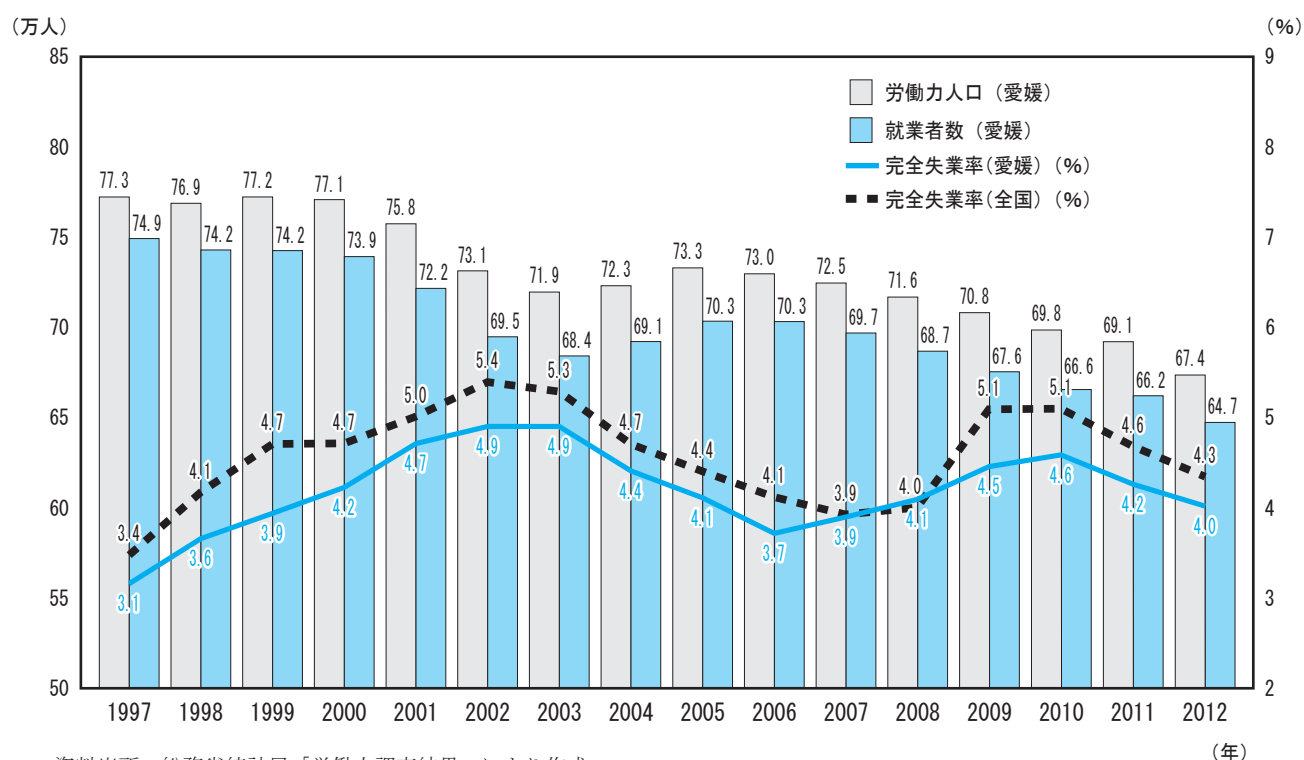


表15-1 愛媛県の就業・失業状況

	愛 媛 県					完 全 失 業 率	
	労働力人口	就業者		非労働力人口	完 全 失 業 率	完 全 失 業 率	
		就業者	完全失業者			四 国	全国平均
	人	人	人	人	%	%	%
1997年平均	773,000	749,000	24,000	495,000	3.1	3.2	3.4
98年	769,000	742,000	28,000	505,000	3.6	3.7	4.1
99年	772,000	742,000	30,000	504,000	3.9	4.1	4.7
2000年	771,000	739,000	32,000	507,000	4.2	4.1	4.7
05年	733,000	703,000	30,000	541,000	4.1	4.3	4.4
06年	730,000	703,000	27,000	538,000	3.7	3.9	4.1
07年	725,000	697,000	28,000	534,000	3.9	3.9	3.9
08年	716,000	687,000	29,000	539,000	4.1	4.5	4.0
09年	708,000	676,000	32,000	542,000	4.5	5.0	5.1
10年	698,000	666,000	32,000	548,000	4.6	4.5	5.1
11年	691,000	662,000	29,000	550,000	4.2	4.6	4.6
12年	674,000	647,000	27,000	561,000	4.0	4.2	4.3

資料出所 総務省統計局「労働力調査結果」により作成。

表15-2 雇用形態別就業者（全国）

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	1月～3月期	4月～6月期	7月～9月期	10月～12月期
男女計	雇 用 者	5,408	5,486	5,572	5,556	5,501	5,508	5,531	5,522	5,524	5,511	5,511	5,541
	役員を除く雇用者	5,008	5,092	5,185	5,175	5,124	5,138	5,163	5,154	5,140	5,146	5,156	5,173
	正規の職員・従業員	3,375	3,415	3,449	3,410	3,395	3,374	3,352	3,340	3,334	3,370	3,327	3,330
	非正規の職員・従業員	1,634	1,678	1,735	1,765	1,727	1,763	1,811	1,813	1,805	1,775	1,829	1,843
	パート・アルバイト	1,120	1,126	1,166	1,155	1,156	1,196	1,229	1,241	1,250	1,223	1,245	1,245
	労働者派遣事業所の派遣社員	106	128	133	140	108	96	96	90	90	81	87	103
	契約社員・嘱託	279	284	299	322	323	333	360	354	337	346	365	368
	その他	129	141	137	148	140	138	127	128	129	124	131	126
男	雇 用 者	3,165	3,194	3,240	3,220	3,162	3,148	3,163	3,147	3,161	3,147	3,131	3,148
	役員を除く雇用者	2,864	2,897	2,947	2,928	2,874	2,865	2,885	2,865	2,867	2,868	2,862	2,865
	正規の職員・従業員	2,357	2,378	2,408	2,367	2,345	2,324	2,313	2,300	2,304	2,313	2,299	2,283
	非正規の職員・従業員	507	519	539	560	527	540	571	566	563	554	563	583
	パート・アルバイト	247	247	255	248	250	259	276	272	271	267	273	276
	労働者派遣事業所の派遣社員	42	49	54	55	37	35	39	36	35	35	34	38
	契約社員・嘱託	149	151	162	180	174	181	197	197	193	188	196	210
	その他	69	71	69	77	67	66	62	61	64	64	59	59
女	雇 用 者	2,243	2,292	2,332	2,337	2,341	2,361	2,369	2,375	2,363	2,365	2,380	2,393
	役員を除く雇用者	2,144	2,195	2,237	2,248	2,250	2,273	2,279	2,288	2,273	2,278	2,294	2,307
	正規の職員・従業員	1,018	1,036	1,041	1,043	1,050	1,051	1,039	1,041	1,031	1,057	1,028	1,047
	非正規の職員・従業員	1,126	1,159	1,196	1,205	1,200	1,223	1,241	1,247	1,242	1,221	1,266	1,260
	パート・アルバイト	872	878	911	906	906	937	954	969	978	956	972	968
	労働者派遣事業所の派遣社員	64	78	81	85	72	62	59	55	54	46	53	65
	契約社員・嘱託	130	133	137	142	149	152	163	157	144	158	168	159
	その他	60	70	68	71	73	73	66	67	65	61	72	68

非正規の職員・従業員の割合（%）

男女計	32.6	33.0	33.5	34.1	33.7	34.4	35.1	35.2	35.1	34.5	35.5	35.6
男	17.7	17.9	18.3	19.2	18.4	18.9	19.8	19.7	19.6	19.3	19.7	20.3
女	52.5	52.8	53.5	53.6	53.3	53.8	54.4	54.5	54.6	53.6	55.2	54.6

資料出所 総務省統計局「労働力調査結果」により作成。

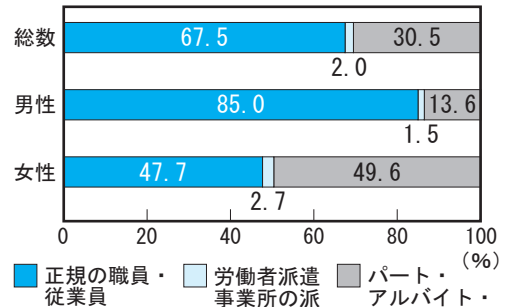
表 15-3 国勢調査にみる愛媛の雇用者の従業上の地位（男女別）（人）

	15歳以上人口	労働力人口	就業者	雇用者	正規の職員・従業員	労働者派遣事業所の派遣社員	パート・アルバイト・その他
総数	1,237,582	702,615	651,605	489,110	330,039	9,960	149,111
男性	573,657	396,597	361,878	259,311	220,311	3,861	35,139
女性	663,925	306,018	289,727	229,799	109,728	6,099	113,972

資料出所 総務省統計局「平成20年国勢調査報告」より作成。

（注）「雇用者」は「役員」を除いている。

図 15-2 国勢調査にみる愛媛の雇用者の従業上の地位（男女別）



資料出所 総務省統計局「平成20年国勢調査報告」より作成。

## 16 組織率の低下と組織化の課題

厚生労働省の労働組合基礎調査による2013年の全国の推定組織率は、17.7%で前年比0.2ポイント減少、過去最低を更新した。全労働組合員数は987万5千人となり、前年から1万7千人減で、4年連続の減少、組織率の低下に歯止めがかかっていない。

それを踏まえて、愛媛県内をみてみると2013年の労働組合数は565組合で前年に比べ5組合(+0.9%)の増加、組合員数は8万2,111人で前年に比べ1,073人(-1.3%)の減少となった。推定組織率は15.4%で前年比0.3ポイントの減少となった。

組合規模別にみると、組合数については299人以下規模が494組合(全体の87.4%)で全体の9割弱を占めるなかで、組合員数は29,837人で(全体の36.3%)4割弱に留まっている。

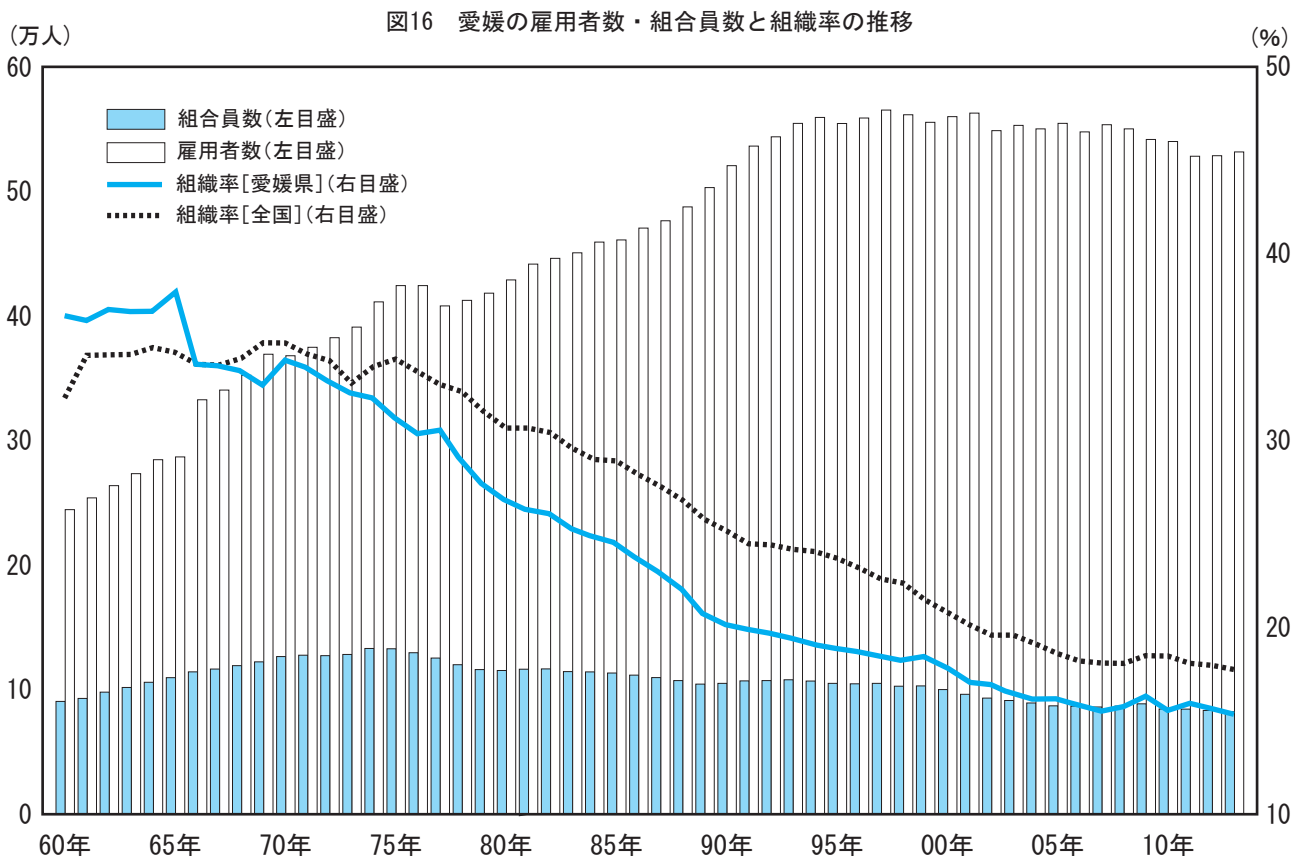
規模別の組織率についてももう少しみれば、全国調査ではあるが表16-3をみると従業員1,000人以上

規模では組織率44.9%が、100～999人で13.1%、労働者の約半数が雇用される100人未満の企業での組織率はわずか1.0%しかないことがわかる。

また同調査より、全国的なパートタイム労働者の組織化状況をみれば、組合員数は91万4千人で前年比7万7千人増、推定組織率6.5%、全労働組合員数に占める割合も9.3%と確実に増加しており、今後もパート等非正規労働者の待遇改善を含めた組織化とともに、中小未組織労働者の組織化にも一層の力を入れる必要がある。

### 組織率

労働組合に加入している労働組合員数を雇用者全体数で除した率。



※2011年の組合員数を除く数値については、平成23年度は平成24年4月に公表された「労働力調査の東日本大震災に伴う補完推計平成23年6月分」を用いて算出している。

表16-1 愛媛の雇用者数・組合員数と組織率の推移

	組合数	組合員数(人)	対前年 増加率(%)	推定組織率(%)	
				愛媛	全国
1960年	554	90,458	2.5	36.8	32.2
65年	739	109,570	3.6	38.0	34.8
70年	804	126,664	3.5	34.3	35.4
75年	907	132,834	▲0.5	31.2	34.4
80年	873	115,324	▲0.4	26.8	30.8
85年	865	113,290	▲0.7	24.5	28.9
90年	826	104,954	0.5	20.1	25.2
95年	799	105,008	▲1.9	18.9	23.8
2000年	782	99,986	▲2.9	17.8	21.5
05年	672	87,232	▲2.4	15.7	18.7
10年	599	84,446	▲4.5	15.6	18.5
11年	596	84,154	▲0.3	15.9	18.1
12年	560	83,184	▲1.2	15.7	17.9
13年	565	82,111	▲1.3	15.4	17.7

資料出所 愛媛県経済労働部労政雇用課調査。

※推定組織率については、例年、総務省「労働力調査(6月分)」の雇用者数を算出しているが、平成23年度は平成24年4月に公表された「労働力調査の東日本大震災に伴う補完推計平成23年6月分」を用いて算出している。

表16-2 愛媛の組合規模別の組合数及び組合員数

(平成25年6月現在)

規模	労働組合数				労働組合員数			
		対前年差	対前年比(%)	構成比(%)		対前年差	対前年比(%)	構成比(%)
合計	565	5	100.9	100.0	82,111	-1,073	98.7	100.0
300人以上	71	0	100.0	12.6	52,274	-6	100.0	63.7
1,000人以上	12	0	100.0	2.1	23,754	125	100.5	28.9
500～999人	22	-1	95.7	3.9	14,382	-770	94.9	17.5
300～499人	37	1	102.8	6.5	14,138	639	104.7	17.2
299人以下	494	5	101.0	87.4	29,837	-1,067	96.5	36.3
200～299人	32	-2	94.1	5.7	7,731	-595	92.9	9.4
100～199人	72	-4	94.7	12.7	10,001	-623	94.1	12.2
30～99人	156	0	100.0	27.6	9,386	76	100.8	11.4
29人以下	234	11	104.9	41.4	2,719	75	102.8	3.3

資料出所 愛媛県経済労働部労政雇用課調査

表16-3 全国の企業規模別(民営)労働組合員数及び推定組織率(単位労働組合)

企業規模	労働組合員数		雇用者数		推定組織率(%)
	(千人)	構成比(%)	(万人)	雇用者比率(%)	
計	8,314	100.0	5,006	100.0	16.6
1,000人以上	5,290	63.6	1,179	23.6	44.9
100～999人	1,822	21.9	1,388	27.7	13.1
99人以下	240	2.9	2,369	47.3	1.0

資料出所 厚生労働省「平成25年労働組合基礎調査」(平成25年6月末の数値、以下同じ。)

注) 複数企業の労働者で組織される労働組合及び規模不明の労働組合の標記をしていないため合計は一致しない。

表16-4 全国のパートタイム労働者の労働組合員数及び推定組織率の推移(単位労働組合)

	パートタイム労働者労働組合員数(千人)	全労働組合員数に占める割合(%)	短時間雇用者数(万人)	推定組織率(%)
平成17年	389	3.9	1,172	3.3
平成18年	515	5.2	1,187	4.3
平成19年	588	5.9	1,218	4.8
平成20年	616	6.2	1,232	5.0
平成21年	700	7.0	1,317	5.3
平成22年	726	7.3	1,291	5.6
平成23年	776	7.8	—	—
平成24年	837	8.5	1,332	6.3
平成25年	914	9.3	1,410	6.5

注) 「短時間雇用者数」は、労働力調査の雇用者数のうち就業時間が週35時間未満の雇用者の数値である。「推定組織率」は、パートタイム労働者の労働組合員数を短時間雇用者数で除して得られた数値である。



# IV 労働時間をめぐる問題

## 17 愛媛の労働時間の動向

厚生労働省「毎月勤労統計調査」で、愛媛の労働時間の動きについてみてみると、事業所規模5人以上では、2012年の常用労働者1人の平均月間総労働時間は前年比-1.0%減の152.1時間で、年間総労働時間に換算すると1825.2時間となった。その内訳をみると、所定内労働時間が前年比0.3%減の143.1時間で、所定外労働時間については前年比12.6%減の9.0時間となった。

毎月勤労統計の常用労働者は、1日の所定労働時間が一般労働者よりも短いパートタイム労働者を含んでおり、図17-2では、パートタイム労働者を除いてみる。事業所規模5人以上の一般労働者の2012年の年間総労働時間は2062時間である。ここ

20年の推移をみると2100時間代から2000時間台へと減少の動きがみられていたものの、高止まりした状況にある。

今後の景気回復にともなって、経済活動の成果を、所得だけでなく労働時間の短縮にも分配していく、そして積極的な雇用拡大を図っていくことが、生産性を高め着実な経済成長を実現していく上で重要となる。

### 労働時間の区分

「所定内労働時間」は、就業規則で定められた始業時刻と終業時刻との間の休憩時間を除いた実労働時間数。「所定外労働時間」は、早出、残業、休日出勤等の労働時間数。「総実労働時間」は、「所定内労働時間」と「所定外労働時間」との合計。

表17-1 毎月勤労統計調査でみる愛媛の産業別月間労働時間と出勤日数（2012年）

[規模5人以上]

(平成22年=100)

労働時間等の別 産業別	総実労働時間						出勤日数	
	24年		24年		24年		24年	
	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年差
調査産業計[愛媛県]	152.1	△ 1.0	143.1	△ 0.3	9.0	△ 12.6	20.0	△ 0.1
製造業	165.4	△ 1.1	153.2	0.4	12.2	△ 15.9	20.5	0.3
卸売・小売業	140.2	△ 7.2	134.2	△ 6.3	6.0	△ 26.5	20.2	△ 0.9
医療・福祉	145.8	4.2	141.3	4.3	4.5	3.7	19.3	△ 0.5
サービス業（他に分類されないもの）	146.7	0.6	136.7	1.9	10.0	△ 17.2	20.5	0.4
調査産業計[全国]	147.1	0.5	136.7	0.5	10.4	0.6	19.1	0.1
全国結果との比較(全国=100)(%)	103.4							

[規模30人以上]

(平成22年=100)

労働時間等の別 産業別	総実労働時間						出勤日数	
	24年		24年		24年		24年	
	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年差
調査産業計[愛媛県]	154.7	0.3	143.7	0.9	11.0	△ 8.3	19.9	0.1
製造業	166.0	△ 1.8	152.3	△ 0.4	13.7	△ 14.2	20.3	0.4
卸売・小売業	142.9	0.1	136.0	0.3	6.9	△ 1.9	20.7	△ 0.1
医療・福祉	143.7	3.0	139.1	3.1	4.6	△ 3.5	18.8	△ 0.7
サービス業（他に分類されないもの）	145.3	3.0	134.6	2.8	10.7	6.9	19.5	△ 0.3
調査産業計[全国]	150.7	0.9	138.5	0.9	12.2	1.2	19.2	0.2
全国結果との比較(全国=100)(%)	102.7							

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。以下、同じ。

図17-1 愛媛の労働時間指数と前年比・前年同月比の推移

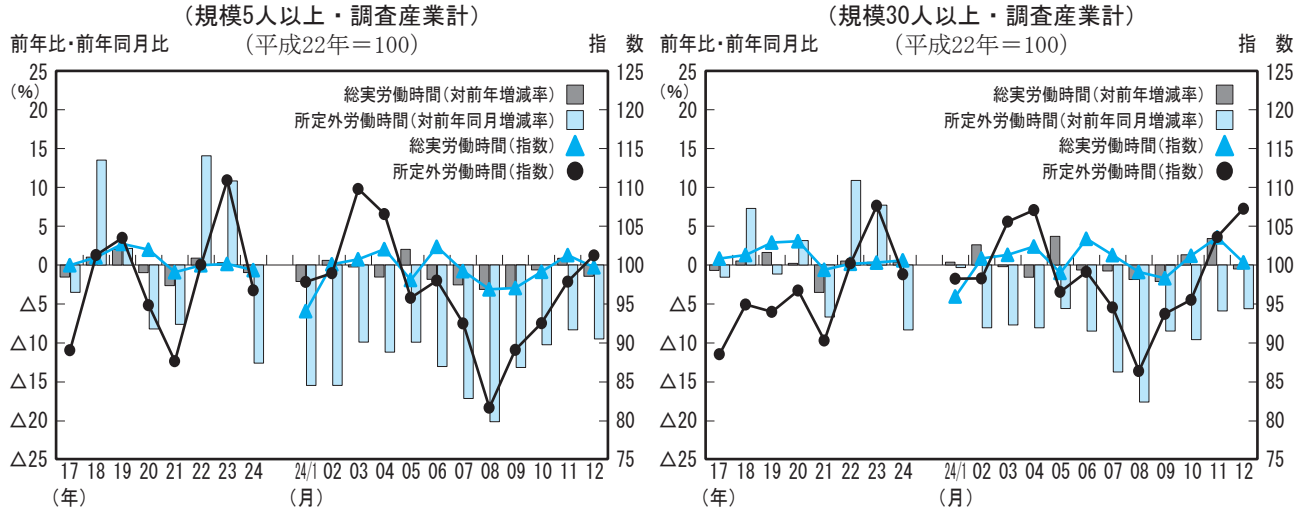
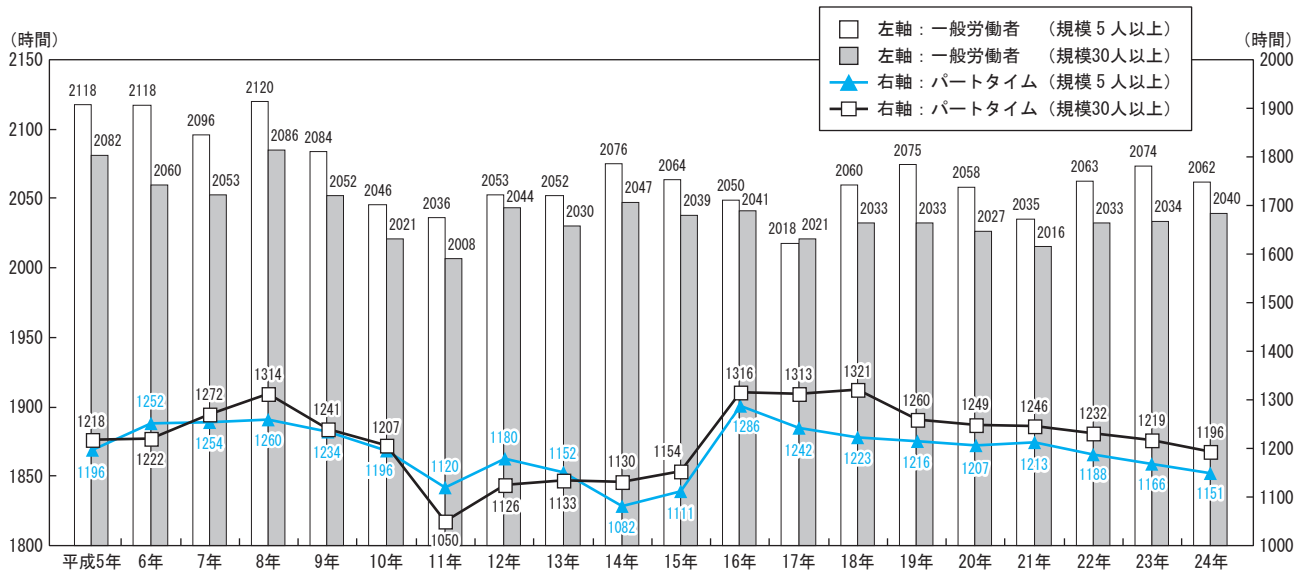


表17-2 愛媛の平均月間労働時間の推移 (調査産業計・事業所規模30人以上)

	月間総実労働時間		月間所定内労働時間		月間所定外労働時間		年間総実労働時間	
	愛媛県	全国	愛媛県	全国	愛媛県	全国	愛媛県	全国
1960年	200.8	202.7	181.1	180.8	19.7	21.9	2409.6	2432.4
65年	188.1	192.9	175.4	176.4	12.7	16.5	2257.2	2314.8
70年	189.8	186.6	171.1	169.9	18.7	16.7	2277.6	2239.2
75年	177.7	172.0	166.5	161.4	11.2	10.6	2132.4	2064.0
80年	179.5	175.7	167.7	162.2	11.8	13.5	2154.0	2108.4
85年	178.8	175.8	165.5	161.0	13.3	14.8	2145.6	2109.6
90年	175.6	171.0	162.4	155.5	13.2	15.5	2107.2	2052.0
95年	164.1	159.1	153.1	147.7	11.0	11.4	1969.2	1909.2
2000年	154.5	154.9	143.6	143.3	10.9	11.6	1854.0	1858.8
05年	159.9	152.4	148.4	140.0	11.5	12.4	1918.8	1828.8
06年	160.8	153.5	148.5	140.6	12.3	12.9	1929.6	1842.0
07年	157.8	154.2	147.4	140.8	10.4	13.4	1893.6	1850.4
08年	157.3	153.0	146.6	140.1	10.7	12.9	1887.6	1836.0
09年	152.8	147.3	143.0	136.4	9.8	10.9	1833.6	1767.6
10年	153.0	149.8	142.6	137.8	10.4	12.0	1836.0	1797.6
11年	152.8	149.0	142.1	137.1	10.7	11.9	1833.6	1788.0
12年	154.7	150.7	143.7	138.5	11.0	12.2	1856.4	1808.4

資料出所 厚生労働省『毎月勤労統計要覧』各年版より作成。

図17-2 愛媛の雇用形態別にみた年間総労働時間の推移



資料出所 厚生労働省『毎月勤労統計調査』より作成。

## 18 労働時間の産業・規模間格差の是正を

愛媛の労働時間の特徴をもう少し詳しくみてみる。毎月勤労統計調査の2012年男性労働者（事業所規模5人以上）について、年間総実労働時間を産業別にみると、産業間で大きな格差があることがわかる。もっとも長いのが運輸・郵便業で2216.4時間、もっとも短いのが卸売・小売業の1682.4時間である。両産業の間には534時間の差が生じている。

愛媛県中小企業団体中央会による「愛媛県における中小企業の労働事情」2012年7月調査によると、週所定労働時間が40時間以内の企業は、全体で92.8%となり前年比2.3ポイント増となった。従業員規模別にみると1～4人で76.2%、5～9人で85.1%、10～29人で95.1%、30～99人で97.4%、100～300人で100%となっている。漸次週40時間への移行が進んでいるが、企業規模によってまだま

だ所定労働時間が40時間を超える事業所があることも事実である。所定外労働については、「1～10時間」が最も多く32.8%で、次いで「0時間」が24.8%、「10～20時間」が17.1%となっている。

2010年4月1日に施行された改正労働基準法では、限度時間を超える時間外労働を労使で削減していくため、法定割増賃金率の引き上げや代替休暇制度が創設され、また年次有給休暇が労使協定によって時間単位で取得できるようになった。長時間労働は賃金不払い残業（サービス残業）や、過労など労働者のメンタルヘルスにかかわる重大な問題であり、削減に向けた取り組みが求められる。

### 代替休暇制度

引き上げ分の割増賃金部分を有給休暇で消化できる制度

表18-1 愛媛の産業別・男女別みた労働時間（2012年）

（調査産業計・事業所規模5人以上）

			産業計	建設業	製造業	運輸・郵便業	卸売・小売業	金融・保険業	医療・福祉	サービス業
月 間	合計	出勤日数	20.0	22.0	20.5	21.2	20.2	19.4	19.3	20.5
		総実労働時間	152.1	176.5	165.4	184.7	140.2	148.2	145.8	146.7
		所定外労働時間	9.0	15.1	12.2	18.5	6.0	7.1	4.5	10.0
	男性	出勤日数	20.6	22.1	20.6	21.3	20.7	19.9	19.3	20.7
		総実労働時間	167.3	179.9	171.9	191.2	150.4	162.1	153.2	162.8
		所定外労働時間	12.8	16.9	15.1	20.2	8.6	10.2	6.1	12.9
女性	出勤日数	19.4	21.2	20.4	20.4	19.7	19.1	19.3	20.1	
	総実労働時間	134.5	153.7	150.0	148.2	125.5	139.1	143.7	123.7	
	所定外労働時間	4.6	3.1	5.4	8.9	3.6	5.0	4.1	5.9	
年 間	合計	出勤日数	240.0	264.0	246.0	254.4	242.4	232.8	231.6	246.0
		総実労働時間	1,825.2	2,118.0	1,984.8	2,216.4	1,682.4	1,778.4	1,749.6	1,760.4
		所定外労働時間	108.0	181.2	146.4	222.0	72.0	85.2	54.0	120.0
	男性	出勤日数	247.2	265.2	247.2	255.6	248.4	238.8	231.6	248.4
		総実労働時間	2,007.6	2,158.8	2,062.8	2,294.4	1,804.8	1,945.2	1,838.4	1,953.6
		所定外労働時間	153.6	202.8	181.2	242.4	103.2	122.4	73.2	154.8
女性	出勤日数	232.8	254.4	244.8	244.8	236.4	229.2	231.6	241.2	
	総実労働時間	1,614.0	1,844.4	1,800.0	1,778.4	1,506.0	1,669.2	1,724.4	1,484.4	
	所定外労働時間	55.2	37.2	64.8	106.8	43.2	60.0	49.2	70.8	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

表18-2 愛媛の中小企業の週所定労働時間（2012年）

（単位：％）

	合計	38時間以下	38時間超 40時間未満	40時間	40時間超 44時間以下
2000年	100.0	3.2	25.2	57.0	14.6
05年	100.0	8.6	28.4	54.4	8.6
06年	100.0	9.4	27.1	51.8	11.8
07年	100.0	9.4	29.3	50.2	11.1
08年	100.0	9.5	27.1	51.6	11.7
09年	100.0	8.3	24.5	52.1	15.1
10年	100.0	14.2	24.5	49.8	11.5
11年	100.0	10.7	24.7	55.1	9.5
12年	100.0	12.2	25.3	55.3	7.2
製造業	100.0	15.0	25.8	53.3	5.9
非製造業	100.0	9.4	24.8	57.3	8.5
1～4人	100.0	28.6	14.3	33.3	23.8
5～9人	100.0	8.5	25.5	51.1	14.9
10～29人	100.0	9.8	31.1	54.2	4.9
30～99人	100.0	7.8	19.5	70.1	2.6
100～300人	100.0	22.6	35.5	41.9	—
全国平均	100.0	12.2	27.3	47.8	12.7

資料出所 愛媛県中小企業団体中央会『愛媛県における中小企業の労働事情』（2012年7月調査）より作成。以下同様。

表18-3 愛媛の中小企業の月平均残業時間（2012年）

（単位：％）

	0時間	1～10時間	10～20時間	20～30時間	30～50時間	50時間以上
産業計	24.8	32.8	17.1	14.9	9.0	1.4
製造業	25.7	40.7	11.5	15.0	4.4	2.7
非製造業	23.9	24.7	22.9	14.7	13.8	—
1～4人	68.4	10.5	5.3	15.8	—	—
5～9人	38.6	27.3	15.9	11.4	4.5	2.3
10～29人	23.2	39.3	10.7	17.9	7.1	1.8
30～99人	13.7	35.6	20.5	12.3	16.4	1.5
100～300人	6.7	36.6	30.0	20.0	6.7	—
全国平均	30.0	26.8	19.5	12.7	8.9	2.1

図18 愛媛の中小企業の月平均残業時間（2012年）

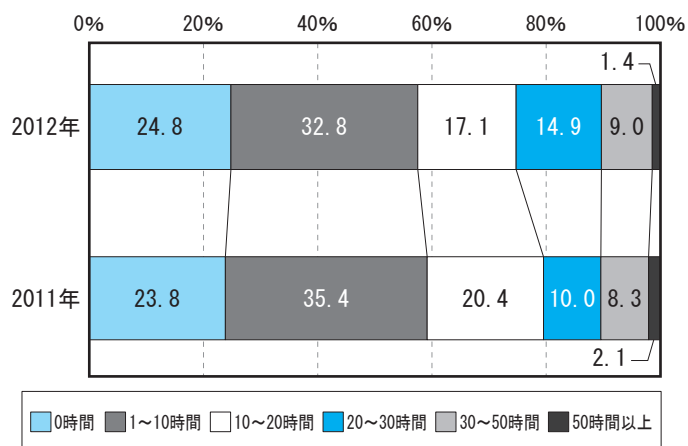
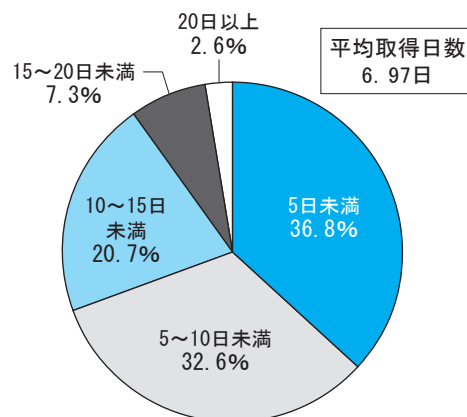


表18-4 愛媛の中小企業の有給休暇取得状況（2012年）



## 19 サービス残業の実態について

愛媛労働局は、昨年9月にブラック企業対策の一環で県内85企業・事業所を重点監督し、結果87.1%の74事業所で違反があり、是正勧告が行われた。これは全国平均を5.1ポイント上回っている。

サービス残業の実態について、愛媛労働局のまとめによると、100万円以上の賃金不払い残業を労働基準監督署から是正指導され、残業代に当たる割り増し賃金を支払った県内企業は、2012年度は13社で前年比同数、対象労働者数は871人で203人増、是正支払い金額は6,142万円で2,964万円増となった。一企業あたりの平均額は、472万円で、対象労働者一人あたりに換算すると平均7万円となっている。

これについて100万円以上の遡及是正事案として見てみると、事案数は86件、対象労働者数は2,082人、是正支払い金額は8,469万円にのぼっている。

全国的な状況について、厚生労働省のまとめによる2012年度における100万円以上の賃金不払い残業是正事案は、企業数で1,277企業、対象労働者数は10万2,379人、支払われた割り増し賃金の合計額は104億円にもものぼる。

### 賃金不払い残業

「所定労働時間外に労働時間の一部または全部に対して所定の賃金または割り増し賃金を支払うことなく労働を行わせること」いわゆるサービス残業のこと。労働基準法に違反することとなる。

表19-1 愛媛の賃金不払い残業に係る遡及是正状況（100万円以上）

#### 業種別事業数の推移

(単位：件)

業種	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	前年比
業種計	19	16	18	35	27	25	23	13	13	0
製造業	3	6	10	16	13	4	3	2	4	2
建設業	—	—	—	—	1	0	4	0	1	1
商業	5	4	1	12	6	11	11	3	4	1
運輸・交通業	—	—	—	—	1	1	0	2	0	-2
金融・広告業	1	0	2	1	0	2	0	0	1	1
保健衛生業	1	2	0	2	1	1	2	2	1	-1
接客娯楽業	3	1	1	2	3	1	2	2	0	-2
その他	6	3	4	2	2	5	1	2	2	0

#### 業種別対象労働者数の推移

(単位：人)

業種	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	前年比
業種計	2,462	547	671	1,044	633	779	779	668	871	203
製造業	43	135	394	449	123	97	148	61	234	173
建設業	—	—	—	—	13	0	107	0	36	36
商業	577	129	20	432	289	317	277	161	51	-110
運輸・交通業	—	—	—	—	50	20	0	23	0	-23
金融・広告業	1,279	0	135	24	0	23	0	0	400	400
保健衛生業	146	84	0	39	54	11	158	339	127	-212
接客娯楽業	107	185	19	60	41	1	53	17	0	-17
その他	310	14	103	40	63	310	5	67	23	-44

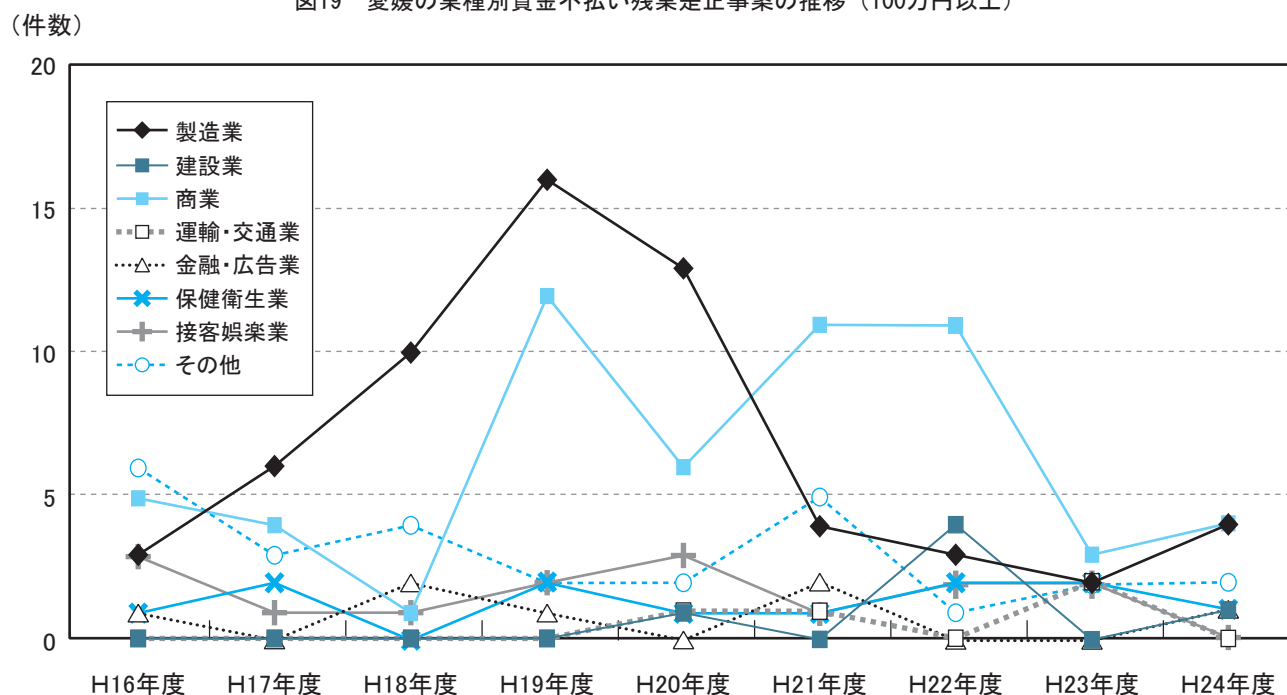
#### 業種別是正支払金額の推移

(単位：万円)

業種	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	前年比
業種計	25,214	5,333	5,084	9,527	6,682	9,074	7,894	3,178	6,142	2,964
製造業	402	2,988	3,723	5,504	2,909	1,490	939	426	605	179
建設業	—	—	—	—	101	0	1,188	0	252	252
商業	2,095	1,052	107	2,812	1,123	2,823	3,190	527	1,352	825
運輸・交通業	—	—	—	—	1,164	187	0	437	0	-437
金融・広告業	19,337	0	327	421	0	330	0	0	3,493	3,493
保健衛生業	717	304	0	291	128	204	806	707	132	-575
接客娯楽業	928	294	220	285	715	462	1,657	238	0	-238
その他	1,735	695	707	214	542	3,578	114	843	308	-535

資料出所 「愛媛労働局まとめ」より作成

図19 愛媛の業種別賃金不払い残業是正事案の推移（100万円以上）



資料出所 「愛媛労働局まとめ」より作成。

表19-2 愛媛の賃金不払い残業にかかる遡及是正状況（10万円以上）

	平成24年度に10万円以上の遡及是正をした事案				
	事案数	是正支払額	対象労働者数	1企業当たり是正額	労働者一人当たり是正額
製造業	27	12,771,310	589	473,011	21,683
建設業	6	3,809,533	68	634,922	56,023
運輸交通業	7	2,324,068	78	332,010	29,796
貨物取扱業	1	219,667	3	219,667	73,222
商業	24	19,460,193	247	810,841	78,786
金融広告業	2	35,443,263	407	17,721,632	87,084
通信業	1	128,367	19	128,367	6,756
保健衛生業	5	3,090,302	425	618,060	7,271
接客娯楽業	3	1,227,596	15	409,199	81,840
清掃・と畜業	2	293,041	18	146,521	16,280
その他	8	5,924,790	213	740,599	27,816
合計	86	84,692,130	2,082	984,792	40,678

資料出所 「愛媛労働局まとめ」より作成。

表19-3 全国の不払残業是正指導結果の推移

	100万円以上の割増し賃金の是正支払い事案							
	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	対前年
是正企業数	1,679社	1,728社	1,533社	1,221社	1,386社	1,312社	1,277社	-35社
対象労働者数	182,561人	179,543人	180,730人	111,889人	115,231人	117,002人	102,379人	-14,623人
割増賃金支払い額	227億1,485万円	272億4,261万円	196億1,351万円	116億298万円	123億2,358万円	145億9,957万円	104億5,693万円	-41億4,264万円
1企業平均額	1,353万円	1,577万円	1,263万円	950万円	889万円	1,113万円	819万円	-294万円
1労働者平均額	12万円	15万円	11万円	10万円	11万円	12万円	10万円	-2万円

資料出所：厚生労働省 平成24年度「監督指導による賃金不払残業の是正結果」より作成

# V 高齢者の状況

## 20 進む愛媛の高齢化

愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課調査によると、2013年4月1日現在で愛媛県内の65歳以上の人口は397,589人で、前年同月より11,790人増となっている。

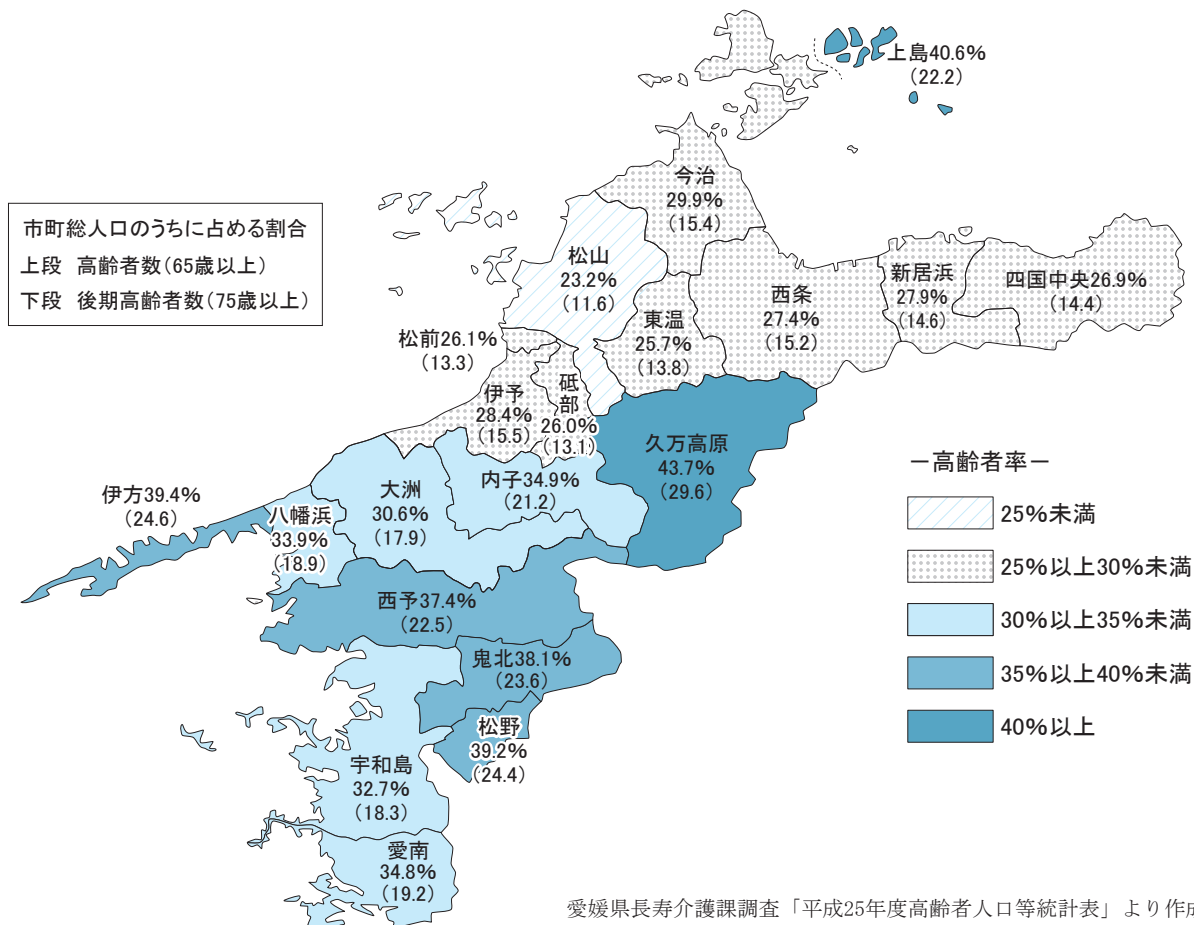
2012年10月実施の総務省「人口推計年報」で都道府県別にかつブロック別にかけて高齢化率（総人口に対する65歳以上人口の割合）を整理したのが右表である。愛媛県の高齢化率は27.8%で、都道府県の高位順で9位となっている。前年に比べ0.8ポイント上昇し、順位は変わらなかった。なお全国平均は24.1%で0.8ポイント上昇している。この表からも分かるように都道府県の高齢化率には大きな違いがみられ、秋田県の30.7%をトップにして最も低いのが沖縄の17.7%となっている。各地域別にみると東北、中国・四国に高齢化率が高い県が

比較的集中しているが、総じて全国的に高齢化率が上昇傾向にあるのは言うまでもない。

地域間の格差は、県内でみるとさらに拡大する傾向にあり、下図のとおり高齢化率が最も低い松山市（23.2%）と最も高い久万高原町（43.7%）との間には20.5ポイントの差がある。

ついで30%を超えている自治体は、伊方町（39.4%）、上島町（40.6%）、松野町（39.2%）、鬼北町（38.1%）、西予市（37.4%）そして内子町（34.9%）、愛南町（34.8%）、八幡浜市（33.9%）、宇和島市（32.7%）、大洲市（30.6%）の4市6市町である。他の8市町は20%台である。しかしながら、県内20市町は共通して高齢化率が年々上昇しており、高齢化の問題は少子化の問題と共に地域の過疎・過密問題等と総合して把握することが重要である。

図20 愛媛県内市町別高齢者人口（65歳以上）の割合（2013年4月現在）



愛媛県長寿介護課調査「平成25年度高齢者人口等統計表」より作成。

表20 都道府県別高齢者人口(65歳以上人口)の割合 (2012年)

順位	北海道・東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州
1	秋田県 30.7					
2					高知県 30.1	
3					島根県 30.0	
4					山口県 29.2	
5				和歌山県28.4		
6	山形県 28.3				徳島県 28.0	
7					<b>愛媛県 27.8</b>	
8	岩手県 27.9					
9			富山県 27.6			
10						
11						大分県 27.6
12			長野県 27.4			
13			新潟県 27.2			
14					鳥取県 27.1	
15					香川県 27.1	
16						鹿児島県27.0
17						長崎県 27.0
18	青森県 27.0					
19						宮崎県 26.7
20						熊本県 26.5
21					岡山県 26.2	
22	福島県 26.0					
23	北海道 26.0					
24			福井県 26.0			
25			山梨県 25.6			
26				奈良県 25.5		
27						佐賀県 25.4
28				三重県 25.3		
29					広島県 25.2	
30			岐阜県 25.2			
31			石川県 25.0			
32			静岡県 25.0			
33		群馬県 24.9				
34				京都府 24.7		
35				兵庫県 24.3		
36		茨城県 23.8				
37				大阪府 23.7		
38						福岡県 23.3
39		栃木県 23.2				
40		千葉県 23.2				
41	宮城県 23.0					
42		埼玉県 22.0				
43				滋賀県 21.6		
44		神奈川県21.5				
45			愛知県 21.4			
46		東京都 21.3				
47						沖縄県 17.7

資料出所 総務省統計局「人口推計」(2012年10月1日現在)

(注) 統計表単位未満は四捨五入しており、同数値であっても順位は異なる場合がある。



## 21 要介護（要支援）認定者数の状況

厚生労働省「介護保険事業状況報告」によると、県内の要介護（要支援）認定者数の推移は、2000年4月の3万5,810人から2013年4月には8万4,570人へと2倍以上増加している。65歳以上人口に占める要介護（要支援）認定者数の割合、認定者割合も2000年4月の11.25%から2013年4月は21.18%へと倍近くになっている。

なお、2006年4月に行われた介護保険制度の大幅な改定により、要介護認定・要支援認定区分変更が実施されたため、それまでの主として要支援と要介護1が要支援1、要支援2および経過的要介護の区分となっている。

要介護1について見てみると、2007年以降減少傾向にあったが、2009年12,564人を底に再び増加傾向にあり、2013年4月30日時点は15,912人と前年比1,083人増（7.3%増）となっている。

2012年4月末時点の認定者数を中国・四国の9県別にみると、認定者割合は、最も低い山口県の19.2%から最も高い徳島県の21.4%まで2.2ポイントの差があるが、両県の間に他の7県が位置していることになり、9県で大きな差異はない。必ずしも高齢化率が高い県と認定者割合に相関関係があるとはいえない。

表21-1 愛媛の要介護（要支援）認定者数の推移

		2000年 4月30日	2005年 4月30日	2006年 4月30日	2007年 4月30日	2008年 4月30日	2009年 4月30日	2010年 4月30日	2011年 4月30日	2012年 4月30日	2013年 4月30日
被 保 険 者 数	合 計	318,422	349,884	357,656	365,609	370,787	376,515	381,544	381,438	388,533	399,344
	第1号被保険者	317,454	347,937	355,565	363,508	368,644	374,357	379,376	379,237	386,341	397,247
	第2号被保険者	968	1,947	2,091	2,101	2,143	2,158	2,168	2,201	2,192	2,097
要 支 援 ・ 要 介 護 認 定 者 数	合 計	35,810	65,575	69,782	70,545	72,013	73,766	75,236	77,725	80,801	84,570
	要支援	5,526	11,907	—	—	—	—	—	—	—	—
	要支援1	—	—	393	4,120	8,933	9,518	10,484	11,761	11,794	12,970
	要支援2	—	—	486	5,384	10,752	11,255	10,757	10,180	10,894	11,567
	経過的要介護	—	—	12,864	6,891	17	—	—	—	—	—
	要介護1	8,757	21,577	21,596	17,045	12,629	12,564	13,107	14,093	14,829	15,912
	要介護2	6,109	9,228	10,019	11,080	11,869	11,874	11,840	12,056	12,767	12,756
	要介護3	4,868	7,589	8,451	9,395	10,430	10,820	10,014	9,895	10,022	10,293
	要介護4	5,449	7,338	7,897	8,115	8,559	8,805	9,380	9,461	9,670	10,261
要介護5	5,101	7,936	8,076	8,515	8,824	8,930	9,654	10,279	10,825	10,811	
認定者割合(%)		11.25	18.74	19.51	19.30	19.42	19.59	19.72	20.40	20.80	21.18

資料出所 資料出所 厚生労働省老健局介護保険課「介護保険事業状況報告」より作成。

- (注)
- 1) 2006年4月から介護保険制度改定により、要介護認定・要支援認定区分変更が実施されたため留意が必要。
  - 2) 2000年4月現在の人数は、旧措置入所者で非該当のものを「要支援」に整理している。
  - 3) 第2号被保険者数は、被認定者数である。
  - 4) 第1号被保険者数・要介護（要支援）認定者数は当月末実績、居宅介護（支援）サービス受給者数・施設介護サービス受給者数・保険給付決定状況は、前々月サービス分である。
  - 5) 計数のない場合を — とする。
  - 6) 数値は、暫定版であり今後変更がある。

表21-2 中四国の県別にみた要介護（要支援）認定者数（2013年4月末現在）

保 険 者	要支援1	要支援2	経過的 要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計	認定者 割合
鳥 取 県	3,862	4,849	—	5,016	5,549	4,396	4,376	4,246	32,294	20.2%
島 根 県	5,894	5,596	—	9,241	8,073	5,797	5,380	5,227	45,208	21.1%
岡 山 県	14,835	15,716	—	19,564	18,719	13,266	12,669	11,588	106,357	20.7%
広 島 県	25,374	21,511	—	27,984	23,358	17,710	15,348	15,552	146,837	20.2%
山 口 県	12,060	10,518	—	17,607	13,284	10,000	9,738	8,426	81,633	19.2%
徳 島 県	6,731	7,513	—	7,493	8,372	6,147	5,654	4,814	46,724	21.4%
香 川 県	5,460	8,226	—	10,545	10,184	7,124	5,953	5,460	52,952	19.5%
愛 媛 県	12,970	11,567	—	15,912	12,756	10,293	10,261	10,811	84,570	21.1%
高 知 県	6,097	5,547	—	8,652	6,895	5,871	6,085	6,282	45,429	19.9%

表21-3 愛媛県内の市町別にみた要介護（要支援）認定者数（2013年4月末現在）

保 険 者	要支援1	要支援2	経過的 要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計	認定者 割合
松 山 市	4,825	3,843	—	5,122	3,278	2,619	2,784	3,107	25,578	21.2%
今 治 市	1,121	1,459	—	1,856	1,988	1,495	1,299	1,410	10,628	20.9%
宇和島市	1,521	726	—	1,201	885	702	695	902	6,632	24.1%
八幡浜市	382	218	—	617	310	281	337	290	2,435	19.0%
新居浜市	858	1,037	—	1,387	1,475	1,078	941	1,007	7,783	22.3%
西 条 市	881	750	—	1,209	1,007	786	714	874	6,221	19.8%
大 洲 市	426	361	—	538	363	349	356	283	2,676	18.5%
伊 予 市	311	280	—	446	240	266	365	225	2,133	19.1%
四国中央市	544	943	—	831	1,050	810	794	697	5,669	22.7%
西 予 市	428	454	—	556	440	355	419	505	3,157	20.0%
東 温 市	240	370	—	318	328	247	263	253	2,019	22.9%
上 島 町	92	77	—	122	79	60	62	99	591	19.3%
久万高原町	160	104	—	179	164	159	152	151	1,069	24.9%
松 前 町	304	170	—	316	185	195	199	133	1,502	18.4%
砥 部 町	157	147	—	220	151	161	146	124	1,106	19.1%
内 子 町	159	141	—	245	205	171	176	183	1,280	20.1%
伊 方 町	202	101	—	205	98	85	85	110	886	20.4%
松 野 町	47	50	—	81	57	53	58	53	399	23.5%
鬼 北 町	121	106	—	209	134	122	104	146	942	21.6%
愛 南 町	191	230	—	254	319	299	312	259	1,864	21.9%

# VI 生活環境と生活問題

## 22 松山市の消費者物価指数

物価が上昇すれば相対的に貨幣価値は下がる。仮に物価が10%上昇すれば、それまで10個買っていたものが同じ値段で9個しか変えなくなるわけだから、「出費を増やす」か「購入数を減らす」かしないと生活が維持できなくなる。

春闘賃上げにおけるベースアップとは、生活向上、企業業績配分のほかに、この物価上昇分の確保を基本にしている。定期昇給分のみでの賃上げでは、物価上昇下においては実質賃下げに他ならない。

愛媛県の消費者物価指数については、県庁所在地のデータとして松山市の物価が調査されている。

2013年の月別の推移を生鮮食品を除く総合物価指数の推移でみると、横ばいで推移している。

日本経済がデフレに陥ってから15年も経過している。図22-2でみると、物価下落以上のテンポで労働者賃金は下がり、当然のごとく勤労者世帯の消費支出も下がり続けている。

デフレからの脱却、内需喚起が言われて久しいが、デフレ解消のためには消費者購買力の向上が必要であり、それには一般消費者である勤労者所得の引き上げや、将来不安の解消なくしては成り立たない。

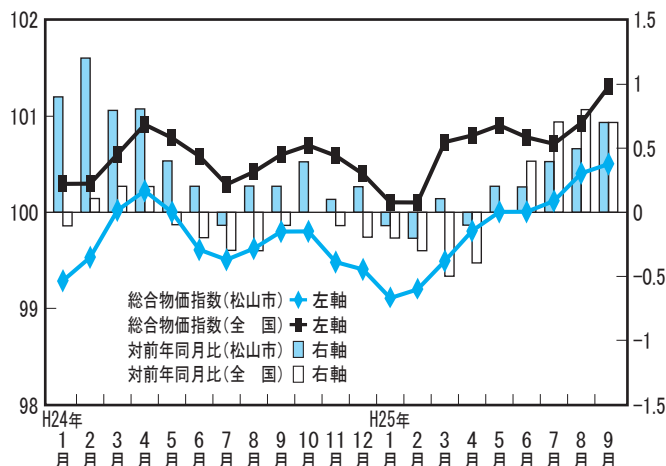
表22 松山市の消費者物価指数

(H22年=100)

	総合	対前年(月)比	総合(生鮮食品を除く)	食料	住居	光熱水道	家具・家事用品	被服・履き物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
19年	100.5	0.0	101.1	95.7	102.6	96.7	107.2	100.7	101.3	101.9	111.3	104.6	99.9
20年	102.1	1.6	102.6	98.7	100.9	102.6	108.5	102.7	101.2	104.2	113.3	104.5	100.7
21年	100.6	-1.5	101.2	98.7	100.6	100.6	107.7	97.8	100.7	99.0	114.6	102.2	99.4
22年	100.0	-0.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
23年	100.1	0.1	100.1	100.4	100.8	102.5	96.8	98.0	99.2	100.9	97.2	97.2	103.5
24年	100.6	0.4	100.5	101.4	101.7	104.0	94.4	98.0	98.0	101.3	97.4	97.0	103.3
H25年 1月	100.2	-0.4	100.1	101.9	101.6	104.0	88.8	94.5	97.8	101.0	97.4	95.7	103.4
2月	100.0	-0.5	100.1	101.8	101.7	104.3	87.9	91.9	97.7	101.6	97.4	95.0	103.8
3月	100.5	-0.4	100.7	101.0	101.6	104.4	94.4	98.0	98.1	102.1	97.4	95.4	104.3
4月	100.6	-0.4	100.8	100.7	101.6	105.4	93.7	99.7	97.7	102.6	97.6	95.2	104.5
5月	100.8	-0.1	100.9	101.2	101.6	106.1	95.0	99.0	97.6	103.0	97.6	94.9	104.3
6月	100.7	0.0	100.8	101.1	101.6	106.6	93.2	98.2	98.1	102.8	97.6	94.9	104.1
7月	100.7	0.4	100.7	101.5	101.6	106.9	92.3	95.3	98.0	103.1	97.6	95.4	104.2
8月	100.9	0.6	100.9	101.7	101.6	107.0	91.1	93.4	97.8	104.4	97.6	96.3	104.1
9月	101.5	1.0	101.3	102.6	101.6	111.2	92.3	98.9	98.0	103.6	97.6	95.3	104.1
H24年全国	99.7	0.0	99.7	99.7	99.5	107.3	91.7	99.7	98.5	101.5	98.2	94.5	103.5

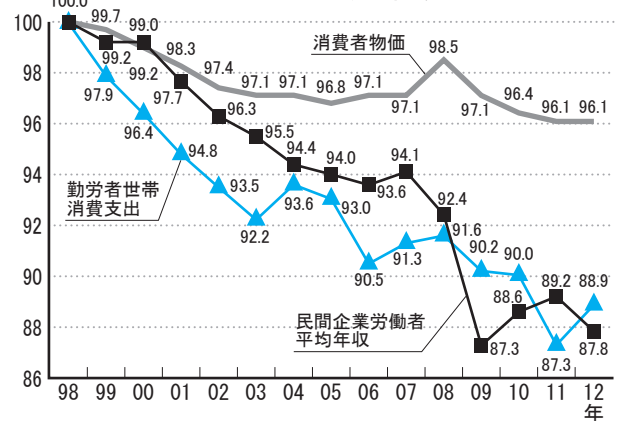
資料出所 総務省統計局まとめ。以下、同じ。

図22-1 松山市の総合物価指数(生鮮食品を除く)の推移



注) 生鮮食品は豊作・不作などによって価格変動が大きいため、ここでは生鮮食品を除く総合指数をみる。

図22-2 デフレ経済下での物価、賃金、労働者の生活(全国)(1998年=100とする指数)



出所: 総務省「消費者物価指数」生鮮食品を含む総合。国税庁「税務統計からみた民間給与の実態」1年を通じて働いた者の集計。総務省「家計調査」勤労者・2人以上世帯

## 23 子どもの教育費

日本が抱える大きな問題のひとつに少子化問題がある。出生率の低下は、将来の社会保障負担、国内生産・需要等に多大な影響を与えることになる。厚生労働省発表の2012年合計特殊出生率は1.41であり、総務省統計局の推計による15歳未満の子どもの数(2012.4.1現在)は1,664万人で31年連続減、世界最低水準の状況が続いている。

出生率の低下は晩婚化や未婚率の上昇、さらには仕事と子育ての両立の難しさや、子育てにかかるコストが大きな要因として考えられる。

子どもの教育費について詳しく見ていきたい。愛媛銀行が県内の家庭を対象に行った「大学生の教育費に関するアンケート調査」によると、まず受験にかかる総費用(受験料・交通費・宿泊代)の出費は23.4万円(受験校数平均2.7校)となっている。また学費平均(年間額)は、国公立で64.8万円、私

立文系で103.7万円、私立理系では132.4万円となっている。さらに自宅外の学生であれば仕送りも必要となり、仕送り額平均は月額9.8万円(うち住居費は5.0万円)で、4年間で換算すると470.4万円にもなる。

日本政策金融公庫が行っている平成25年度「教育費負担の実態調査結果」による「小学校以上に在学中の子ども全員にかかる費用」の世帯年収に対する割合は平均40.1%で、さらに図23-2からは所得が低い世帯ほどその負担は大きく、200万円以上400万円未満では実に58.2%にも上る。

昨今は、奨学金返済について、厳しい雇用情勢や働く環境を背景に、卒業後の若者たちの大きな負担となっていることが社会問題化しつつある。これからの日本を支えていく世代をどう支援するか、早急な対策が求められる。

表23-1 大学にかかる年間学費

	(平均)
国公立	64.8万円
私立文系	103.7万円
私立理系	132.4万円

表23-2 大学4年間にかかる総費用(学費+生活費)の平均

	国公立	私立(文系)
自宅生	112.8万円/年×4年間=451.2万円	133.2万円/年×4年間=532.8万円
自宅外生	177.6万円/年×4年間=710.4万円	231.6万円/年×4年間=926.4万円

資料出所 ひめぎん情報センター 2013年大学生の教育費に関するアンケート調査

表23-3 保育園から高校までにかかった教育費

	保育園	幼稚園	小学校(6年間)	中学校(3年間)	高校(3年間)	予備校	全体平均
公立	54.1万円	44.1万円	53.0万円	62.4万円	86.3万円	106.0万円	262.8万円
私立	68.8万円	62.6万円	69.4万円	63.1万円	92.3万円		

資料出所 ひめぎん情報センター 2013年大学生の教育費に関するアンケート調査

図23-1 在学費用の年収に対する割合

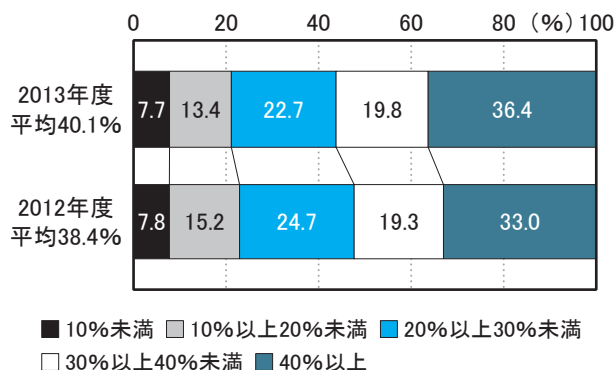
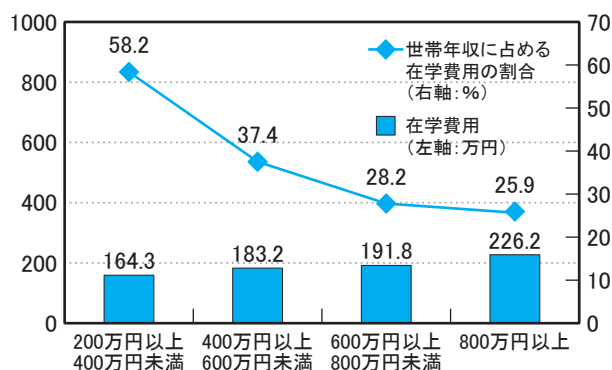


図23-2 年収階層別にみた年収に占める在学費用の割合



資料出所 日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査」より作成。以下、同じ。

(注) 小学校以上に在学中の子ども2人を持つ世帯における子ども全員にかかる在学費用が年収に占める割合

## 24 愛媛の勤労者の景況感とくらし（第5回愛媛勤労者定期観測調査 結果速報）

この項では、愛媛県労働者福祉協議会が実施する「愛媛勤労者定期観測調査（勤労者短観調査）」を紹介する。調査は、県内勤労者を対象に年2回「景況感、仕事の現状、暮らし向き等」についての質問票によるアンケート調査となっている。

勤労者自身が景気や雇用、生活の状況（家計）について日頃どうみているのかの動向データを蓄積していくことで、一般的に実施されている企業景気動向調査との比較・差違を図り、勤労者福祉の向上にむけて様々な場面で活用していくことを目的に実施している。

2013年11月に第5回調査を実施し、事業所の登録モニター505名に協力を依頼し、407名（有効回答数405名）からの回答を得た。（※第6回調査は2014年11月に実施予定）

第5回 愛媛県勤労者短観調査 回答者属性

アンケート有効回答数	405		居住地		
性別	人	%	東予	人	%
男性	276	68.1	中予	168	41.5
女性	129	31.9	南予	187	46.2
年齢構成	人	%	その他	45	11.1
20歳代	59	14.6	年収	人	%
30歳代	109	26.9	200万円未満	37	9.1
40歳代	126	31.1	200万円～400万円未満	125	30.9
50歳代	93	23.0	400～600万円未満	137	33.8
60歳以上	18	4.4	600～800万円未満	81	20.0
業種	人	%	800万円以上	13	3.2
民間製造業	170	42.0	NA	14	3.5
民間非製造業	157	38.8	就業形態	人	%
公務員	24	5.9	正規	344	84.9
その他(医療、福祉団体等)	54	13.3	非正規	60	14.8
			NA	3	0.7

### ～職場や仕事について～

#### 《勤め先の経営状況》……………図 24-1

1年前と比べて勤め先の経営状況が「悪くなったと思う」が「良くなったと思う」を大きく超過した。経営状況DIで見ると、前回調査で見られた景況感の改善は、今回調査では見られず横ばいとなった。

#### 《身の回りの物価》……………図 24-2

1年前と比べて身の回りの物価について「上がったと思う」が増加。身の回り物価DIは上昇しており、勤労者が感じる物価は上昇傾向にある。

#### 《賃金収入》……………図 24-3

1年前と比べて賃金収入が「増えた」が減り、「減った」が増えた。賃金収入DIは下落し、調査開始以来、最低になった。

#### 《勤め先の仕事の満足感》……………図 24-4

「満足」が減少し、仕事満足DIは下落した。

#### 《仕事での不安・悩み》……………図 24-5

第1回調査から変わらず「将来の収入」への不安（50.2%）が突出。「毎月の収入の少なさ」（30.1%）、「一時金の少なさ」（20.9%）といった金銭面の不安が上位にきている。

### ～暮らし向きについて～

#### 《世帯全体の収入》……………図 24-6

前回調査と比べ、世帯全体の収入は「減った」が増え、世帯収入DIは下落した。

#### 《生活の満足感》……………図 24-7、図 24-8

前回調査と比べ「満足」が減少し、生活満足DIは下落した。世帯収支との関連性、仕事の満足感との関連性が見られる。

《暮らし向きに関連した不安・悩み》……………図 24-9

「預貯金など資産の少なさ」、「自分や家族の健康」、「自分自身または配偶者の老後」が第1回調査から変わらず上位になった。

総括

前回の第4回調査（2013年5月調査）では、仕事と暮らしの両面で改善の動きが見られたが、今回の第5回調査（2013年11月調査）では、その動きにブレーキがかかっている。全体として、県内勤労者は勤め先の経営状況に対する評価を変えていないが、身の回りの物価が上昇し、賃金収入が下落する中で、暮らし向きが悪化していると捉えること、将来への不安が高まっていることが確認された。

図24-1 勤め先の現在の経営状況（1年前と比べて）

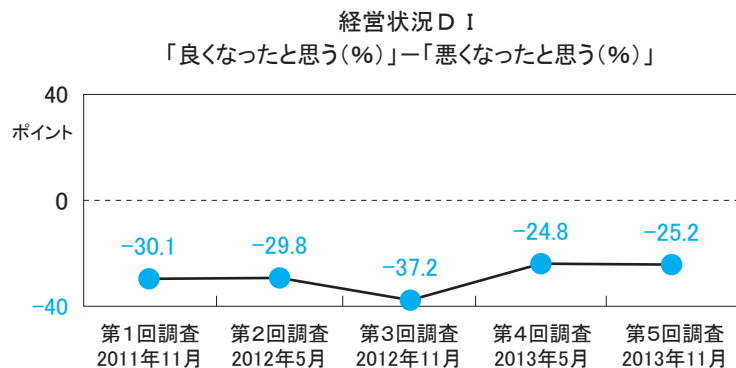
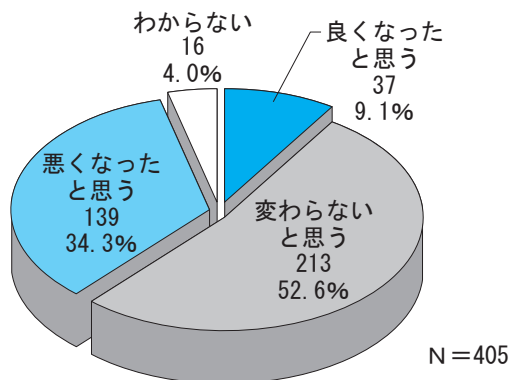


図24-2 日常生活に関連した商品やサービスの価格（1年前と比べて）

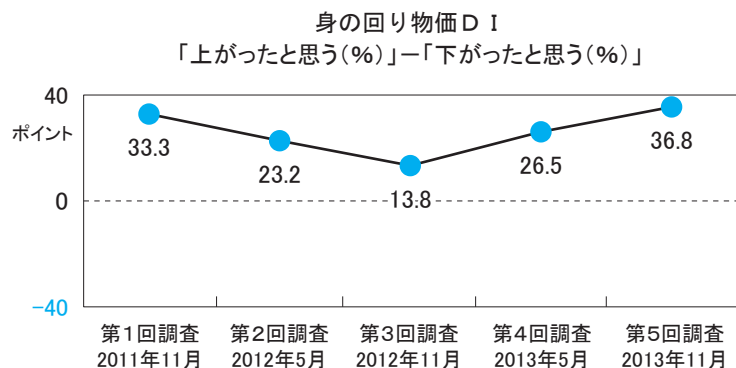
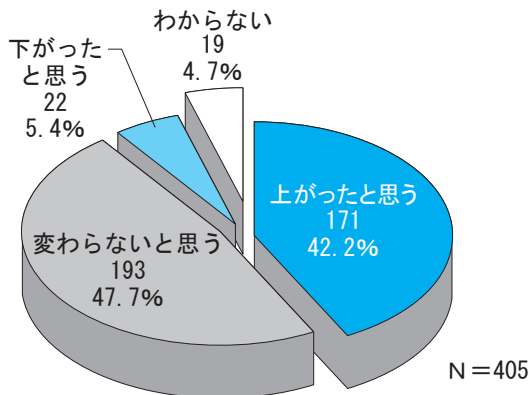


図24-3 あなたの賃金収入（1年前と比べて）

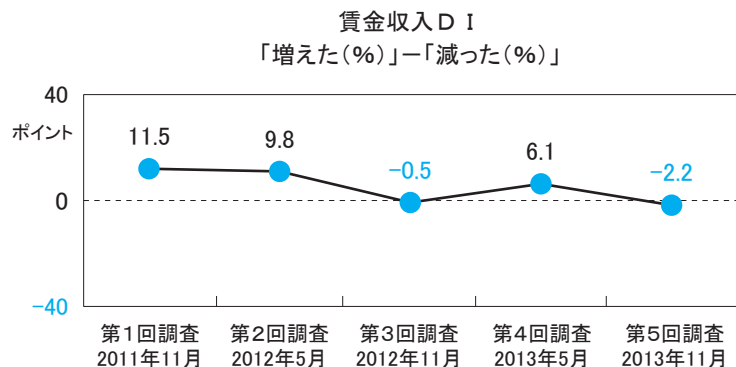
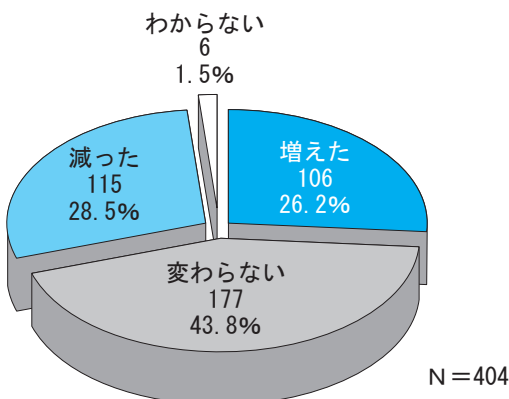


図24-4 仕事の満足感

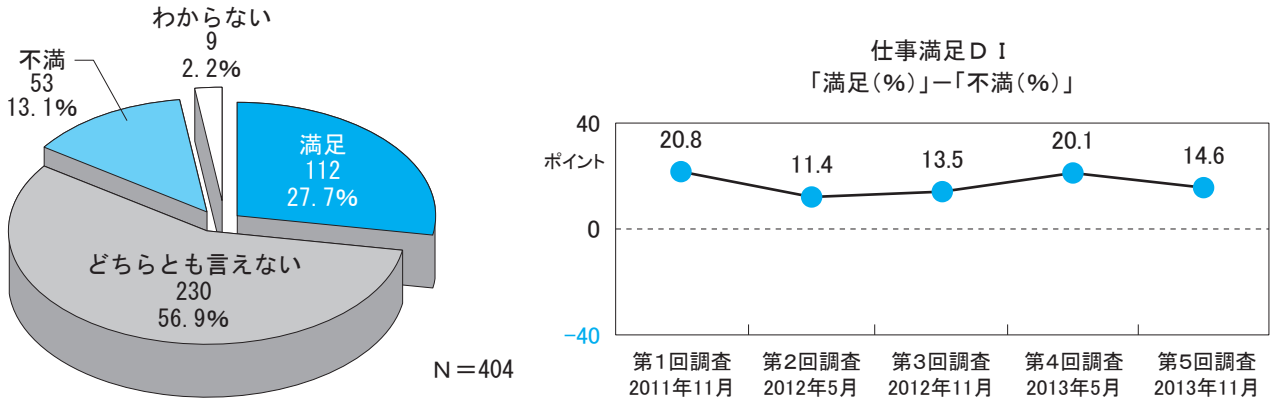


図24-5 仕事に関連して、この半年間に特に不安に思ったこと・悩んだこと（3つまで選択可）

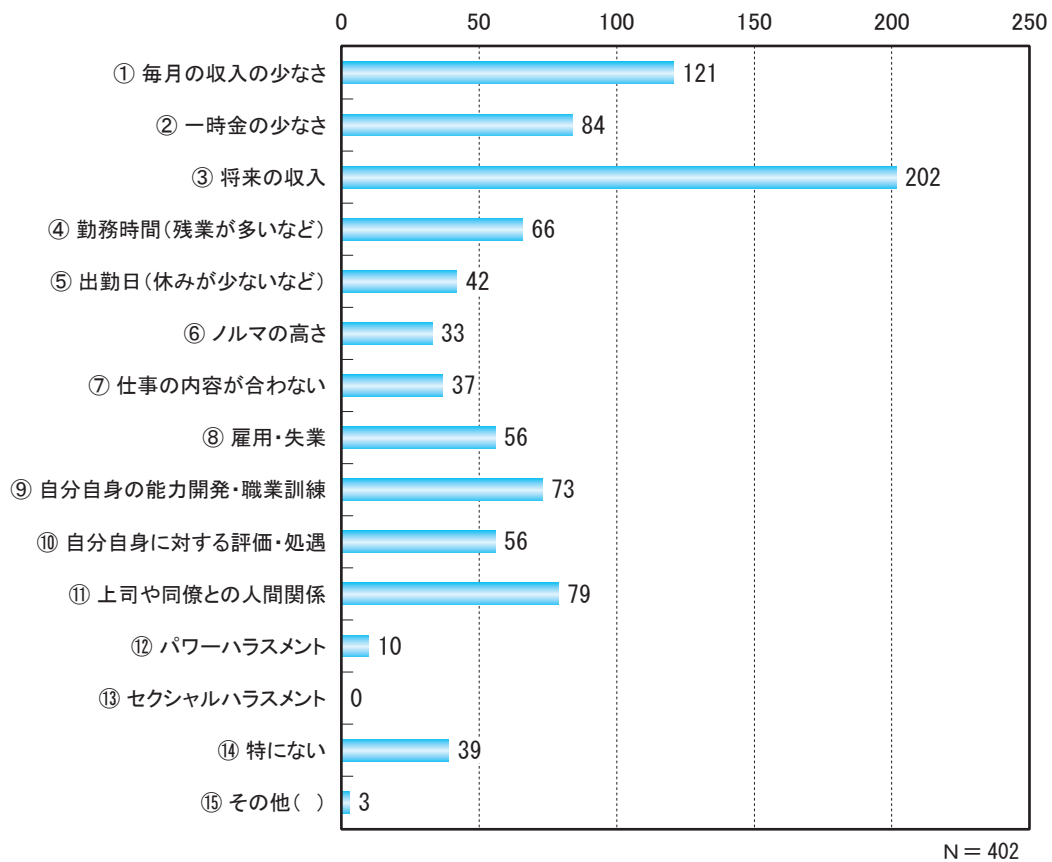


図24-6 世帯全体の収入（1年前と比べて）

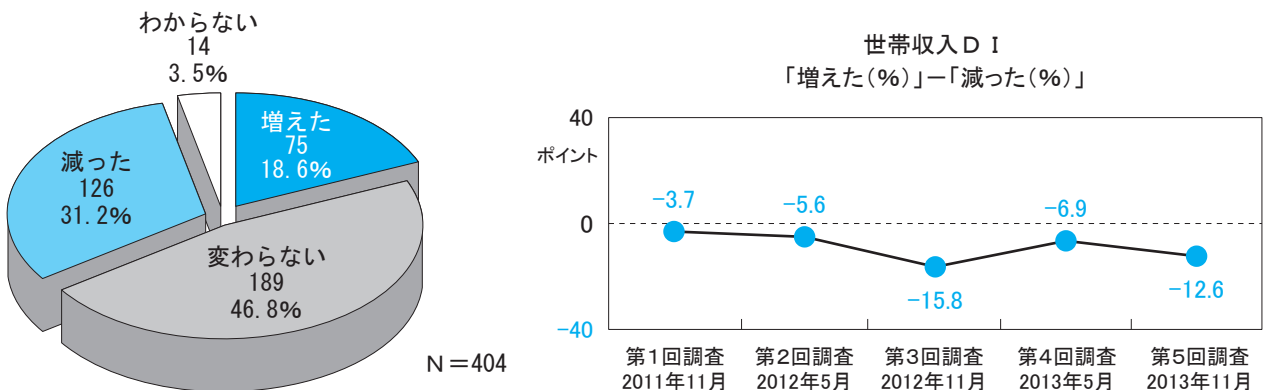


図24-7 生活の満足感

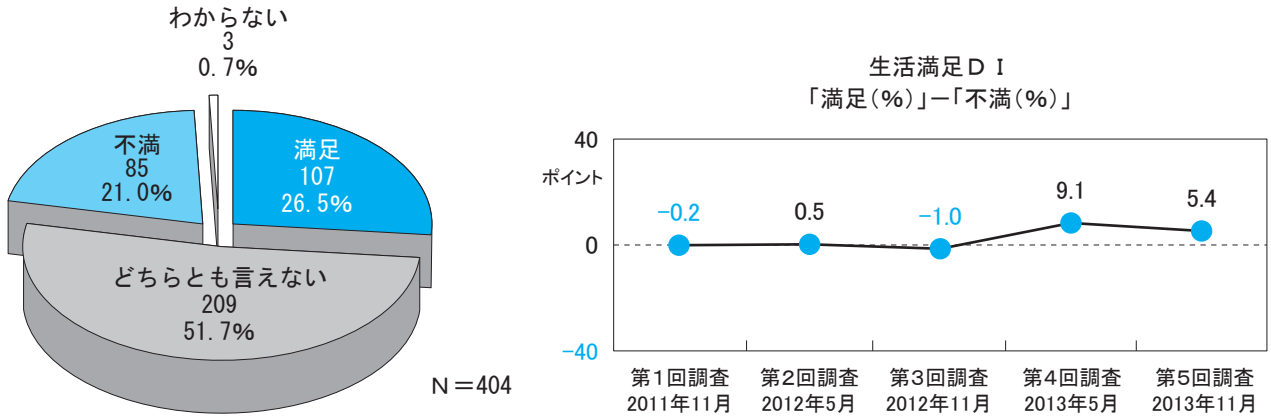


図24-8 仕事の満足感と生活の満足感

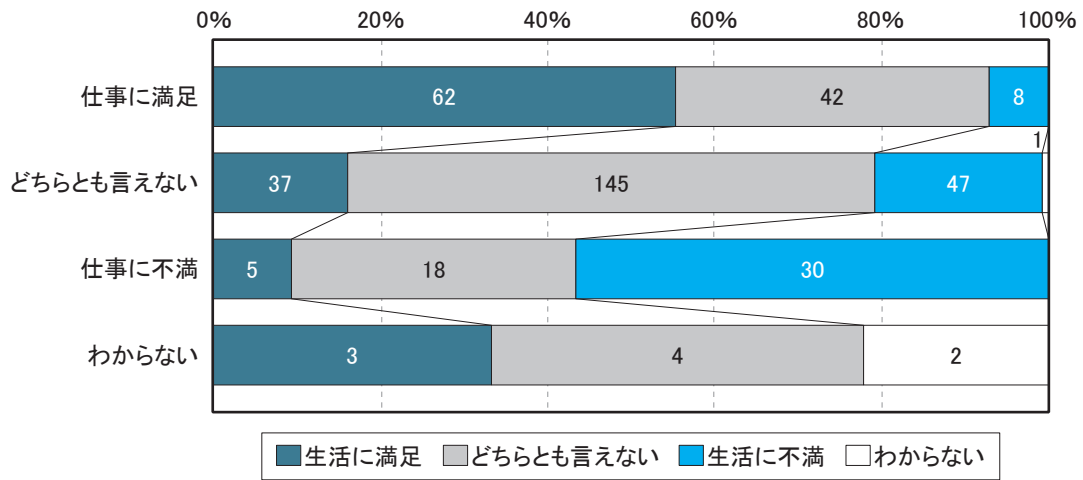
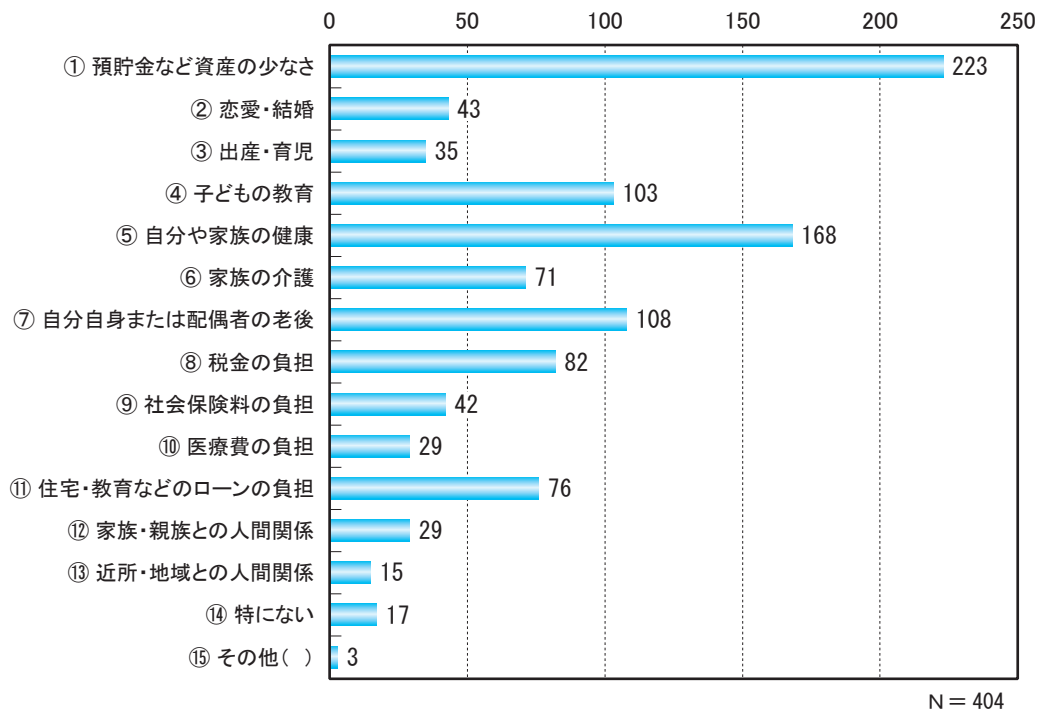


図24-9 暮らし向きに関連して、この半年間に特に不安に思ったこと・悩んだこと（3つまで選択可）





## 図 表 一 覧

図 2	愛媛の業況判断の長期的推移	5頁
表 2	全国と愛媛の主要経済指標	6頁
図 3-1	愛媛における有業者数、無業者数及び有業率の推移	7頁
図 3-2	愛媛の年齢別有業率	8頁
図 3-3	愛媛における新規就業者に占める「非正規就業者」の割合の推移	8頁
図 3-4	愛媛における雇用形態間の就業移動状況（平成19年10月以降の5年間）	8頁
図 4-1	愛媛の中小企業の経営上のあい路	9頁
図 4-2	愛媛の中小企業の経営状況	10頁
図 4-3	愛媛の中小企業の今後の経営方針	10頁
図 4-4	愛媛の中小企業の経営上の強み（上位3項目）	10頁
図 4-5	労働組合の組織状況	10頁
表 4-1	愛媛の中小企業の女性常用労働者比率（2012年）	10頁
表 4-2	愛媛の中小企業のパートタイム労働者比率（2012年）	10頁
図 5	愛媛の春季賃上げの推移（連合愛媛全体集計結果より）	11頁
表 5-1	連合愛媛の賃上げ集計（全体集計・加重平均）	12頁
表 5-2	連合愛媛の賃上げ集計（地場集計・加重平均）	12頁
表 5-3	全国の賃上げ状況（連合集計）	12頁
表 5-4	全国主要企業春季賃上げ状況の推移（厚生労働省集計）	12頁
表 6-1	毎月勤労統計調査でみる愛媛の産業別現金給与額（2012年）	13頁
図 6	愛媛の名目賃金指数と前年比・前年同月比の推移	14頁
表 6-2	愛媛の雇用形態別にみた1人平均月間現金給与額（2012年）	14頁
図 7	時間賃金と女性パート賃金・地域別最賃の都道府県別比較（2012年）	15頁
表 7	都道府県別にみた時間賃金率の比較	16頁
図 8	愛媛の企業規模別年間賃金の推移（男性労働者）	17頁
表 8-1	愛媛の企業規模別・年齢別賃金格差（2012年・男性労働者・産業計）	18頁
表 8-2	年間賃金でみた愛媛の企業規模別賃金格差の推移	18頁
表 9-1	愛媛と全国の男女間賃金格差の推移	19頁
図 9	愛媛の年齢別所定内賃金の男女格差（2012年）	20頁
表 9-2	愛媛の年齢別賃金の男女間格差（2012年）	20頁
図10-1	愛媛のパートタイム女性労働者の時間賃金の推移	21頁
表10-1	愛媛のパートタイム女性労働者の時間賃金	22頁
表10-2	都道府県別にみたパートタイム女性労働者の時間賃金と地域間格差	22頁
表10-3	正規・非正規別の賃金実態（全国結果）	22頁
図10-2	年齢階級別にみる正規・非正規の賃金カーブ（全国結果）	22頁
図11	一般労働者の賃金と地域別最低賃金の時間額比較（2012年水準）	23頁
表11-1	地域別最低賃金 引き上げ額の推移	24頁
表11-2	2013年度地域別最低賃金改定状況	24頁
図12	個別賃金要求における賃金プロット図のイメージ	25頁
表12	愛媛の賃金構造（男性労働者・2012年ベース）	26頁
図13	連合愛媛中小地場（299人以下）の賃金水準比較	28頁
表13-1	連合愛媛 2014年度地域ミニマム設定値	28頁
表13-2	連合愛媛年齢別賃金特性値表（299人以下・地場・男女計）	29頁
表13-3	連合愛媛年齢別賃金特性値表（全体・男女計）	30頁

図14-1	愛媛における一般労働市場の推移	31頁
表14	愛媛における一般労働市場の推移	32頁
図14-2	地域別に見た有効求人倍率の推移	32頁
図15-1	愛媛県の就業・失業状況	33頁
表15-1	愛媛県の就業・失業状況	34頁
表15-2	雇用形態別就業者（全国）	34頁
表15-3	国勢調査にみる愛媛の雇用者の従業上の地位（男女別）	34頁
図15-2	国勢調査にみる愛媛の雇用者の従業上の地位（男女別）	34頁
図16	愛媛の雇用者数・組合員数と組織率の推移	35頁
表16-1	愛媛の雇用者数・組合員数と組織率の推移	36頁
表16-2	愛媛の組合規模別の組合数及び組合員数	36頁
表16-3	全国の企業規模別（民営）労働組合員数及び推定組織率（単位労働組合）	36頁
表16-4	全国のパートタイム労働者の労働組合員数及び推定組織率の推移（単位労働組合）	36頁
表17-1	毎月勤労統計調査でみる愛媛の産業別月間労働時間と出勤日数（2012年）	37頁
図17-1	愛媛の労働時間指数と前年比・前年同月比の推移	38頁
表17-2	愛媛の平均月間労働時間の推移	38頁
図17-2	愛媛の雇用形態別にみた年間総労働時間の推移	38頁
表18-1	愛媛の産業別・男女別にみた労働時間（2012年）	39頁
表18-2	愛媛の中小企業の週所定労働時間（2012年）	40頁
表18-3	愛媛の中小企業の月平均残業時間（2012年）	40頁
図18	愛媛の中小企業の月平均残業時間（2012年）	40頁
表18-4	愛媛の中小企業の有給休暇取得状況（2012年）	40頁
表19-1	愛媛の賃金不払い残業に係る遡及是正状況（100万円以上）	41頁
図19	愛媛の業種別賃金不払い残業は正事案の推移（100万円以上）	42頁
表19-2	愛媛の賃金不払い残業に係る遡及是正状況（10万円以上）	42頁
表19-3	全国の不払い残業は正指導結果の推移	42頁
図20	愛媛県内市町別高齢者人口（65歳以上）の割合（2013年4月現在）	43頁
表20	都道府県別高齢者人口（65歳以上）の割合（2012年）	44頁
表21-1	愛媛の要介護（要支援）認定者数の推移	45頁
表21-2	中四国の県別にみた要介護（要支援）認定者数（2013年4月末現在）	46頁
表21-3	愛媛県内市町別にみた要介護（要支援）認定者数（2013年4月末現在）	46頁
表22	松山市の消費者物価指数	47頁
図22-1	松山市の総合物価指数（生鮮食品を除く）の推移	47頁
図22-2	デフレ経済下での物価、賃金、労働者の生活（全国）	47頁
表23-1	大学にかかる年間学費	48頁
表23-2	大学4年間にかかる総費用（学費＋生活費）の平均	48頁
表23-3	保育園から高校までにかかった教育費	48頁
図23-1	在学費用の年収に対する割合	48頁
図23-2	年収階層別にみた年収に占める在学費用の割合	48頁
愛媛の勤労者の景況感とくらし（第5回愛媛勤労者定期観測調査 結果速報）関連図表		49頁より

## 2014年 えひめ生活白書

---

2014年2月発行

編集発行 **一般社団法人 愛媛県労働者福祉協議会**  
**えひめ勤労者生活情報センター**

愛媛県松山市宮田町125番地2

TEL (089) 933-2871 FAX (089) 947-5616

URL <http://ehime.rofuku.net/>

印刷所 有限会社ウエストコピー

2014年 えひめ生活白書

一般社団法人 **愛媛県労働者福祉協議会**  
**えひめ勤労者生活情報センター**

〒790-0066 松山市宮田町125番地2  
TEL 089-933-2871  
FAX 089-947-5616